Nikon CSR REPORT 2014

CSR報告2014 一括印刷用PDF

CONTENTS

グループ概要

会社概要

社　名：株式会社ニコン
（英文社名）NIKON CORPORATION
本　社：〒100-8331
東京都千代田区有楽町1-12-1 新有楽町ビル
TEL：03-3214-5311
代表者：取締役社長 兼 社長執行役員　牛田一雄
設　立：1917年7月25日
資本金：65,475百万円（2014年3月末日現在）
売上高：連結 980,556百万円（2014年3月期）
単独 716,863百万円（2014年3月期）
社員数：連結 23,859名（2014年3月末日現在）
※正社員、嘱託およびグループ会社役員。
単独 5,684名（2014年3月末日現在）
※正社員および嘱託。ただし、（株）ニコンから他社への出向者は含まない。

ニコングループの主要事業

精機事業／映像事業／インストルメンツ事業／メディカル事業／カスタムプロダクツ事業／ガラス事業／エンコーダ事業／メガネレンズ事業

地域別グループ会社数（連結）（2014年3月末日現在）

地域	会社数
国内［（株）ニコンを除く］	15社
欧州	26社
アジア・オセアニア	18社
米州	11社

Web ニコングループ会社
http://www.nikon.co.jp/profile/corporate/group/
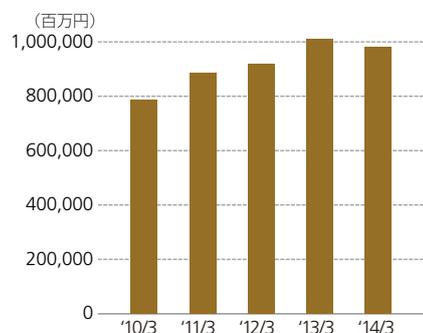
売上高推移（連結）
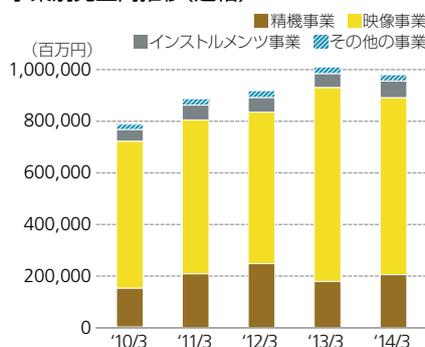
事業別売上高推移（連結）

地域別売上高推移（連結）
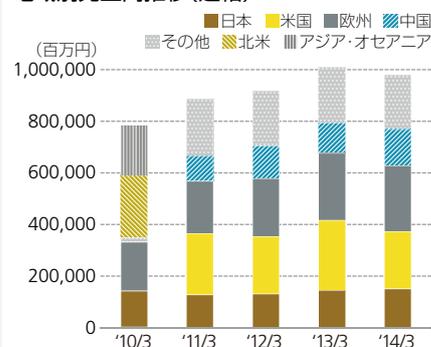
2014年版のCSR報告について

ニコングループでは、ステークホルダーの皆様との信頼関係を向上させるために、企業情報を積極的かつ公正に開示していくことが重要と認識しています。
2014年3月期の活動については、既存の情報発信の方法を見直し、ウェブサイトを中心にして報告を行っています。「CSR報告（一括印刷用PDF）」（本報告書）は、ウェブサイトを印刷してお読みになる方のために2014年8月公開時点の情報をまとめたものです※。「CSR報告ダイジェスト」については、PDF化し継続して発行しています。
なお、中華圏におけるCSR活動については、CSR報告書の中華圏ローカル版（簡体字・繁体字）にて報告しています。
そのほか、これまでの「アニュアルレポート」で報告してきた業績や戦略、事業概況などの財務情報に加え、CSR活動やコーポレート・ガバナンスなどの非財務情報を充実させた「ニコンレポート」を発行する予定です。

※「社会貢献活動」については、主な取り組みのみ抜粋して掲載しています。詳細については、ウェブサイトをご覧ください。

■ ニコンウェブサイトURL

http://www.nikon.co.jp/csr/

Web — 関連情報をニコンウェブサイトで開示しています。

■ 本報告書の対象期間と範囲

対象期間は2013年4月1日から2014年3月31日までですが、一部2014年4月以降の活動も含みます。記載内容はブランドを示すものや株式会社ニコンのみに適用されるものを「ニコン」、グループ（連結子会社70社・持分法適用会社2社）を示すものを「グループ会社」、株式会社ニコンを含むグループを示すものを「ニコングループ」としています。個別の対象範囲を定義している場合には、各掲載場所にその旨を明示しています。また、社員には、ニコングループの役員、正社員、嘱託、契約社員、派遣社員、パートタイマー、アルバイトを含みます。

■ 参照資料

本報告書作成にあたっては、GRIの「サステナビリティ レポーティング ガイドライン第3.1版」、環境省の「環境報告ガイドライン（2012年版）」、国際標準化機構の「ISO26000：2010」を参考にしました。

■ 次回発行予定

2015年8月（前回発行 2013年6月）

■ 本報告書作成部門および質問・お問い合わせなどのご連絡先

株式会社ニコン 経営戦略本部 CSR推進部 CSR推進課
〒100-8331 東京都千代田区有楽町1-12-1 新有楽町ビル
TEL：03-3216-1011　FAX：03-3216-1074
E-mail：Csr.Info@nikon.com

• 環境関連

株式会社ニコン 業務本部 品質・環境管理部 環境管理課
〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台4-6 御茶ノ水ソラシティ
TEL：03-3525-4024　FAX：03-3525-4058
E-mail：Eco.Report@nikon.com

トップメッセージ

創業100周年を3年後に迎えるにあたり、ニコンは新たな100年に飛び立つための中期経営ビジョン「Next 100 ー Transform to Grow」を発表しました。社会や市場の変化が激しい現代において、これからの100年も持続的に成長する企業へと生まれ変わるために、グループ全体でニコンのめざす姿と課題を共有し、力を合わせチャレンジしてまいります。成熟期にある主力事業の映像事業、精機事業を強化しつつ、成長分野と位置付けたメディカル事業、インストルメンツ事業の成長戦略を具体的に実現します。この一環として、2014年6月には、約15年間続いたカンパニー制を廃止し、事業ポートフォリオ再構築に機動的に対応できるような組織体制を構築しました。また、最大の経営資源である社員を支える人事プログラムを改革することにより、社員の育成や意識改革、人事ローテーションによるリソース配分の最適化を促進し、強靭な企業体質を実現します。

CSR重視の経営

このような大きな変革の中にあっても、ニコンが変わらず大事にしているもの、それは「CSR重視の経営」です。
ニコンは社会的責任の基本姿勢として「ニコンCSR憲章」を掲げるとともに、2007年からは、国連グローバル・コンパクトに賛同し、「人権」「労働基準」「環境」「腐敗防止」に関する10原則を支持しています。2014年4月には「ニコン贈収賄防止方針」を制定し、ニコンの贈収賄に対する姿勢をより明確に示し、取り組みを強化しています。
活動推進にあたっては、CSRの中期計画でグループ共通重点課題を「環境経営の拡充・推進」「コンプライアンス活動の展開」「人権・労働慣行の順守と多様な社員の活躍推進」「社会貢献活動の推進」「サプライチェーンのCSR活動推進」とし、それぞれに具体的な目標を設定し、活動を展開しています。

ステークホルダーの期待とニコンの役割

社会が企業に期待する役割の範囲は年々広がっています。お客様をはじめとしたステークホルダーは、従来より製品に求めてきた性能・品質やコスト、納期といったものに加えて、不適切な労働によって作られた製品ではないのか、環境を汚染していないかなど、製品が社会的、環境的に配慮されて生産・調達されたものなのかにも関心を高めています。CSRは事業活動と不可分なのです。
紛争鉱物問題は、その顕著な例のひとつといえるでしょう。国際社会は、製品の原料・部材の調達を通じて人権侵害や環境破壊の無い社会を実現する仕組み作りに挑戦しています。ニコンも役割を果たしていけるように、サプライチェーンをさかのぼり製品に含まれる鉱物がどこから来たものなのかを調査しています。ニコンのサプライチェーンは広く階層も深く複雑なため、調査は容易ではありませんが、調達パートナーや業界団体などと協働し、取り組みを進めています。
2014年5月には、ニコンはラオスにおける奨学制度の設立を発表しました。ラオスは、ニコンが2013年10月からデジタルカメラの部品生産を行う工場の操業を開始した国です。ラオスの奨学制度はさまざまな取り組みの中の一例ですが、ニコンは各事業拠点において、地域社会とコミュニケーションを取り、社会の一員として地域社会の発展の一役を担っていけるよう努めています。社会の発展があってこそ企業も持続的に成長できると考えています。

各地域における推進体制の構築

ニコンはグローバル企業として世界各地で事業活動を展開しています。CSR推進の基本となる大きな考え方はグループ共通ですが、世界各国の文化や習慣、法規制などにより優先順位や効果的な方法は異なります。グループとしての大きな方針は共有しつつ、運用面においては各地域に適した対応ができるように、ニコンでは世界を6地域に分けて、地域持株会社を中心に地域ごとに統括して推進する体制を立ち上げてきました。
2014年度中にはグローバルなCSR推進体制が整い、日本を含めた全拠点に対し情報発信や教育などを行うことが容易になります。
ステークホルダーや社会の期待を理解し、ニコンとして取り組むべきことを見極め、グループ全体で活動に反映していくためには、社員ひとりひとりがその重要性を理解しなければなりません。グループ全体で社員の意識を醸成していくにあたり、海外各地域に構築したCSR推進体制が重要な役割を果たしていくと考えています。

事業における新たな価値の創造

ニコンは、社会や人々の暮らしをより良くするために、ニコンならではの技術・アイデア・ソリューションで新たな価値を提供し続ける企業でありたいと考えています。メディカル事業に参入を決めるにあたり、ニコンの技術がこの分野においてまだ確立されていないニーズに応えられるとの確信が重要な判断規準となりました。
また、例えば、気候変動問題への対応については、環境負荷の低減のために製品の省エネルギー化に取り組むことはもちろんですが、新しい発想でニコンの技術を活かし、社会全体の温室効果ガス削減に少しでも貢献できないかを考えていきたいと思っています。
“創造”は、多様な力が融合する中で生まれやすいものです。日本では課題となっている女性の活躍支援、およびグローバルな人材の育成にもニコンは力をいれていきます。多様な社員ひとりひとりが力を発揮し、多様な力が融合しあい、創造が生まれ、ニコンを持続的成長に導くと確信しています。

創立100周年に向け

企業は社会のなかで存在しているのであり、企業の活動は最終的には人々の幸せにつながっていくものであることが大前提となります。企業は社会からの信頼があってこそ生きていけるのであり、新たな価値の創造ができなければ持続的な成長は難しくなります。メディカル事業に進出を決め、企業理念「信頼と創造」への思いを強くしています。ニコンにおいて、CSRは企業理念である「信頼と創造」を実践していくプロセスそのものにあります。100年先も存続する企業をめざして新たな一歩を踏み出し、社会からの期待に誠実に応え、積極的に挑戦を続けてまいります。

2014年8月

海外におけるCSR推進体制

地域持株会社を核に、海外グループ会社におけるCSR強化へ

各地域にCSR統括推進体制を構築

ニコングループでは、売上高、社員数ともに海外比率が高く、CSR活動においても海外グループ会社での展開が重要となっています。しかし、文化や言語、歴史、法令など、社会的背景が異なる海外で、一律にCSRを推進することには限界があります。海外の地域特性を考慮しつつ、一貫性のある取り組みを推進するため、ニコングループでは、アジア・オセアニア、欧州、米州の各持株会社であるNikon Holdings Hong Kong Limited（香港）（以下、NHH）と、Nikon Holdings Europe B.V.（オランダ）（以下、NHE）、Nikon Americas Inc.（米国）（以下、NAI）の3社を通じて、地域ごとにCSRを統括して推進する体制構築を進めています。

2013年5月に開かれた欧州CSR委員会

地域一体のCSR活動を世界へ

最初に着手したのは、中国・香港地域です。2010年8月、NHHを設立した際、その業務内容にCSR推進を加え、同地域のグループ会社9社のCSRを統括して推進する活動を開始しました。また、グループ会社の社長を委員とし、中国・香港地域のCSRにおける審議・意思決定を行う中国CSR委員会を設置。さらに各社にCSR推進者を選任して、年1回以上連絡会を開催しています。これらの取り組みにより、NHHとグループ会社との連携を強めるだけでなく、グループ会社同士が情報を共有し、地域一体となってCSR活動を向上させる機会につなげています。2014年3月期には、台湾のグループ会社も加わり中華圏として活動を進めることを決定しました。また、中国・香港・台湾地域とは別に、その他アジア地域（韓国を除く）の統括推進も開始しました。
一方、既に設立されていたNHE、NAIにもそれぞれCSR部門を新設し、同様の体制づくりを欧州地域、米州、韓国へと段階的に展開。2014年中には、全世界でCSRの統括的な推進基盤を整備する計画です。

地域ごとの柔軟さを活かしたCSR活動

CSR活動として各地域で最初に取り組んでいるのは、ニコンが掲げる5つの重点課題のひとつ「コンプライアンス活動の展開」です。社員意識調査を実施し、コンプライアンスに対する意識レベルを確認するほか、CSR全般の浸透状況や、会社への帰属感などを確認しています。また、行動規範の地域統一版の検討や、ニコンCSR憲章と国連グローバル・コンパクトの10原則、社員意識調査の結果に基づく教育なども開始します。
これらは全地域共通ですが、それぞれ具体的な活動に落とし込まれる段階で、展開方法やスピード、課題となる点は地域により大きく異なります。例えば、欧州地域では、地域統一版の行動規範を作成し、同地域の状況にあわせた解説を入れています。
また、各地域の進捗状況にあわせて、活動の内容も段階的に拡大しています。統括推進が先行している中華圏では、「社会貢献活動の推進」についてもスタートさせており、グループ会社各社の活動情報を地域内で共有し、年1回中華圏ローカル版のCSR報告書として発信しています。また、同じNHHが統括するアジア地域でも中華圏でのノウハウを活かし、社会貢献活動を計画的に実施し、報告する枠組みを作りました。

変革するニコングループの原動力に

地域ごとにCSR活動を進める中でも、言語や法令の違い、地理的な距離、または、各グループ会社における
CSR意識の差など、さまざまな点に配慮する必要があります。しかし、地域ごとに統括する利点を活かし、
状況に応じて柔軟な対応をすることで、CSRの推進スピードを加速させています。
現在、NHH、NHE、NAIの3社を起点に、さまざまな取り組みの強化が進んでいます。2014年3月期は、世界各地の非生産系事業所の環境負荷や環境活動の状況を把握するため、「環境活動アンケート」を実施しました。また2015年3月期は、新たに制定された「ニコン贈収賄防止方針」の教育にも力を入れて取り組む予定です。
今後も各拠点と連携し、ニコングループ全体でCSRを進めていきます。
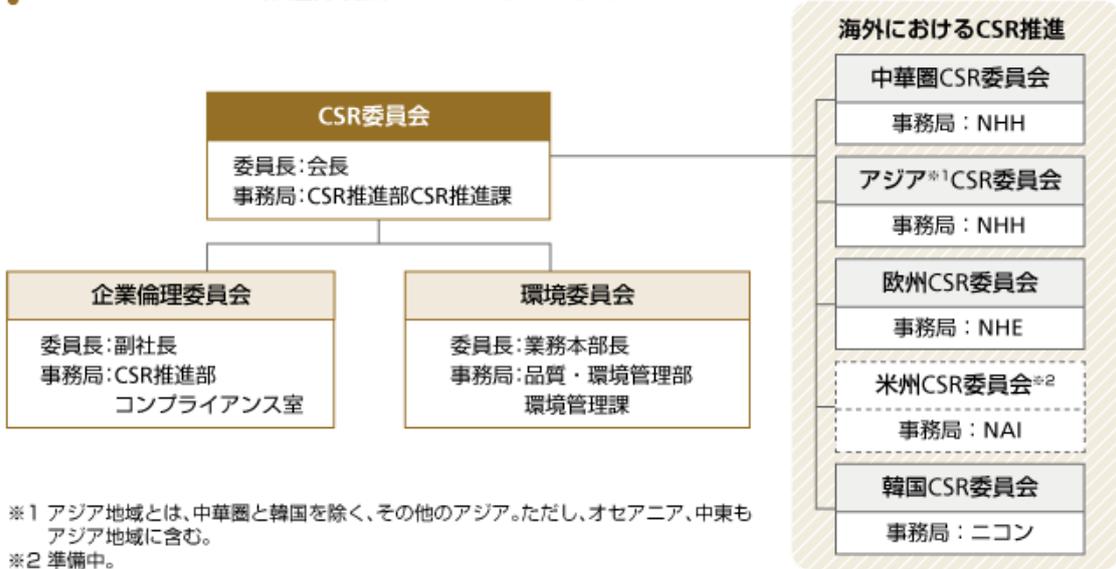
社員意識調査

社員の意識や活動の浸透状況を確認・把握することで効果的な教育などが行えるよう「社員意識調査」を実施しています。年1回定点観測をすることで、活動の再周知や課題の抽出にもつながっています。2014年3月期は、アジア、米州、韓国で第1回となる調査を実施するとともに、各地域の設問を見直し地域ごとの比較を可能としました。今後とも地域間比較や経年変化などを分析し、推進活動に反映していきます。

社員意識調査結果

調査概要

国・地域	回数	2014年3月期実施時期	回答者数
日本	7回	2013年12月	12,813名
中華圏	3回	2013年5～6月	1,481名※
アジア	1回	2013年5～7月	563名※
欧州	2回	2014年2月	1,322名
米州	1回	2013年12月～2014年3月	912名
韓国	1回	2014年1月	256名

※ 生産会社は対象者をPC保有者に限定。
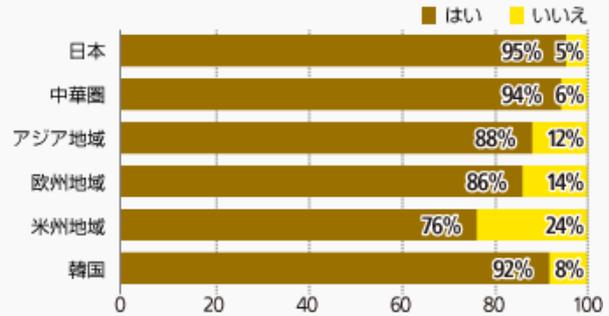
各地域のCSR推進者の声

中華圏

ニコングループとして日本以外で最初にCSRの統括推進体制を立ち上げ、先行して活動している地域は中華圏です。2014年3月期は、他地域に先駆け報告相談制度の整備に取り組みました。どの活動についても、前例がないためNHHには大きなチャレンジでしたが、活動の方向性と内容についてたくさんの議論を重ねて少しずつ形ができました。社員意識調査は2013年に3回目を実施し、その結果では、CSR・コンプライアンスに関する社員の意識が以前より高くなったと感じています。グループ会社の皆さんがニコンのCSRに対して理解を深めてきたことが実感でき、とてもよかったと思っています。

Gladys Lee
CSR Manager, CSR Section,
Nikon Holdings Hong Kong Limited

アジア地域

アジア地域は、変化に富んだ、ダイナミックな地域です。この地域で、ステークホルダーからの要望や期待をもとに、CSRの方向性を決めていくことは、私たちNHHにとって本当に大きなチャレンジです。中華圏でのCSR推進を通じてNHHが得た経験と実務の知識を活かし、2014年3月期の1年間は、コンプライアンス推進活動、そしてCSRを統括して推進する体制づくりに注力しました。2015年3月期は第1回アジアCSR委員会を開催します。活動をさらに前進させ、地域のステークホルダーとの信頼関係を構築していきます。

Fanny Cheung
CSR Planning Manager,
CSR Section,
Nikon Holdings Hong Kong Limited

欧州地域

欧州地域を一語で表すと「多様性」になるでしょう。NHEは22カ国35拠点のCSR活動をまとめていますが、使用する言語は13カ国語、文化や社会慣習、法律なども全く異なります。2014年3月期は、初めて欧州統一の行動規範を作成し、トレーニングも実施しましたが、多様性を考慮しつつ活動を進める必要があるため、準備と発行にかかった時間と労力は想像以上でした。また、CSRに対する一般市民や社員の意識が高いという特徴もあり、さまざまな意見を吸い上げ、反映させながらプロジェクトを進行させるのは、非常に大変でもあり、やりがいもあります。

岡田 絵奈
CSR Manager, CSR Section,
Nikon Holdings Europe B.V.

米州地域

米州地域でCSRの統括的な推進活動を開始したのは2014年3月期からですが、もともと各社とも基盤となるコンプライアンスの徹底に取り組んでいますし、地域社会とのコミュニケーションも行っています。しかしながら、意識調査の結果、それらの活動が企業理念「信頼と創造」の具現化であるという意識が弱いことが分かりました。社員はニコンブランドへの誇りを強くもっていますので、ひとりひとりがニコングループの一員としての誇りをもってイキイキと働けるように、企業理念に根差したCSR活動を推進していきたいと思います。

貝原 二郎
General Manager, CSR Section,
Nikon Americas Inc.

CSRの方針

ニコングループでは、企業理念「信頼と創造」のもとに、社会的責任の基本姿勢を定めています。

ニコンの上位方針とステークホルダーとのかかわり
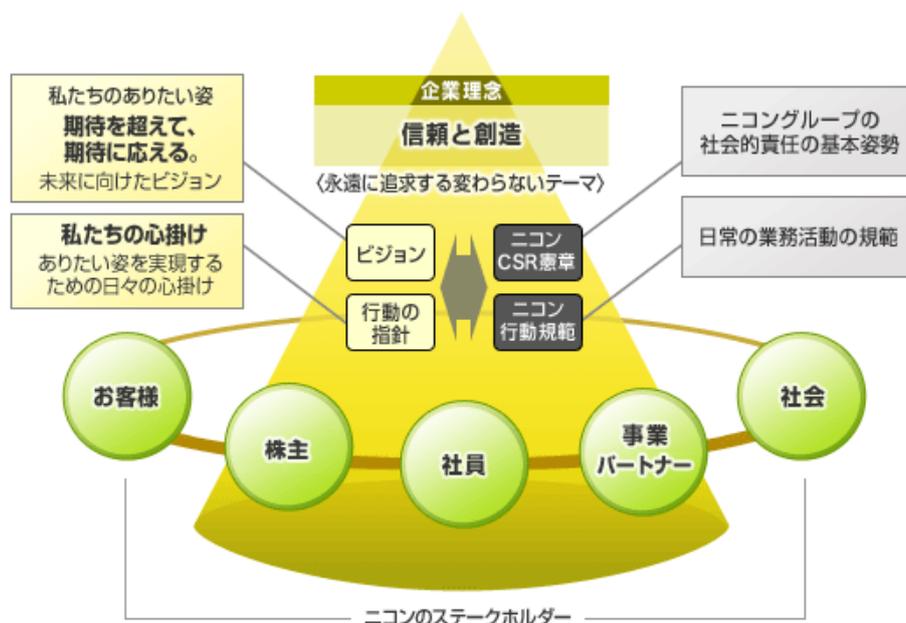
ニコングループのCSRの考え方

ニコングループのCSRは、企業理念「信頼と創造」を具現化することであり、社会からの信頼に誠実に向き合い、期待を超える新たな価値を創造することで社会の持続的な発展に貢献することをめざしています。
ニコングループでは、創業90周年を迎えた2007年に創業100周年に向けて、未来に向けたビジョンとして「私たちのありたい姿」と、その実現のための指針となる「私たちの心掛け」を、経営トップと社員によるプロジェクトでの議論によって制定しました。
また、ニコングループの社会的責任の基本姿勢「ニコンCSR憲章」や、日常の業務活動の規範である「ニコン行動規範」を通じて、社員ひとりひとりにCSRの意識浸透を図っています。
さらに、ニコングループは国連グローバル・コンパクトに賛同し、「人権」「労働基準」「環境」「腐敗防止」についての10原則を支持するとともに、関連する国際規範などに配慮した事業活動を進めています。

ニコンCSR憲章

2007年4月27日制定　2009年12月1日改定　2013年2月1日改定

1. 健全な企業活動の展開
ニコングループは、国際ルール、関係法令および社内諸規則を順守し、健全かつ公正な企業活動を行い、お客様、株主、社員、事業パートナー、社会等のステークホルダーからの信頼を得るように努めます。また、政治や行政との健全な関係を保ち、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体との関係を持ちません。

2. 社会に有用な製品・サービスの提供
ニコングループは、品質・安全に優れ、社会に有用な製品・サービスを提供することによって、お客様の満足と信頼の向上に努め、社会の健全な発展に貢献します。

3. 人間の尊重
ニコングループは、一人ひとりの多様な個性と人権を尊重し、全ての人が差別されることなく公正な扱いを受け、安全に働ける健全な職場環境を提供します。また、強制労働や児童労働を排除し、基本的人権および労働者の基本的権利を尊重します。

4. 自然環境の保護
ニコングループは、人類共通の課題である環境問題、自然環境の保護等に積極的に取り組みます。

5. 企業市民としての社会への責任
ニコングループは、各国ならびに地域の文化や慣習に配慮した企業活動を展開するとともに、「良き企業市民」として社会貢献活動に積極的に取り組みます。

6. サプライチェーンにおける社会的責任
ニコングループは、自らの取り組みのみならず、サプライチェーン全体に社会的責任を踏まえた行動を促します。

7. 透明性の高い情報開示
ニコングループは、お客様、株主、社員、事業パートナー、社会等と広くコミュニケーションを行い、企業情報を公正かつ迅速に開示します。また、正確な経理処理により、信頼性のある財務報告を実施します。

8. 経営トップの責務
経営トップをはじめ、各部門長は、本憲章の精神の実現が自らの役割の重要な一部分であることを認識し、率先垂範することはもちろん、グループ内に徹底すると共に、関係者に周知します。また、社内外の声を常時把握して、グループ内体制の整備を行います。なお、本憲章に反するような事態が発生した場合は、経営トップ自らが問題解決にあたる姿勢を社内外に表明し、原因究明と再発防止に努めます。さらに、情報公開と説明責任を果たし、権限と責任を明確にした上で自らを含めて厳正な処分を行います。

国連グローバル・コンパクトの10原則

＜人権＞
企業は、
原則1： 国際的に宣言されている人権の保護を支持、尊重し、
原則2： 自らが人権侵害に加担しないよう確保すべきである。

＜労働基準＞
企業は、
原則3： 組合結成の自由と団体交渉の権利の実効的な承認を支持し、
原則4： あらゆる形態の強制労働の撤廃を支持し、
原則5： 児童労働の実効的な廃止を支持し、
原則6： 雇用と職業における差別の撤廃を支持すべきである。

＜環境＞
企業は、
原則7： 環境上の課題に対する予防原則的アプローチを支持し、
原則8： 環境に関するより大きな責任を率先して引き受け、
原則9： 環境に優しい技術の開発と普及を奨励すべきである。

＜腐敗防止＞
企業は、
原則10： 強要と贈収賄を含むあらゆる形態の腐敗の防止に取り組むべきである。

CSR中期計画における重点課題

ニコングループでは、CSRは企業理念を実現するプロセスの中にあると考え、「CSR重視の経営」を経営の重点課題として掲げています。CSR推進活動においては、重点課題を抽出し、中期計画を策定して取り組みを行っています。

CSR重点課題の抽出

ニコングループでは、ステークホルダーからの期待や社会の動向をもとに、CSRにおいて重点的に取り組むべき課題を毎年抽出し、CSR中期計画を策定しています。具体的には、GRIガイドラインの重要性の原則やISO26000の7つの中核課題、SRIに関する外部評価機関から求められている課題などを参考にCSR委員会事務局で分析を行い、グループ共通の課題としてCSR委員会で決定します。

ニコングループのCSR重要性マップ

※ お客様、株主様、社員、事業パートナー様、社会。
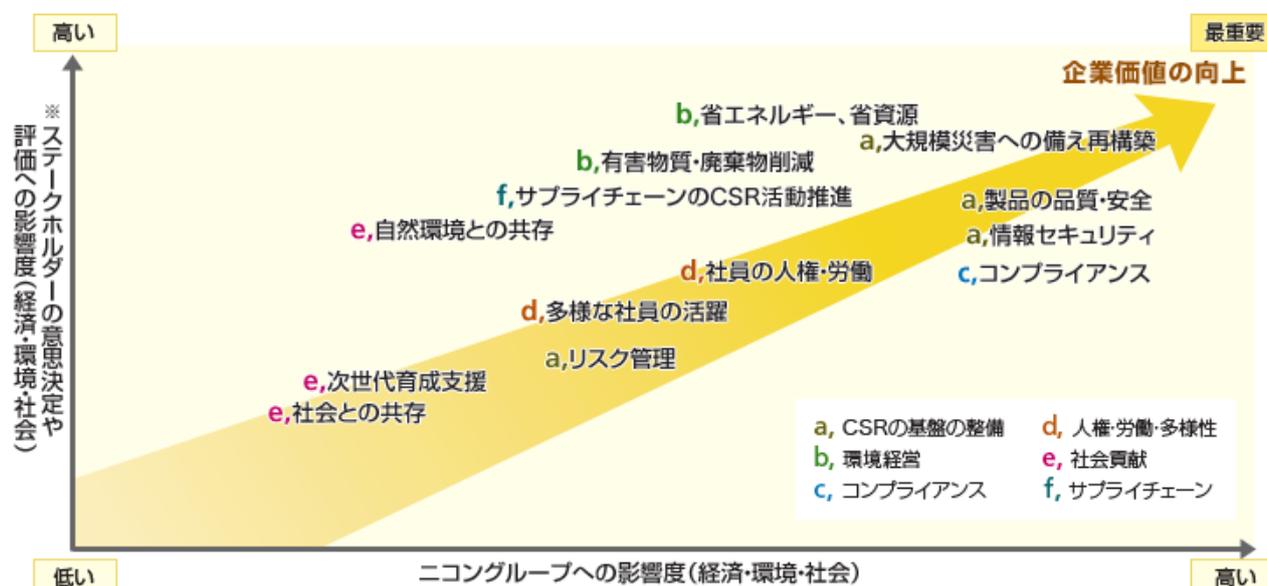
CSR中期計画における重点課題

ニコングループでは、CSR活動の重点課題を選定し、それぞれについて3カ年計画を策定しています。重点課題は、CSR全体にかかわるテーマをもとに5項目を掲げ、各項目に年ごとの目標を立てています。また、進捗状況を半期ごとにCSR委員会へ報告し、評価することで、CSR活動を着実に推進しています。

CSR中期計画グループ共通重点課題
（2015年3月期から2017年3月期）

コンプライアンス・環境等、CSRを常に意識した事業活動をグローバルに展開する。
コミュニケーションを促進し、ステークホルダーの期待に誠実に応え、信頼をより強固にする。

- 環境経営の拡充・推進
- コンプライアンス活動の展開
- 人権・労働慣行の順守と多様な社員の活躍推進
- 社会貢献活動の推進
- サプライチェーンのCSR活動推進

ステークホルダーとの対話

ニコングループではさまざまな方法や機会を通じて、ステークホルダーとの双方向のコミュニケーションを図っています。

ステークホルダーとの主なコミュニケーション手法

ステークホルダー	コミュニケーション手法
お客様	• コールセンターやサービス窓口 映像事業における「お客様の声を活かすサイクル」（P14） • 営業担当部門・サービス担当部門によるお客様対応 • ウェブサイトなどによる情報発信 • 展示会・イベント など
株主	• 株主総会 • マスコミなどを通じたニュースリリース・公告 • ファクトブック、アニュアルレポート、中間報告書・年度報告書などの各種印刷物の発行 • ウェブサイトなどによる情報発信 • 決算説明会 • 社会的責任投資に関する対応 など
社員	• 社内報・イントラネットなどによる情報発信 • 労使協議会、または従業員代表との協議 • 報告相談制度 • グループ会社人権・労働モニタリング調査と社員意識調査 など
事業パートナー	• 日々の事業活動を通じての対話 • 調達パートナーの訪問確認／フィードバック • 調達パートナーへの説明会／アンケート • 環境管理システムの構築状況確認（調査／監査） など
社会	• 地域イベントへの参加 • 社会貢献活動などでのNGO／NPOなどとの協働 • 経済団体や業界団体などへの参加 • 官公庁との相談 など

CSR関連の主な加盟団体一覧

団体名
グローバル・コンパクト・ジャパンネットワーク
公益社団法人 企業市民協議会（CBCC）
一般社団法人 経営倫理実践研究センター（BERC）
Conflict-Free Sourcing Initiative

社会貢献活動における主な協力・支援団体一覧（2014年3月期）

団体名
公益財団法人 三菱財団
特定非営利活動法人 ジャパン・プラットフォーム
日本赤十字社
公益財団法人 オイスカ
公益財団法人 日本自然保護協会
公益財団法人 日本環境協会
特定非営利活動法人 国際連合世界食糧計画WFP協会
公益社団法人 シャンティ国際ボランティア会

映像事業における「お客様の声を活かすサイクル」

ニコングループでは、コールセンターやサービス窓口などを通じて、世界中から直接届くお客様の声だけでなく、お預かりした修理品の状態などから見えてくるお客様のかくれた声（どのような環境で使用したのかなど）を収集・分析しています。
このように集積された声は、一般ユーザー、プロユーザーそれぞれの声を検討する会議などを通じて次機種の製品企画に反映させ、製品品質やサービスの向上につなげています。
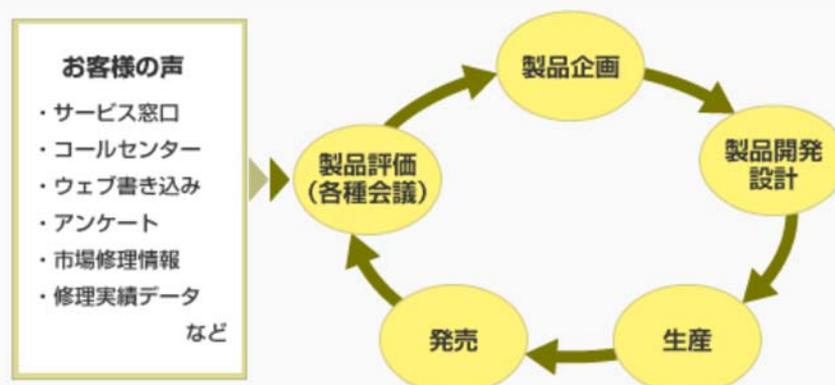
関連リンク

› 社外からの評価（P17）
社外のステークホルダーの皆様からいただいた評価についてご紹介します。

CSR推進体制

CSR委員会を中心に、グループ全体でCSRを推進する体制を構築しています。

CSR推進体制

ニコングループでは、効率的かつ効果的なCSR推進をめざし、会長を委員長とし、経営委員会メンバーなどを委員とする「CSR委員会」を設置しています。CSR委員会は年2回開催しており、各活動の進捗状況について報告を受けるとともに、必要に応じて改善指示を出すなど、CSR活動全体の意思決定を行っています。また、傘下に組織横断的な専門委員会として「企業倫理委員会」「環境委員会」を設け、連携を図りながらCSRを推進しています。

海外グループ会社における推進体制の強化

ニコングループは、売上高、社員数ともに海外比率が高く、CSR活動においても海外グループ会社での展開が重要となっています。このため、各地域の持株会社にCSRの統括推進機能を設置し、海外におけるCSR推進体制を整備しています。
2014年3月期は、CSR推進においてNikon Holdings Hong Kong Limited（香港）が統括する地域を中国・香港に加え、台湾およびその他のアジア地域に拡大しました。また、Nikon Americas Inc.（米国）に、米州地域におけるCSR統括推進機能を設置し、韓国でも体制が整いました。欧州地域では、2013年3月期に、NHEによる統括推進体制を整備しています。これにより、ニコングループが事業展開する全地域において、CSRを6つの地域に分け、その地域ごとに統括して推進する体制が立ち上がりました。
2015年3月期は、新規に立ち上げた米州および韓国のCSR統括推進体制をさらに整備・強化するとともに、第1回のCSR委員会をアジア、米州、韓国にて開催します。また、他の地域においても、各国の法令や文化・社会的特性などを加味した形での教育や情報発信などに取り組んでいきます。

ウェブ会議システムを活用して開催した第1回米州CSRコーディネータ連絡会

※ 「中華圏」を中国、香港、台湾、「アジア地域」を中華圏と韓国を除くその他のアジア、およびオセアニア、中東としています。

CSR推進体制図（2014年7月末日現在）

CSR委員会
委員長：会長
事務局：CSR推進部CSR推進課

企業倫理委員会
委員長：副社長
事務局：CSR推進部 コンプライアンス室

環境委員会
委員長：業務本部長
事務局：品質·環境管理部 環境管理課

中華圏CSR委員会
事務局：NHH※1

アジアCSR委員会
事務局：NHH

欧州CSR委員会
事務局：NHE※2

米州CSR委員会※3
事務局：NAI※4

韓国CSR委員会
事務局：ニコン
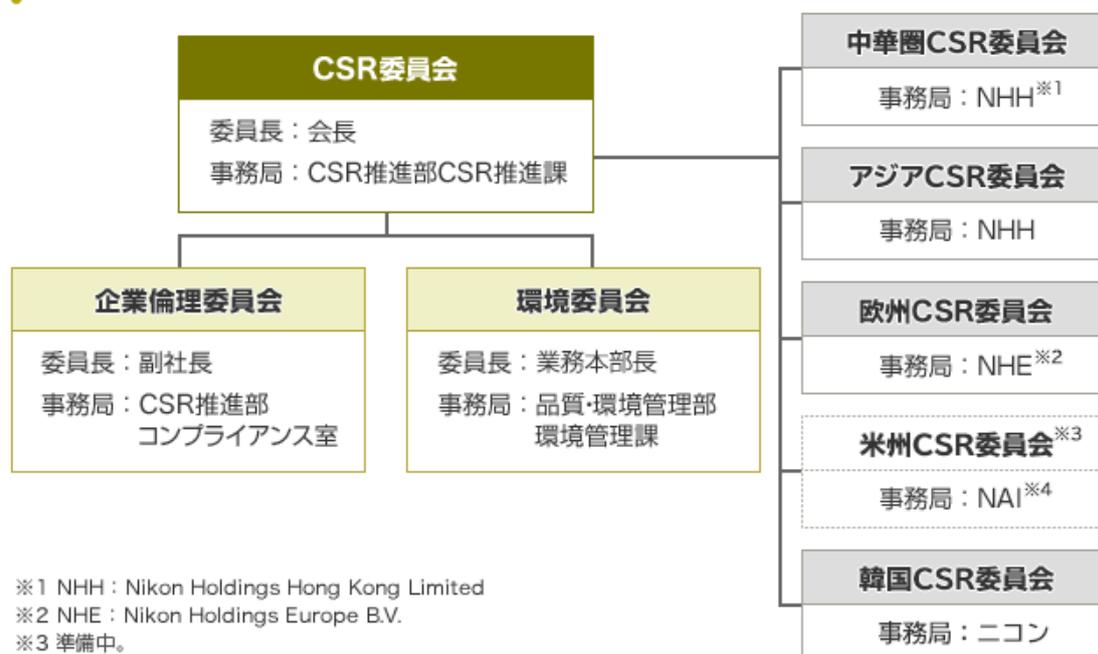
※1 NHH：Nikon Holdings Hong Kong Limited
※2 NHE：Nikon Holdings Europe B.V.
※3 準備中。
※4 NAI：Nikon Americas Inc.

国連グローバル・コンパクトへの取り組み

ニコングループは「国連グローバル・コンパクト」に賛同し、さまざまな取り組みにより、10原則の実践に努めています。

› グローバル・コンパクト http://www.ungcjn.org/

国連グローバル・コンパクト10原則に対する2013年3月期の主な実績

	方針	管轄	実績（活動とモニタリング）
共通	CSR憲章	CSR委員会	国連グローバル・コンパクト10原則の教育を未受講者へ実施
			グループ会社CSR活動アンケートの実施。地域持株会社による中国・香港、欧州地域のCSR統括推進活動に加え、台湾、韓国、その他のアジア地域、米州地域でのCSR統括推進活動開始
人権／労働基準	CSR憲章	CSR委員会	グループ会社人権・労働モニタリング調査を実施
	調達パートナーCSRガイドライン	調達連絡会議	CSR調達に関する調達パートナーへの調査や訪問確認を実施
	紛争鉱物対応方針	社内横断プロジェクト	紛争鉱物対応プロジェクトを立上げ、調達パートナーへの調査を実施
環境	環境管理基本方針	環境委員会	環境マネジメントシステム（ISO14001）を運用し、環境アクションプランに則った活動を実施。海外の非生産系事業所を対象に環境活動アンケートを実施
	グリーン調達基準	調達連絡会議	環境管理システムに関する調達パートナーへの調査と監査を実施
腐敗防止	行動規範	企業倫理委員会	リスク評価したうえで、贈収賄防止のためのグループポリシー案を策定

社外からの評価

ニコングループでは、ステークホルダーの皆様よりご意見を伺い、コミュニケーションを図りながらCSR活動を行うよう心がけています。ここでは社外からいただいた評価についてご紹介します。

SRIインデックス組み入れ状況（2014年6月現在）

SRI（Socially Responsible Investment：社会的責任投資）は、企業の財務状況や成長性のみならず、その企業が果たしている社会的責任も考慮して行われるものであり、世界中でさまざまなSRIファンドが運用されています。

FTSE4Good Index Series

ニコンは2004年より、「FTSE4 Good Index Series」に継続して選定されています。
「FTSE4 Good Index Series」は、ロンドン証券取引所の子会社であるFTSE社が作成する世界の優良企業を選定した社会的責任投資指数です。

- 「FTSE4 Good Index Series」ウェブサイト
  http://www.ftse.com/Indices/FTSE4Good_Index_Series/index.jsp

モーニングスター社会的責任投資株価指数（MS-SRI）

ニコンは2010年9月に、「モーニングスター社会的責任投資株価指数（MS-SRI）」の構成銘柄に選定されました。

「モーニングスター社会的責任投資株価指数（MS-SRI）」は、モーニングスター株式会社が国内上場企業の中から社会性に優れた企業と評価する150社を選定し、その株価を指数化した国内初の社会的責任投資株価指数です。

- 「モーニングスター社会的責任投資株価指数」ウェブサイト
  http://www.morningstar.co.jp/sri/index.htm

ECPI Ethical Index Global

ニコンは2011年、ECPI社の「ECPI Ethical Index Global」のインデックス構成企業に選定されました。
ECPI社（1997年設立）は、イタリアとルクセンブルグに拠点を置き、

企業のESG（環境、社会、ガバナンス）に関する調査、格付けを行っています。

Ethibel EXCELLENCE

ニコンは2013年10月、Forum Ethibelの投資ユニバースEthibel Investment Registerの「Ethibel EXCELLENCE」に選定されました。
Ethibel Investment Registerは、企業の社会的責任の観点から高いパフォーマンスを示している企業から構成される投資ユニバースです。

- 「Ethibel Investment Register」ウェブサイト
  http://forumethibel.org/content/home_ja.html

その他のCSR評価実績

2014年3月期

- 経済産業省および東京証券取引所の「なでしこ銘柄」（2013年度）に選定（2014年3月）
http://www.nikon.co.jp/news/2014/0303_02.htm
- Nikon Imaging (China) Co., Ltd.（中国）が無錫市新区総工会より「協力 共進 調和 発展賞」を受賞（2014年1月）
- Nikon Imaging (China) Co., Ltd.（中国）が無錫市新区安全生産監督管理局より「2013年新区安全生産先進集団」に選定（2014年1月）
- Nikon (Thailand) Co., Ltd.（タイ）が同国工業省より「CSR-DIW※ Award for Beginners」を受賞（2013年9月）
- コンパクトデジタルカメラ「COOLPIX S31」、ネイチャースコープ「ファーブルシリーズ」が「第7回キッズデザイン賞」を受賞（2013年8月）
http://www.nikon.co.jp/news/2013/0802_kidsdesign_02.htm

※ DIW： Department of Industrial Worksの略

2013年3月期

- 株式会社日本総合研究所による「わが国企業のESG（環境・社会・ガバナンス）側面の取組み調査」分析結果において「2012年度社会的責任経営の進んだ企業」に選定（2013年3月）
- 経済産業省および東京証券取引所による「なでしこ銘柄」に選定（2013年2月）
- Nikon Imaging Korea Co., Ltd.（韓国）が、ソウル市主管のホームレス自活のための写真教育プログラムに参画したことにより、ソウル市長から感謝牌を受賞（2012年11月）
- 一般社団法人 日本IR協議会が主催し、IRに成果をあげた企業を表彰する、第17回「IR優良企業賞」（2012年度）を受賞（2012年11月）
http://www.nikon.co.jp/news/2012/1108_ir_01.htm
- 公益財団法人 日本証券アナリスト協会が企業情報開示の促進・向上を目的とした表彰制度「証券アナリストによるディスクロージャー優良企業選定　電気・精密機器部門」で第1位を獲得（2012年10月）
http://www.nikon.co.jp/news/2012/1009_disclosure_01.htm
- 日経ビジネス誌「2012年版アフターサービス満足度ランキング」のデジタルカメラ部門で3年連続第1位を獲得（2012年7月）
http://www.nikon.co.jp/news/2012/0731_afterservice_01.htm
- Nikon Imaging (China) Co., Ltd.（中国）が中国政府商務部が主催する「2011 Golden Bee企業社会的責任・中国ランキング」の環境部門で「生態文明賞」を受賞（2012年6月）

2012年3月期

- 第4回「ものづくり日本大賞」において内閣総理大臣賞を受賞（2012年2月）
http://www.nikon.co.jp/news/2012/0206_monodzukuri_01.htm
- インターブランドの日本法人インターブランドジャパンが発表した「Japan's Best Global Brands 2012」の12位に選定（2012年2月）
- 日経ビジネス誌「2011年版アフターサービス満足度ランキング」のデジタルカメラ部門で第1位を獲得（2011年7月）
http://www.nikon.co.jp/news/2011/0728_afterservice_01.htm

CSR重点課題における目標と実績

CSR中期計画グループ共通重点課題ごとに年間目標を立て、活動を評価し、その成果や課題を反映した次年度目標を設定しています。

2014年3月期実績［概要］

自己評価　○：達成　△：着手したが未達成

重点課題	目標	実績	自己評価
CSRの基盤の整備	海外の地域持株会社を通じて、現地に適応した形で社員教育を行う	● 中華圏、アジア、欧州では、地域持株会社を通じて地域共通のeラーニング教育を実施 ● 欧州では、イントラネットによるCSRニュースレターも発行	○
	地域持株会社による米州地域のCSR推進体制に関する活動計画の立案と実行	米州におけるCSR推進計画を策定し、同地域のグループ会社へ個別説明を実施。1月には第1回米州CSRコーディネータ連絡会を開催	○
環境経営の拡充・推進	環境に関する目標および実績については、こちらをご参照ください。 › 環境アクションプラン｜2014年3月期実績（P44）		—
コンプライアンス活動の展開	公務員贈賄防止のためグループ内調査を実施し、防止のためのグループポリシーを構築する	リスク調査を実施したうえで、対象を「贈収賄」に広げ、防止のためのグループポリシー案の策定を完了した	○
	海外各地域において地域持株会社を通じ、コンプライアンスに関する意識調査を実施し、結果をフィードバックする	地域持株会社を通じ対象となる海外グループ会社全てで意識調査を実施し、回答を集計分析のうえ、フィードバック内容をまとめた	○
人権・労働慣行の順守と多様な社員の活躍推進	（株）ニコンの全社員（正社員、嘱託）に占める女性社員比率10%を達成する（2014年3月31日時点）	定年後再雇用の推進により男性社員数は増加したが、入社者における女性社員比率の拡大により、10.01%（2014年3月31日時点）となった	○
	メンター制度の本運用を開始する	メンター制度の運用を開始し、10組20名のメンター／メンティが面談を実施。終了時に合同終了報告会を開催	○

重点課題	目標	実績	自己評価
人権・労働慣行の順守と多様な社員の活躍推進	「ニコングループ人事ビジョン」を国内外グループに周知する	イントラネットや社内報などを通じて人事ビジョンをニコングループ社員に周知。ニコングループ次世代リーダー研修では教材として活用した	◯
	ニコングループに対してモニタリング調査アンケートを継続実施し、人権、労働慣行に関する課題についての現状把握をする	非連結を含むニコングループ65社より回答を回収・分析し、CSR委員会へ報告。グループ会社各社へもフィードバックを実施	◯
社会貢献活動の推進	震災の記憶を風化させないため、被災地での社員ボランティア活動や、発表展示を毎月開催する	全17回の社員ボランティア活動を行った。ニコンプラザ仙台での展示と中学生フォトブックプロジェクト写真展などの毎月の発表展示では、約22,000名の方々に被災地の状況を伝えた	◯
	中学生フォトブックプロジェクトの福島県での参加を拡大し、全校で完成させる	2014年3月期は、福島県の参加校が3校増え、岩手、宮城、福島3県で全42校・1団体が活動、フォトブックが完成した	◯
	世界各地でのグループ会社の社会貢献活動の情報を収集し、ステークホルダーに開示することで社員の意識を高める	全グループ会社に対し初めて詳細な調査を実施。ニコンのウェブサイトや社内報で定期的に活動を報告し、タイ奨学生制度はグループ会社のウェブサイトを通じて現地での報告も行った	◯
サプライチェーンのCSR活動推進	訪問確認の実施継続（目標40社）および海外調達パートナーへのCSR調達について海外グループ会社と協議し、施策を立案、実施する	国内調達パートナー36社へ訪問確認を実施。海外は基準化準備に向け、Nikon Holdings Hong Kong Limitedとグループ会社とモニタリングの調整完了	△
	紛争鉱物対応方針に沿って、調達パートナーに方針を説明し、2014年に情報開示できるように使用状況調査を実施する	全調達パートナーへ方針説明を実施。同時に対象製品に調査を実施し、報告開示に向け結果をまとめた（回収率90.5%）	◯
	調達パートナーを対象とする環境管理システム監査と、グループ内における製品含有化学物質管理システム監査を150事業所を対象に実施する	環境管理システム監査150事業所／部門実施	◯

※ 「中華圏」を中国、香港、台湾、「アジア地域」を中華圏と韓国を除くその他のアジア、およびオセアニア、中東としています。

2015年3月期目標［概要］

重点課題	目標
CSRの基盤の整備	アジア、米州、韓国において第1回CSR委員会を開催し、各地域（米州、欧州、アジア・オセアニア、日本）におけるCSR推進基盤整備完了
環境経営の拡充・推進	環境に関する目標については、こちらをご参照ください。 › 環境アクションプラン｜2015年3月期目標（P45）
コンプライアンス活動の展開	「ニコン贈収賄防止方針」を、地域持株会社CSR部門、コンプライアンス推進担当者を通じて、グループ全体にeラーニングなどを利用し周知徹底する
	グローバル意識調査の結果を各部門・各社での推進活動に反映させるとともに、年間のPDCAサイクルを確立する
人権・労働慣行の順守と多様な社員の活躍推進	ニコンの管理職に占める女性社員比率5%（2017年3月31日時点）を達成するために • 産休／育休中および復帰後の社員を支援する施策の一層の充実 • リーダー育成研修の検討・実施 • メンター制度の継続実施
	ニコングループに対してモニタリング調査を継続実施 • 人権、労働慣行に関する課題についての現状把握 • 課題が発見された際は、改善を図る • 国際基準に沿った人権、労働慣行に関する認識をモニタリング調査を通じてグループ全体へ浸透を図る
社会貢献活動の推進	• ラオスにおける奨学生制度を立ち上げる
	• 東日本大震災復興支援として、中学生支援、社員ボランティア、ニコンプラザ仙台での活動を継続する
	• グループ会社の社会貢献支出の調査を実施し分析する
サプライチェーンのCSR活動推進	• 紛争鉱物の原産地調査の対象を絞り込み、調査を実施 • 2016年3月期の自社調査方法・体制の確立を目的とした社内教育実施
	CSRガイドラインを基準化し、基準を検証するためにモニタリングを実施（海外含む複数社）
	環境管理システム監査を80事業所に実施（目標：国内60社／海外20社）し、監査リーダーを養成する

製品の品質管理

ニコングループでは、「お客様重視」と「品質優先」の考え方により、商品やサービスの提供を行っています。

商品・サービスの品質管理

品質管理のための方針と体制

ニコングループでは、品質基本方針を以下のように定めています。

品質基本方針
企業理念である「信頼と創造」のもと、次の品質基本方針を掲げ、顧客の期待を超えた商品を提供し、社会の健全な発展に貢献する。

1. 創造的、効率的な「ものづくり」をとおし、ブランド価値を高め、高品質で差別化された商品をタイムリーに市場へ提供する。
2. 安全性の確保や環境に配慮した商品を提供し、顧客と社会の信頼を得る。

ニコングループでは、品質基本方針を実践するため、品質管理に関する基本規程「品質管理指針（QCD：Quality Control Directive）」を定めています。これにより、商品の企画から研究開発、製造、販売、アフターサービス、廃棄にいたるまでの全段階において、品質管理の実施に不可欠な基本的事項と具体的運用方法をニコングループ全社に周知徹底し、より良い商品やサービスの提供に努めていきます。

品質管理会議

品質管理会議は、品質管理に関する基本方針および実施に伴う重要事項の審議・決定を行います。また、品質管理制度の充実に努め、制度の効果的運用を図るために常に指針の見直しを行っています。

ISO9001の認証取得と品質優先の浸透

ニコングループでは、ニコンの事業部門および主要グループ会社において、必要に応じてISO9001認証を取得し、QCDやISO9001に基づく品質マニュアルに沿った業務を遂行しています。事業パートナーの皆様についても、ニコングループの「品質優先」の理念にご理解をいただいた上で、品質保証協定書を締結しています。さらに、毎年開催している品質月間講演会には事業パートナーの皆様にも参加していただき、ニコングループの社員とともに品質向上に向けたスキルアップを図っています。2014年3月期にはニコン大井製作所において、有限会社日本ヒューマンファクター研究所の塚原利夫氏を講師に、「品質とヒューマンファクター ～人間の人間による人間のための品質～」と題した講演会を開催し、ニコングループ役員・社員54名、事業パートナー97名が聴講しました。
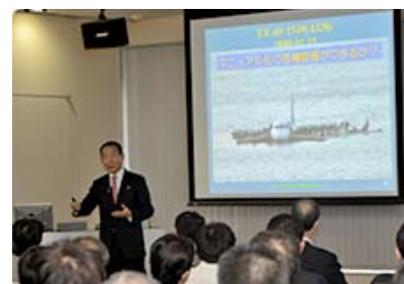
事業パートナーの皆様も参加した品質月間講演会（講師：有限会社日本ヒューマンファクター研究所 塚原利夫氏）

品質管理監査の実施

QCDに基いた品質管理監査は、品質管理会議議長（品質担当役員）を監査責任者として実施されます。グループ会社を含めた全社を対象に品質管理活動の実施状況を調査、確認、評価し、業務の品質とそれによってつくりあげられる製品の品質向上を図っています。適切でない状況に対しては逐次是正や改善を指示し、その処置を速やかに実施させることで、より的確な品質管理活動の維持向上に努めています。また、重要な内容は経営委員会に報告し、内部統制にも反映させています。2014年3月期は、ニコンで5部門、主要グループ会社で5社の監査を実施しました。

商品安全の確保

ニコングループでは、企画段階からライフサイクル全般にわたって、商品の安全性に配慮しています。
具体的には、国際規格などをもとに作成した社内基準「安全設計基本」などに従って設計を行うとともに、デザインレビューや製造工程での検査などで安全性を確認しています。また、必要に応じて第三者認証機関の認証も取得しています。商品の安全性を確認する商品安全試験室は、欧州の認定試験機関であるTÜV SÜD AG（ドイツ）による国際基準に基づいた厳格な審査を受けて認証されており、お客様に安全な商品をお届けするための要となっています。
2014年3月期は、各種試験の実施結果をまとめた試験報告書を50通発行しました。

安全性に問題が生じた際の情報開示

製品の安全性や品質に関わる問題が発生した場合は、お客様への情報開示を速やかに行うとともに、問題の調査、対策を迅速に実施します。

ニコンウェブサイトでは、製品・サポートページに「製品に関する大切なお知らせ」のコーナーを設置し、製品の安全性・不具合に関することや、製品を安全に正しく使用していただくための大切なお知らせを掲載しています。
さらに、各事業部門のウェブサイトでも個々の製品に関する情報を掲載し、ニコンウェブサイトと連携しながら、大切なお知らせをお客様に確実にお伝えしています。

› 製品・サポート｜製品に関する大切なお知らせ
http://www.nikon.co.jp/products/info/index.htm

2014年3月期に発生した品質安全上の問題（2件）

2013年12月11日

- セミソフトケース CF-DC6（ブラック・ブラウン）ご愛用のお客様へ 【更新：2013/12/20 不具合箇所の詳細、および交換対応についての情報を追記】
http://www.nikon-image.com/support/whatsnew/2013/1211.htm

2014年1月21日

- ニコンデジタルカメラ「COOLPIX（クールピクス）L25」ご愛用のお客様へ
http://www.nikon-image.com/support/whatsnew/2014/0121.htm

コーポレート・ガバナンス体制

経営体制

社長直轄の事業部制により、事業を運営しています。また、執行役員制度により、環境の変化に迅速に対応する経営体制を整備しています。さらに、業績評価制度により、成果を評価確認し、業績と報酬との連動性を高めています。

コーポレート・ガバナンス体制図（2014年6月27日現在）
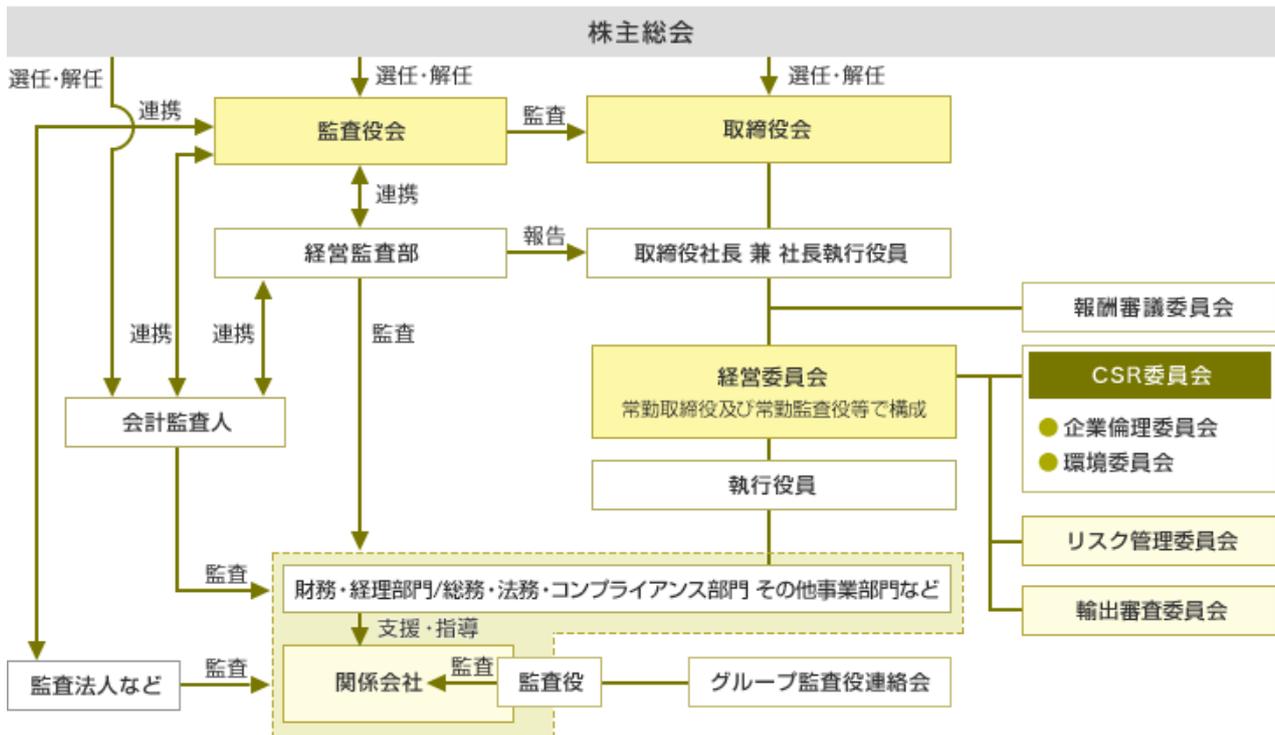
取締役会・経営委員会

取締役会では、ニコングループの重要事項について意思決定し、取締役の職務の執行を監督しています。なお、取締役会の監督機能をより強化するため、独立性を有する社外取締役2名を招いています。
経営委員会では、取締役会の決定した経営基本方針に基づき、業務執行方針、内部統制ならびに経営に関する重要事項について審議決定するとともに、各部門からの重要事項の報告を受けています。

報酬審議委員会の設置

外部有識者を委員として加えた報酬審議委員会を設置しています。報酬審議委員会は、役員報酬が客観性・透明性および業績との連動性をもって定められることを目的とし、役員報酬の方針および関連諸制度の審議、提言を行っています。

取締役および監査役の報酬等の額（2014年3月期）

区分	月額報酬		株式報酬型 ストックオプション		賞与		合計	
	支給人数	支給額	支給人数	支給額	支給人数	支給額	支給人数	支給額
取締役（うち社外取締役）	10名（2名）	303百万円（20百万円）	8名（-)	104百万円（-)	8名（-)	80百万円（-)	10名（2名）	487百万円（20百万円）
監査役（うち社外監査役）	5名（3名）	81百万円（30百万円）	-	-	-	-	5名（3名）	81百万円（30百万円）
合計	15名	384百万円	8名	104百万円	8名	80百万円	15名	568百万円

会計監査人の報酬等の額（2014年3月期）

会計監査人	区分	支払金額
有限責任監査法人トーマツ	当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	87百万円
	当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	165百万円

監査役・監査役会

取締役の業務執行状況を監督するため、監査役は取締役会、経営委員会などの重要会議へ定期的に出席し、経営および取締役に対する監視、監査を行っています。また、独立性を有する社外監査役2名を招いています。

ニコンの取締役・監査役および執行役員の構成について
女性の人数：0　／　外国人の人数：0

社外取締役および社外監査役の取締役会・監査役会への出席状況（2014年3月期）

区分	氏名	取締役会出席状況	監査役会出席状況
社外取締役	松尾憲治	13回中12回出席	-
	樋口公啓	13回中12回出席	-
社外監査役	可児晋	13回中13回出席	8回中8回出席
	上原治也	13回中12回出席	8回中8回出席
	畑口紘	13回中13回出席	8回中8回出席

※ 可児晋氏は2014年6月27日をもって監査役を退任。

コーポレート・ガバナンスに関する報告書

東京証券取引所に提出した「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」をご覧いただけます。

「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」（2014年7月10日提出）（PDF:239KB）
http://www.nikon.co.jp/csr/governance/organization
/pdf/corporate_governance_report_2014.pdf

内部統制システム

内部統制システムの基本方針

業務の適正を確保するための体制整備として、2006年5月より施行された会社法、および会社法施行規則に基づいた内部統制システムの基本方針を定めています。

› 内部統制システムの基本方針 （P29）

責任と権限の体系化

ニコンでは、組織および職務権限の体系を明確にした「組織・職務権限規程」を制定しています。また、グループ会社各社に対しては「子会社等に関する決裁・報告規程」および「子会社等に関する決裁権限基準表」によって指導・管理を行い、組織的かつ効率的な業務遂行に努めています。

内部監査

社長直轄による、各業務執行部門から独立した内部監査部門を設置しています。内部監査部門では、社長の承認を経て経営委員会に報告された年度監査計画に基づき、各部門の業務が法令や社内規程などに則って適正に行われているか、適切にリスク管理がなされているかなど、ニコングループの制度および運用状況について監査し、改善に向けた提言を行っています。
また、内部監査部門は、金融商品取引法に基づく「内部統制報告制度」（J-SOX）について、ニコングループの全社的な内部統制と主要な業務プロセス内部統制の会社評価を統括しています。さらに、会社法の観点から、内部統制システムにおける内部監査機能として、コンプライアンス体制やリスク管理体制についての有効性を評価しています。
海外グループ会社の監査は、欧州地域（オランダ）、米州地域（アメリカ）、アジア・オセアニア地域（香港）の各地域持株会社に設置した内部監査部門が、それぞれ独立した立場から担当地域の監査およびJ-SOXの会社評価を実施し、ニコンの内部監査部門がこれを統括しています。日本を加えた世界4地域をカバーする内部監査体制により、グローバルベースで有効な監査を実施するよう努めています。
ニコングループ全社の内部監査報告書は、社長および関連役員に報告され、内容に応じて適宜、再調査、フォローアップなどが行われます。また、経営委員会には年度監査活動結果の要約が報告されています。
内部監査報告書は監査役に対しても同様に報告されるほか、内部監査部門と監査役は定期的に会合を持つなど、情報の共有と緊密な連携を図っています。

内部統制報告制度への対応

財務報告の信頼性確保を目的として、2008年4月より、金融商品取引法に基づく「内部統制報告制度」が導入されました。これに対応するためニコングループでは、金融庁の基準などに示されている内部統制の基本的枠組みに準拠し、財務報告の信頼性に係る内部統制を整備、運用しています。
具体的には、ニコングループの全ての連結子会社および持分法適用関連会社を対象として、全社的な内部統制についての整備状況と運用状況の有効性評価を実施しています。また同制度に基づき、ニコンおよび国内外の主要なグループ会社を対象として、販売、購買、生産、経理、ITなどの業務プロセスの内部統制についても有効性評価を実施しています。これらの評価結果に基づき、毎年、業務の見直しを行っています。
なお、評価方法に関しては、2012年3月期から「簡素化」に取り組んでいます。例えば、一部の業務プロセスの運用状況評価について、関係法令改訂の趣旨に沿って隔年の循環実施とし、前年度の評価結果を継続利用するなど、2014年3月期も継続して評価作業の効率化に取り組みました。今後、財務報告と主要な業務プ

ロセスの内部統制の有効性を保ちながら、一層の評価作業の負荷軽減などに取り組み、効率的な運用手法の確立をめざします。
また、ニコングループでは、持続可能な内部統制体制の整備に向けて取り組んでいます。2014年3月期は、業務プロセスの内部統制に必要な評価者の社内資格認定制度を導入し、一定の水準に達した評価者に対して資格を認定することにより、信頼性の向上と人材育成に努めました。

内部統制システムの基本方針

2006年5月より施行された会社法および会社法施行規則に基づいて、以下の通り内部統制システムの基本方針を当社取締役会にて決議し、業務の適正を確保するための体制を整備しています。

基本方針

（2014年6月27日改訂）

ステークホルダーの信頼を得られる誠実で透明性の高い経営の実現のためには、コーポレート・ガバナンスの強化を進めることが重要であり、その実効性の向上をめざして内部統制を充実させてまいります。すなわち、業務の有効性と効率性、財務報告の信頼性、関連法規の遵守、資産の保全を図ることが重要な経営責任であると認識し、これに沿った諸制度、組織等の体制を整備・充実させ、会社法及び会社法施行規則に基づく業務の適正性を確保いたします。

1. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. ニコングループの社会的責任に対する基本姿勢を示す「ニコンCSR憲章」を制定し、また、ニコングループの役職員が法令や社内規程に従いかつ高い倫理観をもって良識ある行動をとれるよう「ニコン行動規範」にて基準を明確にしています。
2. 社会的責任経営を重視して、CSR意識の涵養、教育・啓発、活動監視を目的とした「CSR委員会」を設置し、その傘下において「企業倫理委員会」が、企業行動の遵法性、公正性、健全性を確保する活動を定常的に行います。また、CSR並びにコンプライアンスに関する活動を統括し、推進するための専任部門としてCSR推進部を設置しています。
3. 社会規範、企業倫理に反する行為を防止・是正するために、報告相談窓口として「倫理ホットライン」を整備するなど、コンプライアンス体制の整備・充実に努めています。
4. 部門の業務遂行が、法令、社内規程等に則って適正に行われていることを監査するとともに必要に応じて改善のための提言を行うため、各業務執行部門から独立し、かつ社長直轄の内部監査部門として経営監査部を設置し、グループの内部監査を行っています。
5. 反社会的勢力の排除に関しては、その方針・基準を「ニコンCSR憲章」及び「ニコン行動規範」において規定し、さらに、弁護士や警察等と連携し、組織的に対応する体制を構築しています。

2. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 執行役員制度により業務執行における権限と責任を明確化し、迅速な意思決定と業務執行の効率化を図っています。
2. 組織的かつ効率的な業務遂行のために、各組織並びに役職位の責任と権限の体系を明確にした「組織・職務権限規程」を制定しています。
3. 取締役の意思決定、業務執行を効率的に行うことを目的として、次の機関を設置しています。常勤取締役等から構成する「経営委員会」は、取締役会の決定した経営基本方針に基づき、全般的な業務執行方針、会社全般の内部統制に関する事項並びに経営に関する重要事項について審議・決定するとともに、各部署より重要事項の報告を受けます。また、目的別に「経営会議」、各種委員会などの機関を設置しています。
4. 企業理念である「信頼と創造」の下、経営目標を中期経営計画及び年度計画の中で定め、施策として展開・具体化します。年度計画目標の達成に向けては、社長直轄の事業部制によって事業運営を行い、定期的に開催する「事業活動報告会」においてその執行及び課題の進捗状況を把握するほか、「業績評価制度」に基づいてその成果を評価・確認しています。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1. 取締役の職務執行に係る決議・決裁・報告の内容は、「取締役会規則」「経営委員会規則」「ニコングループ情報管理規程」において定められた保存期間・書類にて保存します。また、必要に応じ取締役、監査役、会計監査人が閲覧可能な状態で管理する体制を整備しています。
2. 情報の保護については、社長直轄の情報セキュリティ推進本部を設置しグループ全体の情報セキュリティを一元的に統括するなど体制の整備・強化に努めています。また、グループ共通の規程を整備し、機密区分・重要度に応じた閲覧権者の明確化、パスワード管理、情報の漏洩・改ざん・破壊防止の措置などについて役職員に対し周知・徹底を図っています。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 企業経営・事業継続に重大な影響を及ぼすリスクの識別・評価・管理が重要な課題であるとの認識の下、「リスク管理委員会」を設置し、重点対応リスクを抽出したうえ具体的対策を講じるなど、グループを取り巻くリスクを適切に管理する体制の整備に努めています。
2. 企業倫理、個人情報保護、環境管理、品質管理、輸出管理、インサイダー取引の未然防止、防災対応の各分野を中心に規程・マニュアルを整備し、損失防止の管理体制を強化しています。
3. 内部監査部門である経営監査部が各部門に対しリスク管理状況の監査、有効性の評価を行い、必要に応じ代表取締役を通じて取締役会に報告し、改善策が講じられる体制を整備しています。

5. 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. 国内子会社・海外現地法人に対しては「子会社等に関する決裁・報告規程」及び「子会社等に関する決裁権限基準表」により、各社の権限と責任を明確にしており、指導・管理を徹底しています。
2. 当社及びグループ各社の財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制に関する基本方針」を定めるとともに、必要な体制の整備・改善に努めています。
3. グループ各社に対する調査・監査実施の体制として、監査役、会計監査人による監査に加え、内部監査部門の充実を図りその監査対象範囲を拡大しています。
4. グループ内のコンプライアンスの徹底に関しては、グループ共通の基本姿勢である「ニコンCSR憲章」のもと、「ニコン行動規範」などによりグループ会社役職員への企業倫理意識の浸透･定着を図っています。また、コンプライアンスに関する報告相談制度については、「倫理ホットライン」を設けるなど仕組みの構築・整備を進めています。

6. 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

1. 監査役会運営を効率的に行い、監査役監査の実効性を高めることを目的として、監査役の職務を補助する当社の使用人若干名を専任の監査役スタッフとして従事させています。
2. 監査役スタッフの人事異動、人事考課については、予め監査役の同意を得るなど、業務執行者からの独立性を確保しています。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

1. 監査役は、「経営委員会」、「経営会議」、「事業活動報告会」等の重要な会議に出席し、経営状態・意思決定プロセスについて常に把握し、監査しています。
2. 監査役に対しては、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、コンプライアンスに関する報告相談窓口に寄せられた情報、予め取締役と協議して定めた監査役会に対する報告事項等について、迅速かつ有効に報告がなされる体制が整備されています。
3. 監査役に対しては、経営監査部より、内部監査に関わる状況とその監査結果の報告を行っており、監査役は必要に応じて経営監査部に調査を求めるなど内部監査部門と緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施しています。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 監査役の執行部門からの独立を確保するとともに、監査役は代表取締役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題等について意見を交換し、必要と判断される要請を行うなど、代表取締役との相互認識を深めています。
2. 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、積極的な意見交換・情報交換を行っています。

リスク管理活動

ニコングループが将来にわたって持続的に発展していくために、グループを取り巻く包括的なリスク管理、対策に努めています。

リスクマネジメント体制

経営に重大な影響を及ぼすリスクに対して適切な対応が行えるよう、ニコングループでは、リスク管理を統括する組織として、副社長を委員長とし、総務部を事務局とする「リスク管理委員会」を設置しています。2012年4月からは、リスク管理委員会の役割に、リスクの抽出と評価を加え、機能強化を図っています。2014年3月期は、7月と12月の合計2回、「リスク管理委員会」を開催しました。
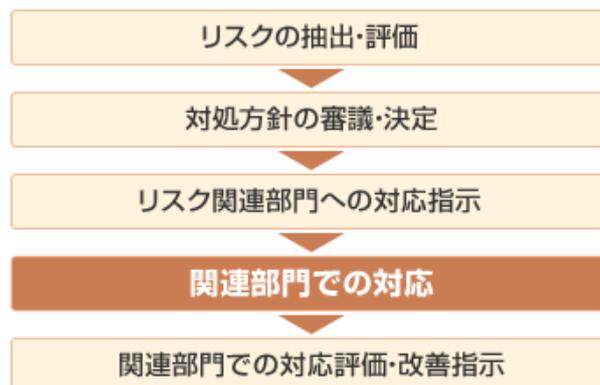
リスクアセスメント

ニコングループが抱えるリスクの全体像を把握するために、「リスク把握調査」を行っています。2014年3月期は、従来のニコンの部長級相当以上および国内外のグループ会社の社長に加えて、ニコンの課長級相当を対象とするリスク把握調査も実施しました。調査で得た回答は、集計・補正し、全社的な観点からリスクを特定・分析・評価するリスクアセスメントを行い、その結果を影響規模と発生確率で表わす「リスクマップ」を作成しています。

リスクアセスメントにより高リスクと評価された案件については、リスク低減策の検討や対応の優先順位付けを行っています。また、当社グループの状況を製造業一般のリスクマップと比較して、社内では認識できていないリスクの抽出にも努めています。リスクマップは継続的に更新し、対策の進捗やモニタリング対象リスクの経年変化を可視化しています。

BCM活動の推進

ニコングループでは、地震をはじめとする自然災害や新型インフルエンザなどの感染症の拡大といった、いわゆる大規模災害の発生に備えてBCP※を策定しています。東日本大震災発生後は、首都圏における最大被害想定および初動対応を中心にBCPの見直しを行いました。2014年3月期は、大規模災害による本社機能の長期喪失に備えた施策を検討しました。また、東京都の帰宅困難者対策条例の施行に合わせて、ニコングループにおけるBCM※活動のガイドラインの内容を一部改定しました。さらに、甚大な津波被害が想定されている国内ニコングループの各拠点では、シミュレーションによって導き出した推奨経路を使った避難訓練を実施しました。一方、世界保健機関（WHO）のパンデミックインフルエンザ警戒フェーズの見直し、日本国の新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行、政府行動計画の見直しを受けて、新型インフルエンザ対応のBCP発動基準の表現を変更しました。

※ BCP（Business Continuity Plan：事業継続計画）
自然災害などの緊急事態発生の際、限られた経営資源の中で事業活動を継続、再開できるようにするための、事前に策定される、方針、手段などの計画。

※ BCM（Business Continuity Management：事業継続マネジメント）
自然災害など、不測の事態発生によって起こりうるさまざまなリスクに対して、迅速に対応し、企業の事業継続を確保するための、戦略的な管理手法。

情報資産リスクマネジメント

2012年10月に設置した情報セキュリティ推進本部指導のもと、事業を展開する国・地域の状況に合わせた高いレベルのセキュリティ管理体制を整備しています。

個人情報保護

個人情報は、「ニコングループ個人情報保護方針」に基づき、適切に取り扱っています。特に、お客様の個人情報を多数取り扱うニコンイメージングジャパンでは、プライバシーマークの付与認定を受け、さらに、Nikon Inc.（アメリカ）では、クレジットカード業界のセキュリティ基準であるPayment Card Industry Data Security Standards（PCI DSS）の認定を取得しています。

情報セキュリティ教育・監査

ニコングループでは、社員ひとりひとりが情報資産管理の重要性を理解し、高い意識で規程を順守するよう「情報セキュリティハンドブック」を配付しています。また、各部門、グループ会社に対して、情報管理監査や情報管理・セキュリティ制度に関するeラーニング教育などを実施しており、恒常的な取り組みを行っています。
2014年3月期は、主要グループ会社のIT担当者に対して情報セキュリティ教育を実施しました。また、各社における社内教育の実施促進にも取り組み、引き続きルールの周知徹底や情報リテラシーの向上に努めました。
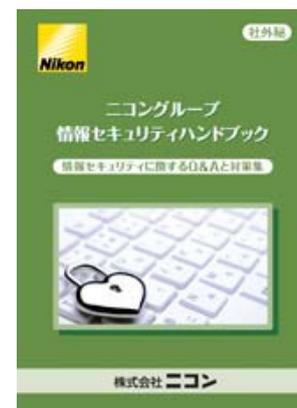
ニコングループ情報セキュリティハンドブック

カントリーリスクへの対応

グローバルに事業を展開するニコングループでは、世界各国で社員が働いています。国外へ駐在、出張する各国グループ社員も増加していることから、各地域特有のリスクに対して適切な管理が行えるよう、国ごとの危機管理体制の整備を進めています。

自国外への派遣者リスクマネジメント

ニコングループでは、2008年に「ニコングループ海外派遣者リスク管理規程」を制定し、日本から海外への派遣だけでなく、海外から海外へ派遣される社員の安全確保にも努めています。
具体的には、リスク情報を海外リスクの専門家や外務省の渡航情報、現地法人などから収集し、新興国や政情不安地域など潜在リスクが高い国については、現地視察などによって最新情報を集め、派遣者に逐次提供

しています。また、当該国の状況に応じてセキュリティレベルを独自に設定し、出張規制、退避判断などを行っています。さらに、紛争・内乱などにより特に危険レベルが高い国については、個別に危機管理プログラムを作成し、現地社員を含めた緊急時の対応を定めています。このほか、海外出張安否確認体制の整備を進めており、2012年10月には国内ニコングループの出張者情報を一元管理するシステム整備を完了しました。安否確認体制は、海外グループ会社についても整備を進めています。2014年3月期は「ニコングループ海外派遣者危機管理規程」をはじめ、危機管理マニュアル全般を改訂しました。

貿易における安全保障リスクの管理

ニコングループでは、国際的な平和および安全を維持するため、ニコン製品（貨物）の輸出と役務（技術情報）の提供について、各国の法令に基づく管理を行っています。
2014年3月期は、国内ニコングループ社員約12,000名（受講率87.8%）を対象に、輸出管理についての入門的な教育をeラーニングを用い実施しました。また、輸出管理の維持および向上を目的として、国内ニコングループ社員向けに講習会（19回、合計300名受講）を実施しました。役務提供管理については、職場を代表する社員約30名を対象に講習会を行いました。

AEO制度に係るシンボルマーク

ニコンは、2007年に「特定輸出申告制度」を利用できる特定輸出者として認定を受けています。これはAEO制度※によるもので、貨物のセキュリティ管理とコンプライアンス体制が優良な事業者を税関が認定。貿易におけるセキュリティの確保と円滑化を実現しています。

※ AEO（Authorized Economic Operator）制度
世界税関機構が採択したSAFE「基準の枠組み」において導入・構築の指針が定められたもので、各国の税関当局が貨物のセキュリティ管理と法令順守の体制が整備された事業者を認定し、税関手続の緩和・簡素化を提供する制度。

› 安全保障輸出管理への取り組み
http://www.nikon.co.jp/csr/risk-management/enhancing-export/index.htm

知的財産マネジメント

知的財産活動

ニコングループでは、研究開発活動を通じて生まれる先進的な技術やデザインを特許権や意匠権として、また、ニコンブランドを商標権として保護するなど、ニコン製品のブランド価値を高めるための知的財産に関するあらゆる取り組みを行っています。
また、ニコングループでは、第三者の知的財産を尊重することをニコン行動規範の中で謳っています。
ニコングループが保有する知的財産権を第三者が侵害する場合には厳正に対処し、ニコングループはもとより、お客様をはじめとするステークホルダーの皆様が不利益を被ることのないよう努めています。

知的財産に係る体制

ニコングループでは、知的財産本部をニコンに設置し、事業部門・研究開発部門との三位一体の体制のもと緊密に連携し、知的財産に関する諸活動を行っています。さらに、知的財産本部は、グループ内の情報管理のルールにしたがって知的財産にかかわる情報を一元管理しています。
また、ニコングループでは、知的財産に関する正しい理解と運用に向けて、知的財産に関する教育を新入社員、研究・開発担当者などに対して行っています。

ニコンの知的財産に関するデータ

項目	2013年実績
日本特許出願公開件数	1,832件
米国特許登録件数	400件

> 知的財産活動
http://www.nikon.co.jp/profile/ip/index.htm

ニコン環境管理基本方針

ニコングループは、社会の持続的発展を可能とする健全な環境を次代に引き継ぐために、環境の汚染を防止し、資源の有効活用を図ることが重要だと考えています。当社グループでは、環境管理活動の基本方針「ニコン環境管理基本方針」を定め、地球環境の保全に努めています。

ニコン環境管理基本方針

1. 基本理念

ニコンは、グループの企業理念「信頼と創造」に則り、宇宙、地球、世界、地域との共存共栄を経営の最重要課題のひとつととらえ、社会の持続的発展を可能とする健全な環境を次代に引き継ぐために、全事業活動にわたり、環境の汚染を防止し、資源の有効活用を図り、循環型社会の形成をめざすことによって地球環境の保全と改善に貢献する。

2. 基本姿勢

ニコンは、環境問題への対策が人類の生存と企業の永続的発展にとって必須であると認識し、気候変動並びに生物多様性を含む自然環境への影響に配慮し、責任ある企業として地球環境の保全に努める。
併せて「人と地球にやさしい」優れた商品を通じて社会からの信頼と共感を確保すべく、これらの活動をニコン並びに取引先へ積極的に展開していく。

3. 活動方針

1. 排出抑制・再使用・リサイクルを推進し、省エネルギー・省資源並びに廃棄物の削減と適正処理を行い、循環型社会の形成をめざす。
2. 企画・開発・設計の各段階で、生物多様性を含む環境・安全を配慮した評価を行い、環境保全に適合する商品の提供に努める。
3. 生産・流通・使用・廃棄などの段階で、生物多様性を含む環境保全に有効な資材・装置等の積極的な導入を行うと共に、環境保全技術の開発・向上に努め、環境負荷の最小化を図る。
4. 環境負荷低減並びに有害物質削減の目標の達成に努め、環境監査等を通じて環境マネジメントシステムの継続的な改善を図る。
5. 環境に関する国・地域の法律・規則並びに国際的に締結された条約を遵守することはもとより、自ら基準を定めて達成する。
6. 環境に関する意識向上並びに活動推進を図るため、従業員への教育を徹底する。
7. 環境保全活動の徹底を図るため、取引先に対して情報提供・指導を積極的に行う。
8. ステークホルダーと連携し、社会の環境保全活動に参画すると共に、積極的な情報開示を行う。

事業活動における環境とのかかわり

企業は、地球環境の中で生きるひとつの生命に似ています。製品・サービスを社会に提供して成長を続けながら、その過程において、さまざまな資源・エネルギーを消費し、廃棄物を排出しています。循環型社会の構築が望まれる中、企業も自らの環境負荷を明確に把握し、より高度なエコマネジメントをグローバルに展開することが急務です。ニコングループは、廃棄物削減をはじめとする地道な努力を重ねるとともに、環境負荷の極めて少ない鉛・ヒ素フリーガラス※の開発に代表される、独自の環境活動にも積極的に取り組んでいます。中長期的な環境活動の目標として、データの収集範囲（バウンダリ）をさらに拡大していくとともに、統一感のあるデータ集計を行い、グループとして目標を共有し、活動を展開していきます。
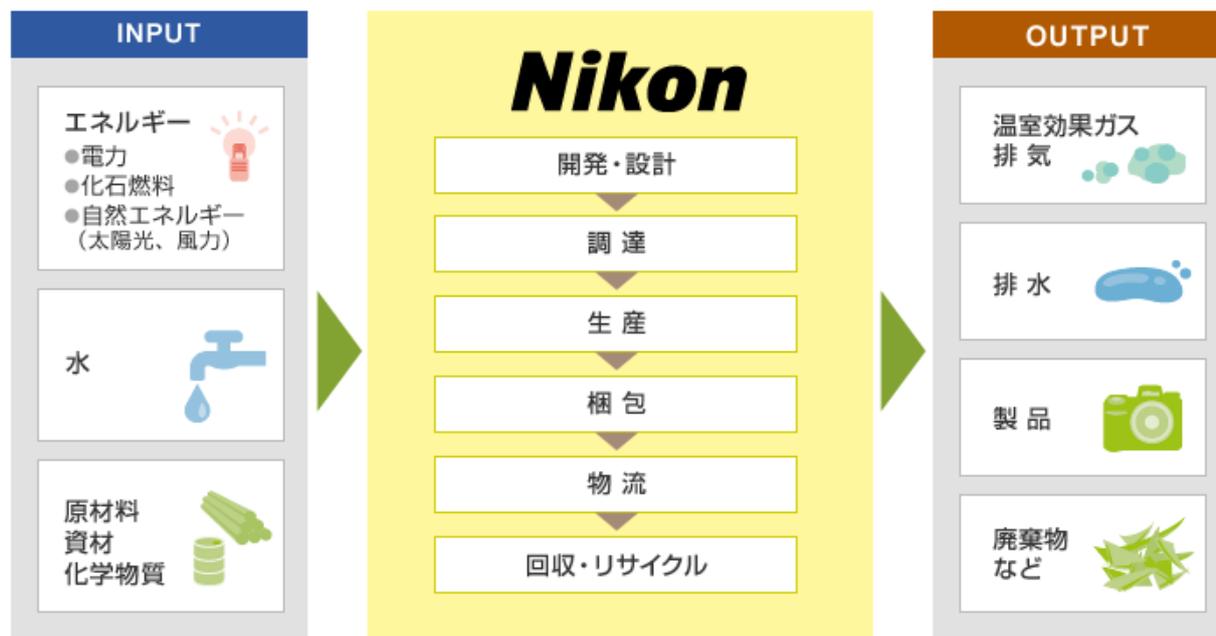
※　鉛・ヒ素フリーガラス
ニコンでは、光学機器のレンズ・プリズムなどに使用する光学ガラスにおいて、鉛とヒ素を全く含まない新しいタイプのガラスを開発し、鉛・ヒ素フリーガラスと呼んでいる。ニコンではほとんどの製品で、光学系ガラスにおける鉛・ヒ素フリーガラスの比率を100%としている。

ニコングループの主な環境負荷（2014年3月期）

INPUT		ニコン	国内グループ生産会社	単位
エネルギーなど	電力	165,069	87,732	MWh
	都市ガス	5,754	1,122	千Nm^3
	液化石油ガス	530	2,059	トン
	重油	0	594	kL
	灯油・軽油など	7	111	kL
	水	1,917	902	千m^3

INPUT		ニコン	国内グループ生産会社	単位
PRTR※指定物質	2-アミノエタノール	0	0	トン
	塩化第二鉄	0	5.084	トン
	六価クロム化合物	0	2.172	トン
	クロムおよび三価クロム化合物	0	1.752	トン
	ジクロロペンタフルオロプロパン	0	1.584	トン
	トルエン	0	3.153	トン
	鉛化合物	0	0	トン
	1-ブロモプロパン	24.391	46.466	トン
	ほう素化合物	0	22.494	トン

OUTPUT		ニコン	国内グループ生産会社	単位
CO_2排出	電力	62,518	36,474	トン-CO_2
	都市ガス	12,544	2,467	トン-CO_2
	液化石油ガス	1,608	6,251	トン-CO_2
	重油	0	1,610	トン-CO_2
	灯油・軽油など	18	275	トン-CO_2
PRTR指定物質の大気排出	2-アミノエタノール	0	0	トン
	塩化第二鉄	0	0	トン
	六価クロム化合物	0	0	トン
	クロムおよび三価クロム化合物	0	0	トン
	ジクロロペンタフルオロプロパン	0	1.462	トン
	トルエン	0	1.938	トン
	鉛化合物	0	0	トン
	1-ブロモプロパン	23.930	35.643	トン
	ほう素化合物	0	0.031	トン

OUTPUT		ニコン	国内グループ生産会社	単位
廃棄物等	排出量	3,035	2,457	トン
	循環資源化量	3,022	2,326	トン
	最終（埋立）処分量	3	55	トン

※　PRTR（Pollutant Release and Transfer Register）
日本における、人の健康や生態系に有害なおそれがある化学物質について、環境中への排出量を事業者が自ら把握し、行政に報告（年1回）することにより、行政が把握・集計し、公表する仕組み。

環境マネジメントシステム

環境管理体制

ニコングループでは、「ニコン環境管理基本方針」のもと、環境管理体制を構築するとともに、品質・環境管理部が中心となり、環境マネジメントシステムをグループ全体に展開しています。その中で、常に国内外の法規・条約・規格などの制定や発効、社会的ニーズを把握し、対応する体制を整えるとともに、土壌汚染や有害化学物質漏えい事故などの予防・是正措置を行っています。

環境管理体制図（2014年7月末日現在）
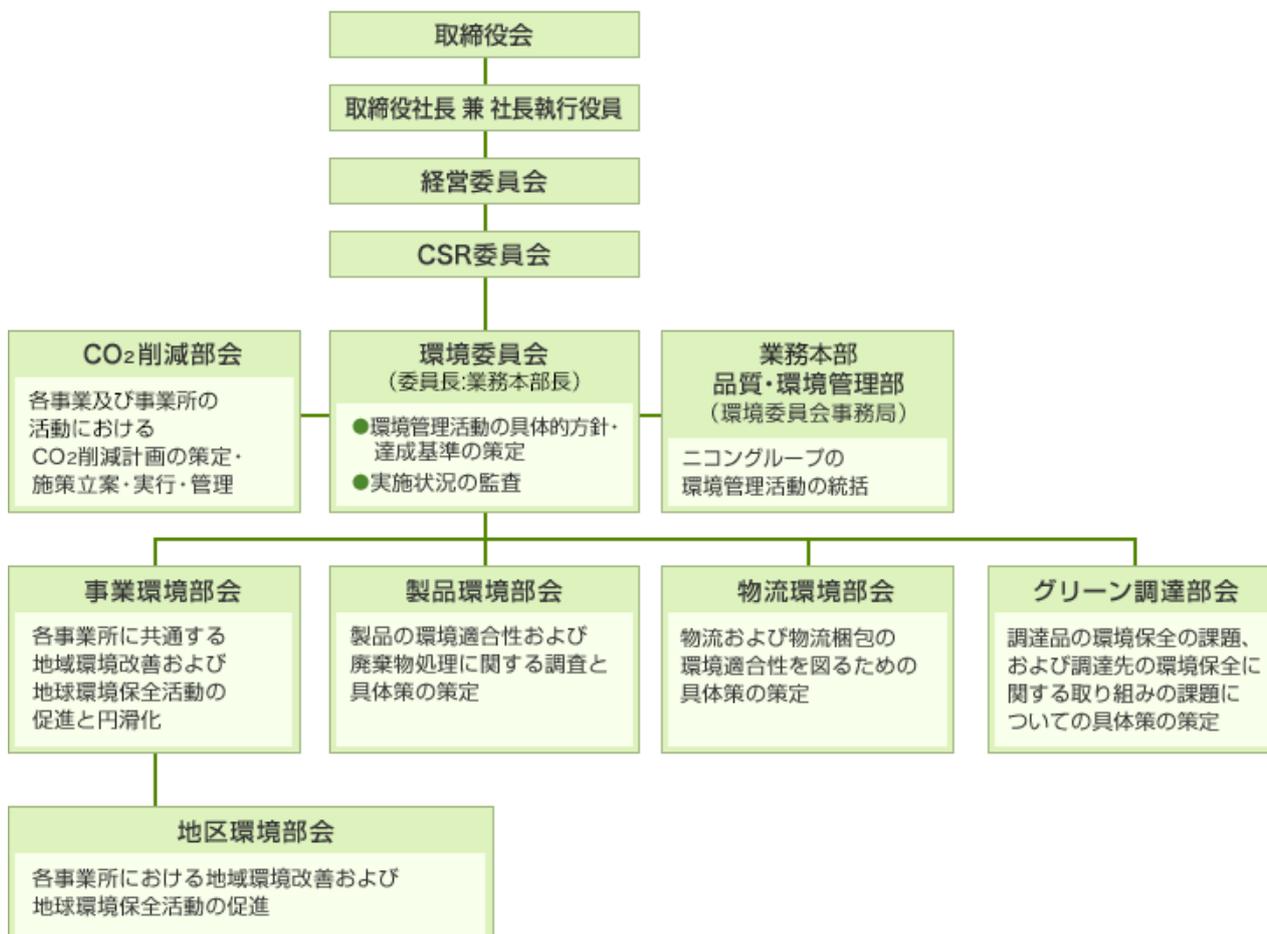
ISO14001認証の活用

ニコングループでは、ISO14001を活用した環境管理を実施しています。現在、環境活動の中期目標である環境アクションプランの徹底、業務の効率化などのグループ全体への浸透をめざし、国内外でISO14001統合認証の取得を進めています。これらの活動を通じて温室効果ガス削減や、廃棄物・有害化学物質削減などを推進しています。2014年3月期は、Nikon Metrology UK Ltd.（イギリス）がISO14001統合認証を取得しました。また、新たにX-Tek Systems Ltd.（イギリス）が同認証取得のための活動を行っています。環境負荷の小さい日本国内外の非生産系事業所に対しては、ISO14001の重要な要素で構成された「ニコン環境管理簡易システム（簡易EMS）」の導入を進めています。2014年3月期は日本国外の非生産系事業所80拠点を対象にアンケートを実施し、簡易EMS導入に向けて環境負荷や現在実施している環境活動ついての情報収集と分析を行いました。その結果をもとに、2015年3月期は、日本国外の拠点において簡易EMSの導入を進めていきます。

内部監査の実施

環境マネジメントシステムのISO14001への適合性、環境マニュアル類の順守・励行状況、および環境目標の設定・進捗・実績状況などを確認するため、内部監査を年1回以上、定期的に実施しています。監査の結果、指摘を受けた部門については、必要な処置を実施して改善を進めています。

ニコングループ環境マネジメントシステムと環境パフォーマンスデータのバウンダリ

社名	連結子会社	環境管理システム	環境パフォーマンスデータの集計区分	
（株）ニコン	-	ISO14001	A	会社単位で環境パフォーマンスデータ集計を行っている。 製品または部品の生産活動に直接関係する比較的大規模な事業所。
栃木ニコン	○			
栃木ニコンプレシジョン	○			
仙台ニコン	○			
宮城ニコンプレシジョン	○			
黒羽ニコン	○			
光ガラス	○			
ティーエヌアイ工業	○			
Nikon Imaging (China) Co., Ltd.	○			
Nikon (Thailand) Co., Ltd.	○			
ニコンテック	○		B	会社単位では環境パフォーマンスデータ集計を行っていないが、活動の一部が集計対象になっている。 製品の設計・納入・設置・メンテナンスなどのために、一部の業務を「A」と同敷地内で行っているため、その活動データは「A」に合算されている。
ニコンインステック	○			
ニコンシステム	○			
ニコンビジネスサービス	○			
ニコンスタッフサービス	○			

社名	連結子会社	環境管理システム	環境パフォーマンスデータの集計区分	
ニコンビジョン	◯	ISO14001	C	現在は環境パフォーマンスデータの集計対象外
Nikon U.K. Ltd.	◯			
Hikari Glass (Changzhou) Optics Co., Ltd.	◯			
Nanjing Nikon Jiangnan Optical Instrument Co., Ltd.				
Nikon Metrology UK Ltd.	◯			
ニコンイメージングジャパン	◯	ニコン環境管理簡易システム		

※　掲載している環境パフォーマンスデータは分類「A」を対象として集計。「A」に属する社員数の連結グループ全体に占める割合は70%以上。

※　「A」には上記以外にも、小規模な特例子会社や構内で業務委託を行っている外注会社の活動により発生するデータが含まれる場合がある。

環境会計

ニコングループは、環境省「環境会計ガイドライン（2005年版）」に沿って環境会計を導入しています。

〈対象〉
ニコンおよび国内グループ生産会社

対象期間:2013年4月1日～2014年3月31日

※　減価償却費は費用に計上していない。
※　複数目的にかかわり按分が難しい設備などについては、全額を投資額に計上。
※　金額は四捨五入しているため、合計表示額が内訳の合計と一致しない場合がある。

環境保全対策に伴う経済効果

(単位:百万円)

費目	効果の内容	金額
収益	有価物売却益	73
費用削減	省エネルギーによるエネルギー費用削減	1
	資源の効率的利用による費用削減	-
	資源の循環利用による費用削減	-
合計		74

環境保全コスト

(単位:百万円)

分類		主な取り組み	投資額	費用額	合計
事業所エリア内コスト	公害防止コスト	大気汚染防止／水質汚濁防止など	97	603	700
	地球環境保全コスト	地球温暖化防止／省エネルギーなど	291	160	451
	資源循環コスト	廃棄物の処理／資源効率的利用など	4	240	244
上・下流コスト		グリーン調達運用、リサイクル対策など	-	169	169
管理活動コスト		環境マネジメントシステム運用など	-	422	422
研究開発コスト		製品省電力設計、研究・開発など	-	94	94
社会活動コスト		社会貢献活動、協賛など	-	49	49
環境損傷コスト		土壌修復費用など	-	140	140
その他			-	0	0
合計			392	1,877	2,269

環境アクションプラン

中期目標であるニコン環境アクションプランでは、各年度の「環境目標」を立て、実績を評価し、課題の抽出・見直しを行っています。自己評価については環境委員会にて審議、承認されています。

2014年3月期実績［概要］

製品への取り組み

自己評価　◯：達成　△：着手したが未達成

テーマ	目標	実績	自己評価
省エネルギー （地球温暖化防止）	• 消費電力効率※の向上 2014年3月期に発売された代表的新製品の消費電力効率の向上	• 新発売製品全機種の平均で消費電力効率向上達成 代表的新製品としてニコンDXフォーマットデジタル一眼レフカメラD3300（2014年2月発売）において消費電力効率25%向上（D3200比）	◯
有害化学物質削減など	• RoHS指令※対象製品の順守率100%継続	• RoHS指令対象製品の遵守率100%継続	◯
物流対策	• 輸送における環境負荷低減 国際間物流のCO_2排出量の可視化推進	• ニコンと海外間の物流によるCO_2排出量把握 欧州内の物流によるCO_2排出量試算実施	◯

事業所での取り組み

テーマ	目標	実績	自己評価
温室効果ガス削減 （エネルギー起源CO_2）	• ニコンおよび国内グループ生産会社：総排出量13.5万トン-CO_2以下 • 海外グループ生産会社：2006年3月期から2008年3月期の平均値から7%削減	• ニコンおよび国内グループ生産会社：総排出量12.4万トン-CO_2 • 海外グループ生産会社：2006年3月期から2008年3月期の平均値から7.5%削減（原単位での改善）	◯
廃棄物等削減	• ニコンおよび国内グループ生産会社：2011年3月期排出量維持（4,867トン以下）※1 〔ゼロエミッション※〕 • レベル1達成事業所：レベルS体制構築 • Hikari Glass (Changzhou) Optics Co., Ltd.、Nanjing Nikon Jiangnan Optical Instrument Co., Ltd.：レベル3体制構築	• ニコンおよび国内グループ生産会社：2011年3月期排出量維持（3,796トン）※1 • レベル1達成事業所：レベルS達成 • Hikari Glass (Changzhou) Optics Co., Ltd.、Nanjing Nikon Jiangnan Optical Instrument Co., Ltd.：レベル3達成	◯
森林資源の保全	• コピー用紙使用量削減に向けたデータ収集・分析	• ニコン：コピー用紙とそれ以外のプリントアウト用紙の購入量を把握 2015年3月期以降の削減につなげる	◯

※1　有価物を除く。

その他

テーマ	目標	実績	自己評価
環境マネジメントシステム（EMS）	〔ISO14001統合認証〕 • Nikon Metrology UK Ltd.認証完了	〔ISO14001統合認証継続〕 • Nikon Metrology UK Ltd.認証取得	○

※　消費電力効率
ニコンでは、製品の消費電力当たりの機能の大きさを算出し、消費電力効率と呼んでいる。
製品の消費電力効率＝機能の大きさ／消費電力
なお機能の大きさは、製品の種類ごとに個別に定義されている。ニコンでは新製品の消費電力効率の継続的な向上を推進している。

※　RoHS指令（Restriction of Hazardous Substances）
電気・電子機器における特定有害物質の使用の制限に関する指令の略称。
EUにおいて2003年に公布。電気・電子機器における特定有害物質の使用を制限することにより、環境や健康に及ぼす危険を最小化することを目的としている。

※　ゼロエミッション
国連大学が1994年に提唱。産業活動から排出される廃棄物などを、ほかの産業の資源として活用し、社会全体として廃棄物ゼロにするという考え方。

2015年3月期目標［概要］

製品への取り組み

テーマ	目標
省エネルギー （地球温暖化防止）	• 消費電力効率の向上 2015年3月期に発売された新製品の消費電力効率の向上
有害化学物質削減など	• RoHS指令対象製品の順守率100%継続
物流対策	• 輸送における環境負荷低減 CO_2排出量の可視化範囲拡大（外国内物流）

事業所での取り組み

テーマ	目標
温室効果ガス削減 （エネルギー起源CO_2）	• ニコンおよび国内グループ生産会社：総排出量13.4万トン-CO_2以下 • 海外グループ生産会社：2006年3月期から2008年3月期の平均値から8%削減（原単位での改善）
廃棄物削減	• ニコンおよび国内グループ生産会社：3年間移動平均排出量から1%削減 〔ゼロエミッション〕 • レベルS達成事業所：レベルS維持 光ガラス：レベル1体制構築 Nikon Imaging (China) Co., Ltd.：レベル1維持 Hikari Glass (Changzhou) Optics Co., Ltd.、 Nanjing Nikon Jiangnan Optical Instrument Co., Ltd.：レベル2体制構築
森林資源の保全	• ニコン：2014年3月期のコピー／プリント用紙購入量から3%削減

その他

テーマ	目標
環境マネジメントシステム（EMS）	〔ISO14001統合認証〕 • X-Tek Systems Ltd.認証取得

環境教育・環境啓発活動

ニコングループでは、環境保全活動の水準を高めるために、社員を対象とした各種環境教育・啓発活動を実施しています。

各種内部監査員研修などの実施

環境マネジメントシステムを維持・改善していくためには、内部監査の質を維持・向上させることが大変重要です。ニコングループでは、内部監査員の養成とスキルアップを目的とする研修と、コンプライアンス強化につながる環境関連法令研修を定期的に実施しています。また、定期研修のほかに、各地区環境部会の要請に応じて、各種臨時研修を実施しています。こうした環境関連研修は、審査員資格をもつ社内講師が担当しています。社内講師はニコングループ内外の会社に対する環境マネジメントシステムの構築支援も行っています。

社員への一般教育

環境月間セミナー

国内ニコングループでは、環境マネジメントシステムの教育訓練計画に基づき、階層、グループ・事業所・部署などに応じた教育を実施しています。例えば、新入社員全員を対象とした導入研修基礎講座プログラムでは、有害化学物質規制の最新情報や地球温暖化、生物多様性といった近年重要視されている環境問題について取り上げ、ニコン製品における有害物質削減や、事業所でのCO_2排出量削減などの取り組みについて教育を行っています。また、環境省が「環境月間」として定める毎年6月には、社員への情報提供、施策の浸透、関心・意識の向上などを目的としたセミナーや、社内環境フォトコンテストなどのイベントを開催しています。2014年3月期に実施した環境月間セミナーでは、外部講師を招き、「安全」「安心」をキーワードに化学物質と環境の関係、環境の視点から考えるリスクコミュニケーションや安全学について講演していただき、約130名が受講しました。

環境表彰制度

環境表彰授賞式

環境活動への取り組みを活性化するため、ニコングループは、「ニコン環境表彰制度」を導入しています。この制度は、日頃の環境活動で大きな成果をあげている職場、グループ、個人の中から、特に優秀な取り組みについて毎年1回表彰するものです。2014年3月期の授賞式では、環境貢献優秀賞4件、環境貢献賞8件が表彰されました。

アースアワーへの参加

ニコングループはWWF（世界自然保護基金）が主催する地球温暖化防止イベント「アースアワー」に参加しています。アースアワーは、世界中の人々が同じ日の同時刻に一斉に照明を消すことで、地球温暖化防止への願いを示す地球規模のイベントです。2014年3月期は日本や欧州、米州、韓国などの国々から48社が参加し、看板や事業所内の不要な照明の消灯などを行いました。

関連情報

- 社会貢献活動 | 環境 | 「赤谷プロジェクト」への支援
  http://www.nikon.co.jp/csr/society/earth/akaya-project/index.htm
  2005年より生物多様性復元計画「赤谷プロジェクト」を支援しています。社員やその家族を対象とした体験ツアーでは、日本の生物多様性の豊かさと重要性を学んでいます。

生物多様性の保全

ニコンの生物多様性に対する考え方

企業活動は生物多様性と深いつながりがあります。事業活動に必要な原材料の調達、水・エネルギーの供給を自然の恵みから受け、その一方で廃棄物、化学物質、CO_2の排出、排水などを行い、直接的・間接的に自然環境に影響を与えています。
ニコングループは、「日本経団連生物多様性宣言」推進パートナーズに同意し、参加しています。同時に「ニコン環境管理基本方針」を改定し、生物多様性保全に対する基本姿勢を明確にしました。また、当社グループでは、CO_2排出量削減やRoHS指令※への対応など、有害化学物質削減、ゼロエミッション※等の廃棄物削減など、さまざまな環境保全活動に取り組んでいます。例えば、「AKAYA（赤谷）プロジェクト」、「富士山の森づくり」には社員とその家族が参加しています。また事業所の周辺地域の自然環境保護活動への参加や支援にも取り組んでいます。
今後も、資源循環型経営を推進するために、ステークホルダーとの連携・協力、情報発信、社員教育の徹底によって事業活動と生物多様性とのかかわりの把握に努め、自然環境の保全に取り組んでいきます。

- 「赤谷プロジェクト」への支援
  http://www.nikon.co.jp/csr/society/earth/akaya-project/index.htm
- 「富士山の森づくり」プロジェクトへの参画（P102）
  http://www.nikon.co.jp/csr/society/earth/mountain-fuji/index.htm

※　RoHS指令（Restriction of Hazardous Substances）
電気・電子機器における特定有害物質の使用の制限に関する指令の略称。
EUにおいて2003年に公布。電気・電子機器における特定有害物質の使用を制限することにより、環境や健康に及ぼす危険を最小化することを目的としている。

※　ゼロエミッション
国連大学が1994年に提唱。産業活動から排出される廃棄物などを、ほかの産業の資源として活用し、社会全体として廃棄物ゼロにするという考え方。

ESRに基づく取り組み

事業活動における生物多様性への依存と影響を把握するために「企業のための生態系サービス評価（ESR）※」を用いて評価を行ったところ、ニコングループは木材および木質繊維や淡水といった製品材料の供給を生態系から受け、事業活動による化学物質やCO_2の発生により生態系の調整サービスに負荷を与えていることがわかりました。一方で、自然観察や研究・教育の場、自然の中におけるレクリエーションの場において、製品を通じて生物多様性の保全に貢献できるという結果を得ました。
この評価結果を踏まえ、生態系サービスと関わりのある主な場面を分析し、関連する各部門にて取り組みを進めています。

※　企業のための生態系サービス評価（ESR：The corporate Ecosystem Services Review）
持続可能な開発のための世界経済人会議（WBCSD）が発行した自社の生態系への依存と影響を把握し、そこからビジネスリスクとチャンスを見出し、管理するための手法。

ESRの結果と主な取り組み

ESRによる評価結果			主な取り組み事項
依存度・影響度の高い生態系サービス		具体例	
供給サービス	木材および木質繊維	製品材料としての紙の使用（取扱説明書、カタログ、梱包材など） 事業活動における紙の使用（コピー用紙など）	紙調達方針に基づく活動 › CSR調達の推進 | 紙調達方針に基づく活動（P107） グリーン調達 › グリーン調達の推進（P109） コピー用紙使用量の分析 容器包装の取り組み › 容器包装の取り組み（P57）
	淡水	事業活動における水利用	循環水利用の推進 › 大気・水質汚染防止と水資源の保護 | 水の循環利用の事例（P69）
調整サービス	大気の質の調節	事業活動における化学物質の排出	燃料転換 モニタリング › 大気・水質汚染防止と水資源の保護（P69）
	気候の調節	事業活動における温室効果ガスの排出	CO_2削減活動 › CO_2削減への取り組み（P62）
	水の浄化と廃棄物の処理	事業活動における排水、廃棄物	モニタリング › 大気・水質汚染防止と水資源の保護（P69） ゼロエミッションの推進 › 廃棄物等削減の取り組み | ゼロエミッションへの取り組み（P70）
文化的サービス	倫理的価値	教育・研究の場での製品使用	› 「赤谷プロジェクト」への支援 http://www.nikon.co.jp/csr/society/earth/akaya-project/index.htm

ESRによる評価結果			主な取り組み事項
依存度・影響度の高い生態系サービス		具体例	
文化的サービス	倫理的価値	社会貢献活動	› 環境教育支援 http://www.nikon.co.jp/csr/society/education/environmental-education-support/index.htm
		社員教育	「赤谷の森　自然観察会」の実施 › 「赤谷プロジェクト」への支援｜社員への環境教育 http://www.nikon.co.jp/csr/society/earth/akaya-project/index.htm#h2_3

森林資源の保護

ニコングループでは、生物多様性保全の一環として、紙の使用量削減に取り組んでいます。コピー用紙については、これまでもEMS活動の中で各事業所・グループ会社が削減に努めてきましたが、ESRの評価結果を受け、活動の強化を図っています。2014年3月期は、コピー用紙使用量の集中管理システムを国内ニコングループに導入し、データの一元管理化を進めました。今後削減のためのモニタリングや分析に活用していきます。

Voice 自然保護のフィールドワークにニコン製品は必須です。

私たち日本自然保護協会は、日本の豊かな自然とその恵みを守るために、自然保護運動、調査研究、教育普及活動を行うNGOです。私の担当するAKAYA（赤谷）プロジェクトでは、1万ヘクタール（10km四方）の広大な森林を科学的に管理するために、イヌワシとクマタカという大型猛禽類のモニタリング調査を行っています。
1km先の岩棚で行われるイヌワシの子育てを観察して記録するためには、ニコンのフィールドスコープとカメラが必須の道具です。また、子どもたちと行う自然観察会では、小さな水生昆虫や土壌の様子が観察できる携帯型実体顕微鏡「ファーブル」も大活躍しています。

公益財団法人 日本自然保護協会
保護プロジェクト部
出島誠一

環境に配慮した製品開発

環境配慮型製品開発の管理システム

ニコングループでは、右図に示す独自の管理システムを継続的に運用し、より高いレベルの環境配慮型製品を次々と生み出しています。

環境配慮型製品開発の管理システム図
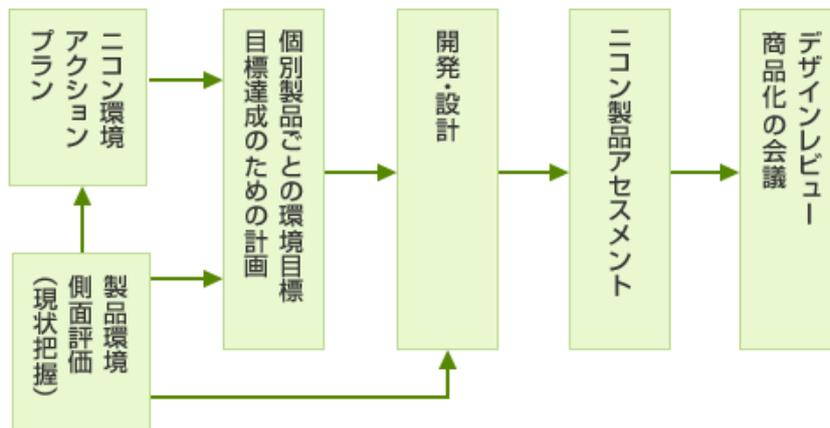
ニコン製品アセスメント

ニコンは、深刻化する地球環境問題や環境規制の動向を先取りし、1995年にニコン製品の特性を十分に考慮したアセスメントを実施するための解説書として「ニコン製品アセスメント」を開発・制定しました。
ニコン製品アセスメントは、制定後も状況に合わせて継続的に評価項目・基準を改定・強化しており、2014年4月には最新の法規制などの情報を反映させました。ニコン製品アセスメントは、ニコングループの全製品の開発・設計段階で活用しており、これまでに1,000件以上の製品・ユニットで実施しました。資源の節約、有害物質の大幅削減、消費電力効率※の向上などを進め、製品のライフサイクル全体にわたって可能な限り環境負荷を低減するよう製品の改善に努めています。

※ 消費電力効率
ニコンでは、製品の消費電力当たりの機能の大きさを算出し、消費電力効率と呼んでいる。
製品の消費電力効率＝機能の大きさ／消費電力
機能の大きさは、製品の種類ごとに個別に定義されている。ニコンでは新製品の消費電力効率の継続的な向上を推進している。

「ニコン製品アセスメント」の特徴

- 開発時の実施を義務化
- 改善済み製品でも次期製品でさらなる改善を要求
- 関連解説書、資料などで設計者を支援

製品のライフステージに対するアセスメントを開発段階で実施

資源・材料
- 製品質量、製品容積、部品点数を継続的に削減
- 有害物質を全廃・削減

製造
- 有害物質を全廃・削減
  例：オゾン層破壊物質の全廃
  鉛・ヒ素フリーガラスの使用
  電子実装基板に鉛フリーはんだを使用
  表面処理における六価クロム全廃

使用
- 消費電力効率を向上
- 製品寿命の延長、修理のしやすさを追求
- お客様への啓発
  （消耗品や有害廃棄物の発生抑制、適切処理）

廃棄・リサイクル
- リサイクルの容易化およびリサイクル材料の活用

- 環境規制の順守を確認
- 総合評価を実施
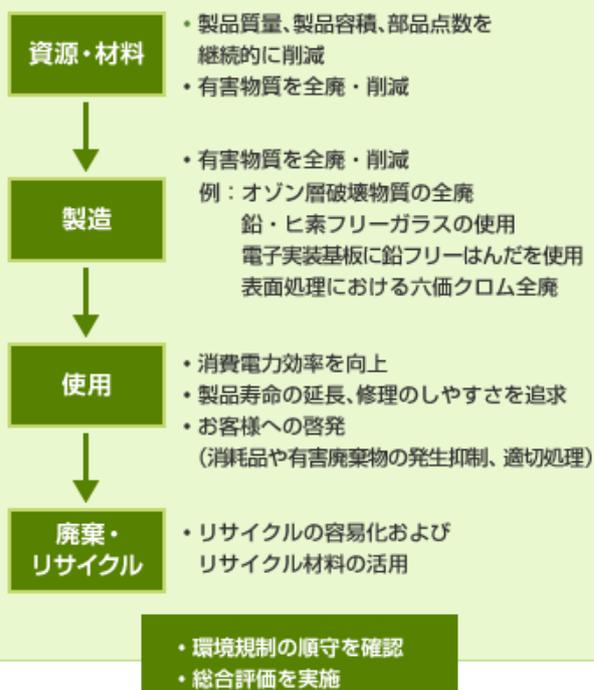
製品の有害物質削減

ニコングループでは、世界の有害化学物質法規制を順守するため、全製品において、以下の項目を含む諸施策を講じ、有害物質の削減に取り組んでいます。その結果、例えば、2013年1月3日より適用が始まっている欧州改正RoHS指令※について、ニコン製品は100％適合を達成しています。

※　RoHS指令（Restriction of Hazardous Substances）
電気・電子機器における特定有害物質の使用の制限に関する指令の略称。
EUにおいて2003年に公布。特定有害物質の使用を制限することにより、環境や健康に及ぼす危険を最小化することを目的としている。RoHS指令は、その後、2011年に改正された。

オゾン層破壊物質の全廃

ニコングループでは、温度調節を必要とする半導体およびFPD露光装置などの冷媒に使用していたオゾン層破壊物質（HCFC）の使用比率を徐々に削減し、2009年3月期以降に出荷した装置より全廃を達成しています。

鉛・ヒ素フリーガラスの開発

ニコングループでは、1990年代に当時の光学ガラスの大半で使われていた鉛とヒ素を、製品にかかわる重大な環境側面と考え、これらの有害物質を全く使用しない鉛・ヒ素フリーガラス※を開発しました。以来、全ニコン製品の光学系部品への全面的な活用を進め、現在、一部の産業用特殊仕様製品を除き、ほぼ100％鉛・ヒ素フリーガラス化を実現しています。2014年3月期の新規設計における鉛・ヒ素フリーガラス比率は、民生分野100％となっています。

※　鉛・ヒ素フリーガラス
ニコンでは、光学機器のレンズ・プリズムなどに使用する光学ガラスにおいて、鉛とヒ素を全く含まない新しいタイプのガラスを開発し、鉛・ヒ素フリーガラスと呼んでいる。ニコンではほとんどの製品で、光学系の鉛・ヒ素フリーガラス比率を100％としている。

鉛フリーはんだ技術の全面採用

ニコングループでは、ニコンや仙台ニコンの電装技術部門の主導のもと、製品開発・製造技術部門やグループ会社、事業パートナーの皆様とも連携し、鉛フリーはんだの活用体制を確立しています。はんだの種類も業界標準の錫・銀・銅へと統一しました。また、鉛フリーはんだの手つけ工程は温度の許容範囲が狭いなど、素材の特性上、高度な技能が必要となります。ニコングループでは独自の技能教育、認定制度に、鉛フリーはんだ作業の教育課程を設け、これまでに多くのインストラクターと認定作業者を育成しています。こうした施策により鉛フリーはんだの活用を徹底し、民生分野では、主力のデジタル一眼レフカメラを中心に、全製品で基板の鉛フリー化100％を実現しています。また、産業分野製品（露光装置、顕微鏡、測量機など）においても、原則として、新規基板を鉛フリーとしています。

表面処理における六価クロムフリー技術の活用

ニコンの表面処理部門は、クロメート処理やメッキ処理などの技術・工程を見直し、2004年末に有害性の高い六価クロムの使用を全廃しました。この先進的な成果や経験を応用し、ニコンの全製品分野で六価クロムフリーの表面処理技術を確立しています。

ニコングループでは、塗装・メッキ・化成処理などの表面処理工程全般に適用する、重金属（六価クロム・鉛・カドミウム・水銀）全廃のための厳格な技術標準を制定しています。全製品分野でこの技術標準を徹底的に運用するため、表面処理工程を委託している広範な事業パートナーの皆様にもご協力いただき、個別の技術支援、厳しい現場監査、現品の化学分析による確認など、さまざまな手段を講じています。

品質保証部門における化学分析技術の活用

ニコングループは、全製品中の六価クロム・鉛・カドミウム・水銀・PBB・PBDE・PVCなど、有害化学物質の全廃を進めています。ニコン製品は非常に多くの材料や部品で構成され、多くの事業パートナーの皆様の手を経て生産されることから、有害化学物質の排除を徹底するためには、グリーン調達の仕組みのほか、化学分析による各種資材の確認が必須です。ニコン製品の生産プロセスでは、品質保証部門などに化学分析技術を導入し、多くの技術者に分析技術や関連知識を習得させ、有害化学物質の混入防止の徹底を図っています。

› グリーン調達の推進（P109）

有害化学物質規制への対応

今、世界では新たな化学物質法規制が次々に制定されています。その背景には1992年のリオ宣言※で提唱された「予防的アプローチ」をはじめ、ヨハネスブルク実施計画※の採択やSAICM※など、化学物質を適切に管理するための国際的な枠組みづくりの進展があります。ニコングループは、人の健康維持と環境リスクの低減を目的に、これらの国際的な枠組みに沿った化学物質管理に努め、法規制に確実に対応しています。新たな法規制の中でも、欧州のRoHS指令やREACH規則※は、世界の化学物質法規制に大きな影響を与えているもので、製品中に含有される有害化学物質の管理は今や必須条件となっています。ニコングループでは、サプライチェーンを通じた有害化学物質の含有調査やその含有情報管理のIT化を進めてきており、RoHS指令、REACH規則をはじめとする世界の有害化学物質法規制に確実・迅速かつ効率的に対応しています。

› ニコンREACH順守宣言[英文]（PDF:33KB）
http://www.nikon.co.jp/csr/pdf/Nikon_REACH.pdf

※ リオ宣言
1992年にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された環境と開発に関する国際連合会議において合意された27原則から成る宣言。

※ ヨハネスブルク実施計画
2002年に規定。2020年までに化学物質の製造と使用による人の健康と環境への悪影響を最小化するために各国政府などが取り組むべき具体的事柄を定めたもの。

※ SAICM（The Strategic Approach to International Chemicals Management）
国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ。ヨハネスブルク実施計画の目標を達成するための、化学物質管理における国際的な合意文書。

※ REACH規則
EU（欧州連合）が2007年に発行した化学物質規制。Registration（登録）、Evaluation（評価）、Authorisation（承認）and Restriction（制限）of Chemicals（化学物質）からとった略称。化学物質を製造・輸入する企業は安全性や用途に関する情報を登録することを義務づけられている。

関連情報

› ニコン製品におけるアスベストに関するご報告
http://www.nikon.co.jp/csr/environment/products/products_02/asbestos/index.htm
過去に販売した一部の製品にアスベスト（石綿）含有部品を使用していた事例につきまして、ご報告いたします。

製品リユース・リサイクル

全世界に製品を供給するニコングループでは、使用済み製品のリユース・リサイクルに取り組むことにより、製品・サービスにおける環境負荷低減に向けた努力を積み重ねています。

露光装置の中古品再生販売

ニコングループは、お客様が使用しなくなったニコン製の露光装置を中古品として引き取り、国内・海外の新たなお客様向けに再生・部品交換・調整・据え付けを行うサービスを2001年3月期に事業化しました。この事業は、ニコン製品のリユースを当社自らが実践している事例で、2014年3月期までの累積販売台数は314台に達しています。
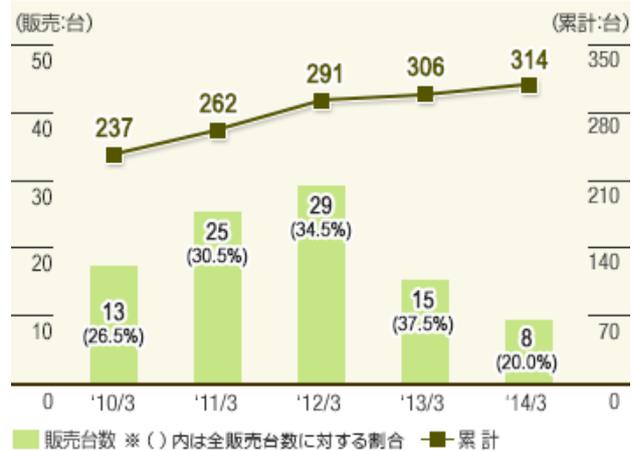
バッテリーのリサイクル

ニコンは、日本市場において使用済みとなったニコン製デジタルカメラなどの二次電池をお客様から回収し、リサイクルしています。この取り組みは、JBRC※を通じて多くの企業と共同で実施しています。

※ JBRC（Japan Portable Rechargeable Battery Recycling Center）
一般社団法人JBRC。資源有効利用促進法に基づき、小形充電式電池の再資源化を推進する団体。

使用済みニコン製品のリサイクル

欧州では、WEEE指令※に基づき、国ごとに使用済み電子機器の回収リサイクルに関する法律が整備されています。ニコングループでは、それらの法律に対し、デジタルカメラなど、ニコン製品の回収リサイクルの義務を果たす取り組みを進めています。オランダのグループ会社を中心として国ごとに対応準備を進め、これまで25カ国以上で回収組織などへの参加登録を行うとともに、回収体制を整えてきました。ニコングループは、今後も使用済み製品の回収リサイクルの適正な取り組みを進めていきます。
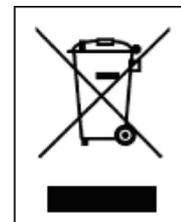
EUにおけるリサイクルのためのマーキング

※ WEEE指令（Waste Electrical and Electronic Equipment）
2003年にEUが制定した法律で、使用済み電気・電子機器の回収・リサイクルにおける加盟国の義務を定めている。WEEE指令は、その後、2012年に改正された。

容器包装材のリサイクル

ニコングループは、デジタルカメラなど、国内におけるニコン製品の容器包装材のリサイクルを、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会への委託契約により進めています。欧州では、EU包装廃棄物指令に基づき、各加盟国で国内法による包装廃棄物の回収リサイクルシステムを構築しており、その多くは、グリーンドットシステム※を採用しています。ニコングループは、欧州においても各国のリサイクル機関に回収リサイクル料金を支払うことで、グリーンドットマークを容器包装材に表示し、各国における容器包装材の回収・リサイクルの促進に協力しています。

グリーンドットマーク

※　グリーンドットシステム
1994年のEU包装廃棄物指令を受けて、加盟各国が国内法により構築した包装廃棄物の回収リサイクルシステムのこと。

容器包装の取り組み

ニコングループでは、1998年5月に製品の容器包装対策として、「包装資材に関する環境方針」（2000年6月改定）を定めました。この方針に基づき、容器包装の減容化・減量化や取扱説明書の厚み削減など、継続的に改善を行っています。また、緩衝材と段ボールが容易に分離できる差込構造の採用や、一部の製品には、緩衝材パルプモールドを採用するなど、再生資源の有効利用を図っています。

デジタル一眼レフカメラの化粧箱。前機種（D3200）に比べ、後継機種（D3300）の体積は約35％減少

使用説明書などの紙資源使用削減

半導体露光装置の事例

半導体露光装置は「人類史上最も精密な機械」と言われており、構造だけでなく操作も極めて複雑なうえに、多くのメンテナンスや調整作業も必要です。そのため使用説明書のページ数は非常に多く、1990年に販売していたg線を用いた初期の半導体露光装置の場合、基本部分だけで約3,100ページにおよんでいました。
この使用説明書のボリュームは、半導体の微細化による露光装置への要求精度の向上に伴って、さらに年々増加する傾向にありました。そこでニコングループでは、2008年より省資源の観点から使用説明書を電子化し、CD-ROMとして配布することとしました。電子化は環境対策だけでなく、お客様の保管場所の省スペース化や検索などの際の使い勝手の向上にも貢献しています。
使用説明書の電子化の過程で課題となった機密情報の保護については、使用説明書の全ページにIDを記載するとともに、コピー・改編を禁止するセキュリティ対策を施すことで対応しました。
2013年にCD-ROMで配布した使用説明書をすべて紙で発行した場合、ページ数は10万枚を超えることから、電子化によってそれに相当する紙資源の使用を削減できたと言えます。また、ニコングループでは、ペーパーレス化の次のステップとして、校正や検読など使用説明書の制作過程における紙使用の削減にも取り組んでいます。業界団体における使用説明書のペーパーレス校正のガイドライン作成に参画し、それに基づき社内の校正を全面的に電子化するよう活動を進めています。
こうした活動は、FPD露光装置の使用説明書作成プロセスにおいても同様に展開しています。

デジタルカメラの事例

デジタルカメラの使用説明書では、要点を簡潔にまとめた「冊子版」と詳細な情報を載せた「電子版」をセットとしたものへ切替えを進めています。2007年春製品よりコンパクトデジタルカメラの電子版使用説明書をCD-ROMで提供開始。2012年秋製品の一部からはウェブサイトからダウンロードする方法に変更し、段階的に電子版を導入しています。国によって考え方や嗜好、IT環境の普及状況などが異なるため、比較的条件が整っている欧州地域を先行させるなど柔軟な対応をしています。これにより2014年からは、コンパクトデジタルカメラとレンズ交換式アドバンストカメラにおいて、電子版使用説明書を全世界でダウンロードできるようになりました。

使用説明書の電子版がCD-ROMからダウンロードへと変更となり、さらに軽量化

これらの取り組みは、お客様の検索性・利便性の向上のほか、紙資源の使用量削減、輸送時のCO_2削減など、環境への配慮も大きな目的となっています。たとえばレンズ交換式アドバンストカメラNikon 1 V3では、電子版の使用説明書が316ページであるのに対し、冊子版は160ページに抑えられています。使用説明書に電子版を導入している機種の2014年の1年間で削減されるであろうページ数（冊子版と電子版の差異を売上予測より算出）は、全世界で約8億4,500万ページにのぼります。
カメラの使用説明書はA6またはCDサイズと小さいですが、1台1台への取り組みを積み重ねることで大きな環境負荷低減につながるとニコングループは考えています。

物流での取り組み

ニコングループは地球温暖化対策として、物流部門でのCO_2排出量の削減が急務であることを認識し、さまざまな取り組みを行っています。

物流におけるCO_2排出量削減

ニコンでは、国内グループ生産会社を含めた物流ルート、輸送量およびCO_2排出量を把握し、輸送でのCO_2削減に取り組んでいます。2013年3月期より、物流CO_2排出量簡易算定ツール（国土交通省 国土交通政策研究所）を使用し、国際間物流におけるCO_2排出量の算定を開始しました。2014年3月期の物流におけるCO_2排出量は、国内物流1,686トン-CO_2、国際間物流20.4万トン-CO_2でした。

エコドライブの推進

ニコングループの物流輸送に携わっているニコンビジネスサービスでは、保有する大型貨物車すべてにデジタルタコグラフとドライブレコーダーを搭載しています。走行経路、発着時刻、一般道や高速道での最高速度、急発進・急加速、急ブレーキの回数、休憩時間などをすべて記録・管理し、評価を行うことで、今後のさらなる燃費改善と運転者の安全意識の向上をめざしています。また、ドライバー全員が定期的にエコドライブ講習会を受講しています。

ニコンインステックとニコンイメージングジャパンでは、営業車の運行管理にテレマティクス※を利用し、安全運転やエコドライブの推進を図っています。これにより運転者の環境意識が向上しています。

※ テレマティクス
自動車などの移動体に通信システムを搭載し、燃料消費量などの情報をやりとりするシステム。

アイドリングストップの実施

半導体露光装置などの運搬では、荷室は厳密な温度管理が求められます。従来の車両では、空調機を作動させるため、停車中もエンジンをかけていました。しかし、現在、自社工場敷地内では、外部から取り込んだ電源により空調を作動させるように対策を施し、アイドリングストップが可能となりました。ニコンビジネスサービスでは保有する車両すべてに外部電源システムを導入しています。

外部電源供給の様子

環境配慮型車両の導入と輸送効率の向上

ニコングループでは、社用車や輸送トラックを順次、低燃費車対応の車種に切り替え、環境に配慮した車両の導入を推進しています。

また、ニコン熊谷製作所と成田空港間における輸送については、都度輸送から定期便輸送へ転換を図ることにより、輸送効率が大きく改善しました。さらに国際間物流の輸送ルートの見直しによる輸送距離の短縮化（産直）を進めています。併せて、効率的に製品を積載することができるデジタルカメラの化粧箱サイズの見直しや、コンテナ輸送からパレット輸送への転換による外装箱廃止など、物流のさまざまな側面において環境配慮を行っています。

モーダルシフト

インストルメンツ事業では、トラック輸送から環境負荷が少ない鉄道輸送へ切り替えるモーダルシフトを推進しています。現在は鉄道輸送が可能な商品の納品分より順次切り替えを実施しており、今後、条件が整ったものから展開を進めていく予定です。また、調達パートナーへの梱包資材の支給品においても、鉄道輸送への切り替えを行っています。

主な製品の環境配慮事例

ニコングループでは独自の環境配慮設計管理システムにより、製品の環境性能の継続的な向上をめざしています。
以下に2014年3月期に発表、発売した製品の環境配慮事例を紹介します。

映像事業

デジタル一眼レフカメラ　D3300（2014年2月発売）

ニコンDXフォーマットデジタル一眼レフカメラ。炭素繊維を用いた新素材とモノコック構造で高強度・小型軽量ボディー（D3200に比べて9.9%軽量化）、視野率約95%、倍率約0.85倍のファインダー、高速連続撮影約5コマ／秒、60pのフルHD動画を実現し、新画像処理エンジンと有効画素数2416万画素の撮像素子を採用したエントリーモデルです。

D3300

AF-S DX NIKKOR 18-55mm f/3.5-5.6G VRII（2014年2月発売）

使用していない時にレンズがコンパクトに収まる「沈胴機構」をニコン一眼レフカメラ用レンズとして初めて採用し、従来品との体積比で約30%減（沈胴時）の大幅な小型軽量化を実現したDX標準ズームレンズです。
高い光学性能で広角域から望遠域まで被写体を高精細に描写し、ブレ軽減効果の高いVR機構（手ブレ補正効果4.0段）を搭載し、マニュアルフォーカス時の最短撮影距離は0.25mと短く、クローズアップ撮影も楽しめるレンズです。

AF-S DX NIKKOR
18-55mm f/3.5-5.6G VRII

レンズ交換式アドバンストカメラ　Nikon 1 AW1（2013年10月発売）

レンズ交換式デジタルカメラでは世界初となる防水15m・耐衝撃2mを実現。
高品位でミニマルなボディーに圧倒的な高速性能とGPS/GLONASS等のログ表示をはじめ、電子コンパス、水準器等の多彩なセンシング機能を搭載。
アウトドアから日常まであらゆるシーンに対応し、撮影のフィールドを拡げます。

Nikon 1 AW1

コンパクトデジタルカメラ COOLPIX S9700（2014年2月発売）

光学30倍ズームのNIKKORレンズ。電子ズーム領域でも解像感を保ったまま約60倍ズームが可能なダイナミックファインズームを搭載し、有効画素数1605万画素、Wi-FiとGPSと世界地図を内蔵したモデルです。
見やすい高精細の3型有機ELモニターの搭載、高倍率ズームレンズを搭載した多機能モデルながら、スリムでスタイリッシュなボディーを実現しています。

COOLPIX S9700

消費電力効率の向上	基準製品と比較し9～30%向上
鉛フリーはんだ	電子部品実装基板などのはんだをすべて鉛フリー化
有害物質の削減	欧州RoHS指令の基準達成
鉛・ヒ素フリーガラス比率	100%

※ 上記4製品の共通データ。

インストルメンツ事業

研究用システム実体顕微鏡 SMZ25及びSMZ18（2013年6月発売）

従来の実体顕微鏡の域を遥かに超える「最大ズーム比25:1」(SMZ25の場合)、「高い解像力」、「明るい蛍光像」を兼ね備えた実体顕微鏡を新開発。その照明装置の光源に、従来のハロゲンランプからLEDを採用。飛躍的に長寿命となり、メンテナンスフリー化を実現しました。

消費電力の削減	SMZ25（電動タイプ）の場合：68% SMZ18（手動タイプ）の場合：70%
長寿命化	長寿命でメンテナンスフリーなLED光源を採用
鉛フリーはんだ	電子部品実装基板などのはんだをすべて鉛フリー化

SMZ18（LED透明照明ベースP2-DBLの組み合わせ）

CO_2削減への取り組み

ニコングループは、「社会の持続的発展を可能とする健全な環境を次代に引き継ぐ」という基本的な考え方に基づき、グループ一丸となってCO_2削減のための諸施策を実施してきました。今後も、CO_2排出量の抑制を重要な経営課題としてとらえ、製品ライフサイクル全体を通して、徹底した省エネルギー化や自然エネルギーの活用、消費電力効率※に優れた製品の提供などに努め、低炭素社会の実現に取り組んでいきます。

※　消費電力効率
ニコンでは、製品の消費電力当たりの機能の大きさを算出し、消費電力効率と呼んでいる。
製品の消費電力効率＝機能の大きさ／消費電力
機能の大きさは、製品の種類ごとに個別に定義されている。ニコンでは新製品の消費電力効率の継続的な向上を推進している。

CO_2削減推進体制

ニコングループでは、CO_2排出量が多い事業部のワーキンググループで構成されたCO_2削減部会が中心となり、CO_2削減に取り組んでいます。事業所主体の活動だけでなく、各事業部門主体の活動体制を構築し、それぞれの事業形態に合わせた効果的なCO_2削減の施策を検討・立案し、実施しています。
特に東日本大震災発生以降は、政府や電力会社の動向の変化、および国際的な枠組みの形成状況をかんがみながらCO_2排出量削減に取り組んでいます。具体的には、CO_2削減部会のもと、ユニット、事業所ごとに削減目標を設定し、各種施策を展開しています。エネルギー使用量の見える化の推進、目標管理への展開、社員への啓発活動などにより、各部門が主体性を発揮した活動を推進するほか、ライフサイクル全体を通した取り組みを実施しています。さらに昨今の電力供給状況も踏まえ、エネルギーの効率的利用と、より徹底した省エネルギーに取り組んでいます。

CO_2削減部会体制図（2014年4月1日現在）
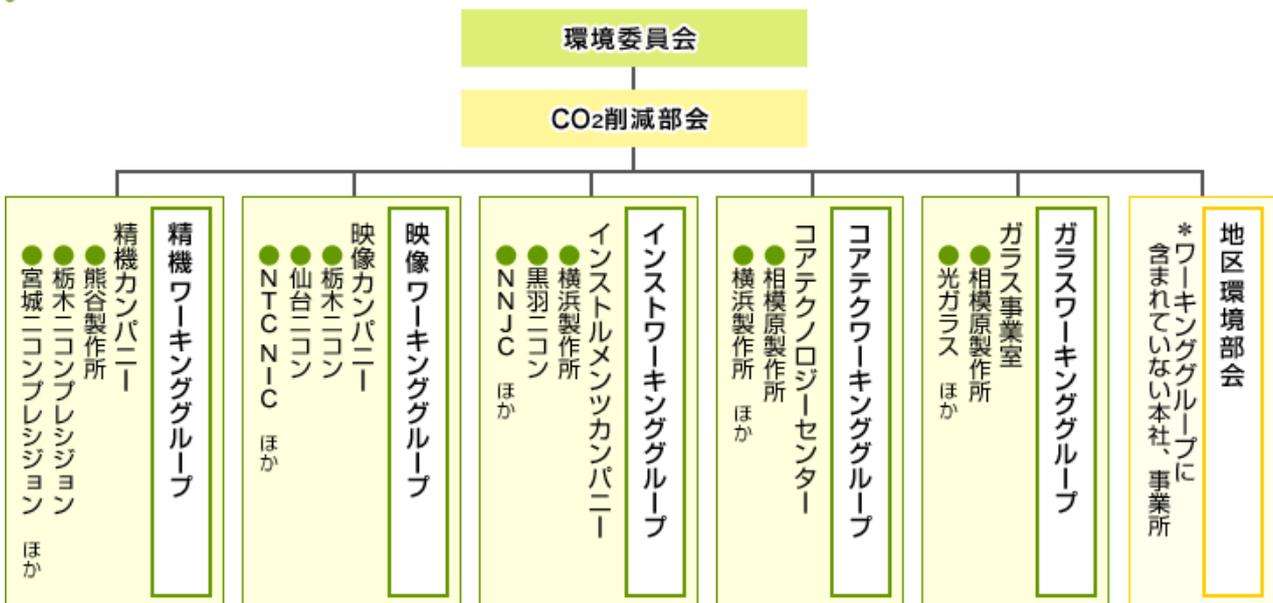
※ NTC：Nikon (Thailand) Co., Ltd.
※ NIC ：Nikon Imaging (China) Co., Ltd.
※ NNJC：Nanjing Nikon Jiangnan Optical Instrument Co., Ltd.

国内ニコングループのCO_2排出状況

ニコングループでは、空調設備や照明機器の高効率化、生産活動の改善、空調や照明およびOA機器の適切な運用管理、自然エネルギーの活用など、CO_2排出量の抑制に継続して取り組んでいます。
2014年3月期は、ニコンおよび国内グループ生産会社の実績で、目標のCO_2総排出量13.5万トン-CO_2に対し、12.4万トン-CO_2となり、目標を達成しました。

ニコンおよび国内グループ生産会社CO_2排出量推移 [アクションプラン管理用にCO_2排出係数を固定して算出]
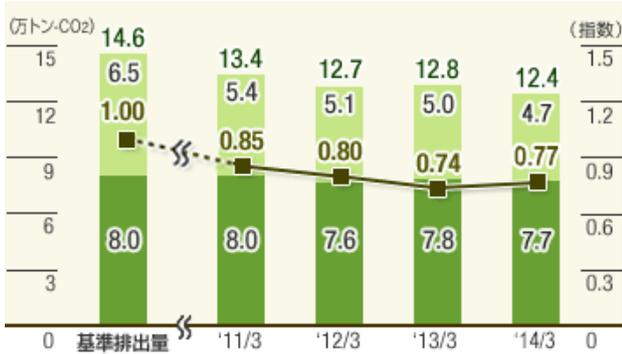
■ニコン　■国内グループ生産会社　-■-売上高原単位(指数)

※エネルギー起源のCO_2を集計対象とする。
※基準排出量は2006年3月期から2008年3月期の平均値。
CO_2排出係数は2006年3月期から2008年3月期の実排出係数の加重平均値(全期間固定)を使用。
単位発熱量は以下の係数を使用。
都市ガス(単位発熱量):ガス会社固有の値
その他燃料:基準排出量の算定に適用される「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」の値

ニコンおよび国内グループ生産会社 エネルギー使用量推移

■ニコン　■国内グループ生産会社　-■-売上高原単位(指数)

※基準使用量は2006年3月期から2008年3月期の平均値。
エネルギー使用量算定にあたり、単位発熱量は以下の係数で算定。
電力:0.00976GJ/kWh(全期間固定)
都市ガス:ガス会社固有の値
その他燃料:各年度使用量の算定に使用される「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」の値

ニコンおよび国内グループ生産会社 温室効果ガス排出内訳
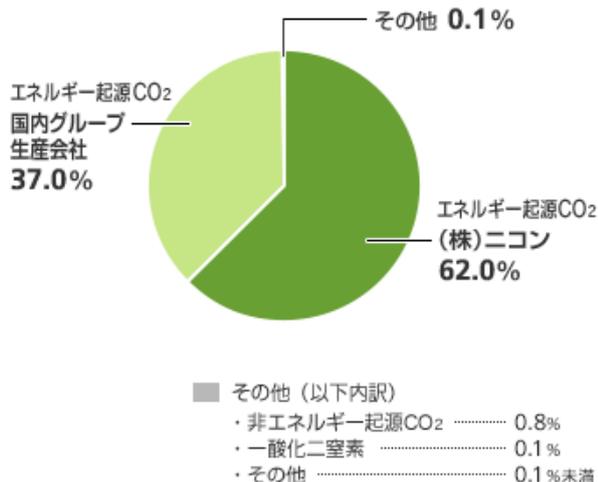
国内ニコングループのCO_2削減施策例

蒸気レス空調システムの導入

栃木ニコンプレシジョンでは、クリーンルームの空調に効率良く熱源を発生させる蒸気レス空調システムを導入しています。このシステムにより削減されるCO_2排出量は年間2,265トンです。

栃木ニコンプレシジョンの蒸気レス空調システムのヒートポンプチラー設備

ボイラー運転制御の改善

栃木ニコンプレシジョンでは、製造工程の一部に蒸気を使用しています。蒸気供給先の要求圧力に応じた最適なボイラーの運転条件を設定することで、運転・停止の切り替え頻度を最小限にすることに成功。これにより年間400トンを超えるCO_2排出量削減となりました。

自然エネルギーの活用

ニコン熊谷製作所では、NEDO（独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構）との共同研究のもと、2010年1月より太陽光発電システムを本格稼働させています。発電量は年間10万kWh以上で、CO_2削減効果は年間約50トンとなります。また、横浜製作所は、2013年4月に竣工した502号館の壁面に太陽光発電設備を設置しており、発電量は年間約26千kWh、CO_2削減効果は年間約10トンです。さらに同製作所は横浜市の風力発電事業に「Y（ヨコハマ）-グリーンパートナー企業」として協賛しています。

熊谷製作所の発電量がリアルタイムでわかるモニター

熊谷製作所の太陽光パネル
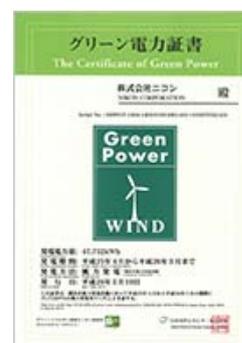
横浜製作所のグリーン電力証書
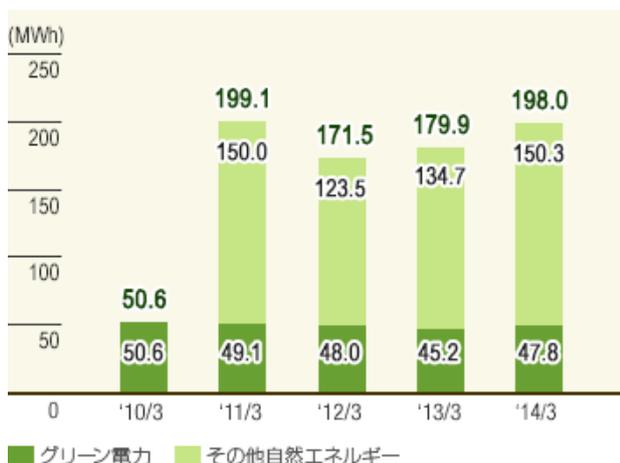
井戸水の有効利用

ガラス材料の製造には高温の熱処理工程を伴うため、空調負荷は大きくなります。ニコン相模原製作所の熱処理工程の室内では、井戸水（水温は年間を通じて18℃程度）を循環させる空調システムを導入しています。これにより冷水発生装置による空調システムと比較して、消費電力は約半分となります。

横浜製作所新棟における環境配慮

2013年4月に竣工したニコン横浜製作所502号館は、太陽光発電システムのほか、建物外壁の断熱化、グリーンカーテン、屋上緑化、高効率空調、LED照明の導入など、さまざまな環境配慮施策を盛り込んだ新棟です。

各事業所におけるその他の取り組み

ニコングループの各事業所では、耐用年数に達した設備更新時に、ボイラーの燃料転換や高効率機器（照明、エアコン、コンプレッサー、変圧器など）の導入を積極的に進めています。例えば、ニコン相模原製作所と同製作所湘南分室、水戸製作所などでは、事務室や加工室の水銀灯や蛍光灯を一部LED照明に切り替えました。また横浜製作所では、冷凍機などを高効率機器に更新し、熊谷製作所では、通勤バスに天然ガス車両を3台導入し、CO_2排出量削減に努めています。

相模原製作所湘南分室のLED照明

海外グループ生産会社のCO_2排出状況

海外グループ生産会社においては、2014年3月期の実績として、実質生産高原単位計算で基準排出量から7.0%削減という目標に対し、7.5%の削減となり目標を達成しました。

海外グループ生産会社CO_2排出量推移
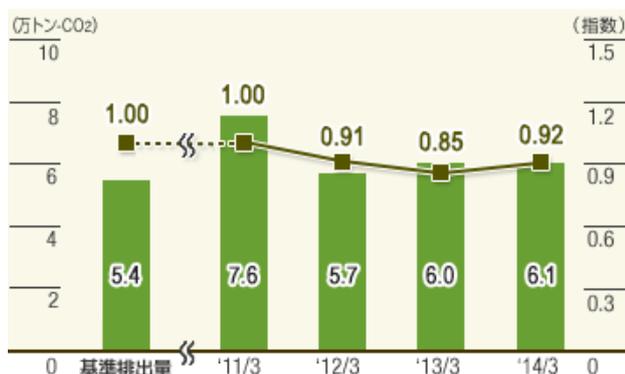
海外グループ生産会社　実質生産高原単位（指数）

※基準排出量は2006年3月期から2008年3月期の平均値。
※排出係数は、国際エネルギー機関(IEA)の国別係数を、2005年度から2007年度で加重平均して使用(全期間固定)。
※実質生産高原単位(指数)の基準年度は2007年3月期と設定(2007年3月期＝1)。
※2012年3月期のNikon (Thailand) Co., Ltd.のCO_2排出量は、洪水のため工場が停止したので4～9月分のみを計上。

海外グループ生産会社のCO_2削減施策例

照明の高効率化

Nikon Imaging (China) Co., Ltd.（中国）では、2013年3月期に工場敷地内に設置している外灯を太陽光パネル付きのLED照明に交換しました。また、工場内の廊下など共用エリアや変電所、コンプレッサー室の照明も順次LED照明に交換しています。
Nikon (Thailand) Co., Ltd.（タイ）では、工場内の蛍光灯をLED照明に交換し、空調機器のインバータ化など、工場操業のさまざまな面において省エネルギー対策を進めています。

Nikon Imaging (China) Co., Ltd.の共用エリアの蛍光灯型LED照明

Nikon Imaging (China) Co., Ltd.の太陽光パネル付きLED外灯

省エネルギー活動の展開

Nikon (Thailand) Co., Ltd.（タイ）では、社内環境担当者で構成されたCO_2コミッティグループによる省エネパトロールを行っています。パトロールでは空調温度や照明照度のチェックを頻繁に行うとともに、空調機の運転や照明の適正管理に努めています。

Nikon (Thailand) Co., Ltd.の省エネパトロールの様子

Nikon (Thailand) Co., Ltd.の照明スイッチの近くに掲示した省エネルギーを呼びかける表示

非生産系事業所の取り組み

ニコングループでは、生産拠点以外の事業所においても、省エネルギー活動や廃棄物の削減、資源のリサイクル推進など、さまざまな環境への取り組みを行っています。

オフィスでの省エネルギー

各事業所では、高効率照明への転換やセンサー式照明の導入、空調設備や事務機器の高効率化などを進めています。Nikon AG（スイス）ではオフィスビルの外側に自動カーテンを設置することで、建物の断熱性を高めています。Nikon Australia Pty Ltd（オーストラリア）の正面玄関の近くには照明をエリアごとに管理するメインコントロールが設置されており、使用していないエリアの照明の消し忘れをパネルでチェックできるようになっています。ニコンスタッフサービス栃木事業所人材派遣栃木ブランチでは夏季における室内の温度上昇を抑制するため毎年キュウリやゴーヤ、すいかを用いたグリーンカーテンを設置しています。

また、各事業所においてエアコンの温度設定の適切化やタイマーを使用しての照明の管理、待機電力の削減など、日常の業務においても日頃から省エネルギー活動に取り組んでいます。

外側に自動カーテンを設置したNikon AGのオフィスビル

Nikon Australia Pty Ltdの照明のメインコントロール

ニコンスタッフサービス栃木事業所人材派遣栃木ブランチのグリーンカーテン

自然エネルギーの利用

Nikon AG（スイス）では、2003年のオフィス移転時より、オフィスの冷暖房に地中熱を利用したヒートポンプシステムを利用しています。

Nikon AGのヒートポンプシステム

省資源と廃棄物の削減、リサイクル

各事業所では、省資源に向けて書類のプリントアウト削減や、紙コップなどの使い捨て食器の使用削減に取り組んでいます。また、廃棄物の分別を推進し、資源の循環利用に対する意識啓発を行っています。Nikon Precision Korea Ltd.（韓国）では2013年7月より「紙使用量抑制キャンペーン」を実施しており、印刷物の抑制や紙コップの使用の自制を社内ポータルサイトを通じて社員に呼び掛けています。Nikon India Private Limited（インド）では、オフィスから出た古紙をノートにリサイクルするサービスを利用しており、古紙からできたノートは再び社内で利用されています。

Nikon Hong Kong Ltd.のペットボトル（左）と古紙（右）のリサイクルボックス

Nikon Precision Korea Ltd.の紙使用量削減を呼びかけるステッカー（左）とステッカーが貼られたプリンター（右）。ハングルでは「地球環境保全 裏面紙、白黒、両面 1枚2ページ」と書かれている

Nikon India Private Limitedの紙のリサイクルボックス（左）とリサイクルペーパーでできたノート（右）

通勤、社用車への取り組み

各事業所では、社用車にハイブリッドカーなど燃費効率のよい自動車や、環境負荷の少ない自動車を導入する取り組みを行っています。また、環境負荷の少ない社員の通勤を推奨している事業所もあります。例えばNikon Australia Pty Ltd（オーストラリア）では、自転車置き場とシャワールームを完備し、自転車通勤を推奨するほか、通勤時に自家用車ではなく積極的に公共の交通機関を利用したりカープール（相乗り）することを社員に呼びかけています。

Nikon Australia Pty Ltdの自転車置き場の様子

大気・水質汚染防止と水資源の保護

大気・水質汚染防止の取り組み

ニコングループでは、大気・水質の保全のために法令・条例などの規制を順守するだけでなく、事業所環境に合わせて地域団体との協定締結や、事故を未然に防ぐために自主基準値を設けるなどの管理を実施しています。
2014年3月期にニコンおよび国内グループ生産会社において、排気中含有物質が基準値を超えた例はありませんでしたが、排水の水質が法定基準値を超えた例は6件ありました。いずれも対処により正常値に回復しています。詳細および各事業所ごとのデータは以下に公開しています。

› 事業所別環境データ
http://www.nikon.co.jp/csr/environment/plants/data/index.htm

水資源の保護の取り組み

ニコングループでは、排気、排水による環境への影響を抑えるとともに、水資源の保護にも取り組んでいます。

生産を行っている事業所では、生産工程で発生する排水の再利用を積極的に推進し、さらに、節水活動の推進による水使用量の抑制を徹底しています。
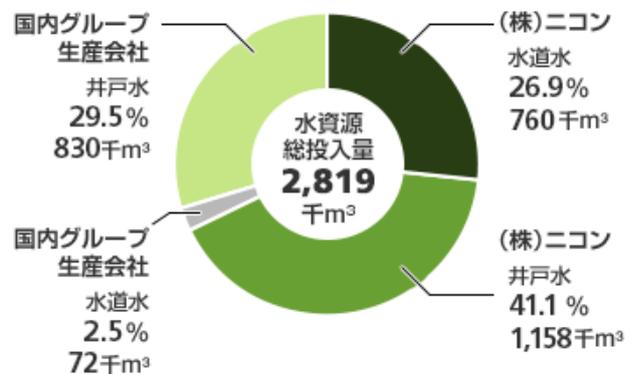
※工業用水の使用はなし。

水の循環利用の事例

光学部品の製造には、多くの水資源を必要とします。材料の製造から部品加工まで一貫した工程を受け持つニコン相模原製作所での水資源の使用量は、国内ニコングループ全体の約半分を占めています。中でも水の使用量が最も多いのが、ガラス製造時の排気に含まれる酸成分を水に吸着させて除去する排ガス洗浄装置です。そこで相模原製作所では、廃ガス洗浄装置で使用した洗浄水を回収・再生処理して、再利用しています。これにより現在では、洗浄工程で使用する水の60%を循環利用しています。

相模原製作所の回収・再生された水を洗浄工程に戻している配管

廃棄物等削減の取り組み

廃棄物削減

2014年3月期の廃棄物の排出量（有価物は含まない）は、ニコンは2,383トン、国内グループ生産会社は1,413トンでした。ニコンと国内グループ生産会社を合わせて、目標である2011年3月期排出量維持を達成しました。

ゼロエミッションへの取り組み

ニコングループでは、2009年3月期より、ゼロエミッション※の定義にレベル別指標を導入しています。

現在、多くの事業所がレベル1を達成し、維持していることから、2014年3月期よりゼロエミッションのレベル別指標に「レベルS」の水準を新たに導入しました。これにより、さらなる最終（埋立）処分率の低減をめざしていきます。

ゼロエミッションのレベル別指標

- レベルS：最終（埋立）処分率0.5%未満（2014年3月期より）
- レベル1：最終（埋立）処分率1%未満
- レベル2：最終（埋立）処分率5%未満
- レベル3：最終（埋立）処分率10%未満
- レベル4：最終（埋立）処分率20%未満

※　ゼロエミッション
国連大学が1994年に提唱。産業活動から排出される廃棄物などを、ほかの産業の資源として活用し、社会全体として廃棄物ゼロにするという考え方。

ゼロエミッションレベルS、レベル1 達成状況（2014年3月期）

レベル	社名
レベルS	ニコン（全6製作所）
	栃木ニコン／栃木ニコンプレシジョン
	仙台ニコン
	宮城ニコンプレシジョン
	黒羽ニコン
	ティーエヌアイ工業長井工場
	ティーエヌアイ工業会津工場
レベル1	Nikon Imaging (Chaina) Co., Ltd.

国内ニコングループの取り組み

2014年3月期は、ニコンおよび国内グループ生産会社（光ガラスを除く）でゼロエミッションレベルSの体制を維持しました。ニコンおよび国内グループ生産会社（光ガラスを除く）の2014年3月期の廃棄物等（廃棄物＋有価物）排出量は、前期比8.4%減少となりました。循環資源化率は95.8%となり、最終（埋立）処分率は0.2%に向上しました。

ニコンおよび国内グループ生産会社廃棄物等（廃棄物＋有価物）の内訳（2014年3月期種類別）
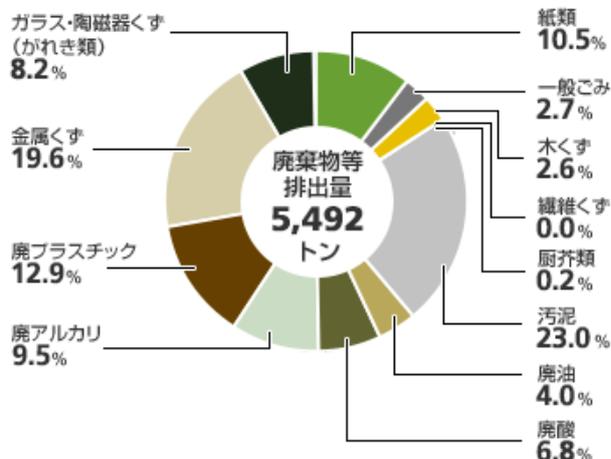
ニコン廃棄物等（廃棄物＋有価物）の排出・処分・循環資源化率推移
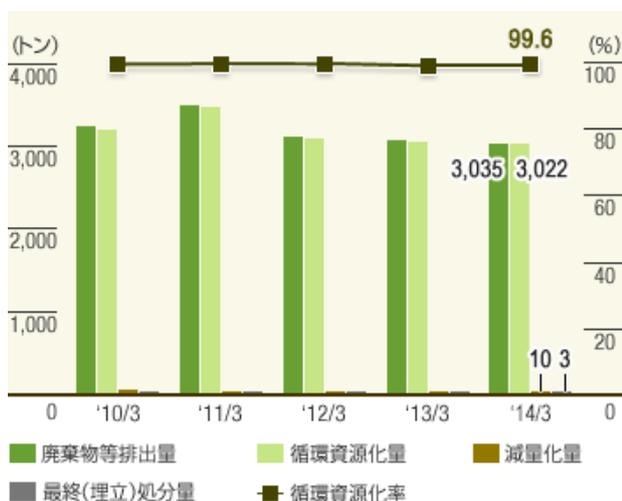
国内グループ生産会社廃棄物等（廃棄物＋有価物）の排出・処分・循環資源化率推移

国内ニコングループの取り組み事例

ゼロエミッションへの改善活動の事例として、ニコン横須賀製作所の取り組みがあります。横須賀製作所は、発足当初、製造工程などから発生していた金属屑（ステンレス、真鍮、アルミ）や電線屑、プリント基板、複合材料などの処理を廃棄物処理業者に委託していました。その後、生産規模の拡大に伴い処理量が増大したことから、廃棄ではなく資源リサイクルをめざし、買取業者に販売して金属屑などの有価化を図り、早期の循環資源化と処理費用のコストダウンにつなげました。

また、光ガラスでは、埋立て処分をする廃棄物のうち、これまでリサイクルが難しかったフッ素含有汚泥の処理について、熔融・スラグ化して覆土材にリサイクルしている廃棄物処理業者への委託に変更しました。これにより、フッ素含有汚泥の再資源化が可能となりました。そのほか、紙ゴミの有価化が大きく改善されたこともあり、2014年3月期、ゼロエミッションレベル3に到達しました。

さらに、ニコンおよび国内グループ生産会社における廃棄物などのデータ収集の迅速化と検証性の向上を図るため、電子マニフェスト※システム（JWNET）対応の廃棄物管理システムを導入しました。

※　電子マニフェスト
マニフェスト制度とは、不法投棄を未然に防止することを目的にした制度。排出事業者はマニフェスト伝票を用いて自分が排出した産業廃棄物の処理の流れを把握・管理する。電子マニフェストとはこれを電子化し、より高度で効率的な廃棄物管理を目指すもの。

海外グループ生産会社の取り組み

Nikon Imaging (China) Co., Ltd.（中国）では、2009年3月期よりゼロエミッションに向けた活動を行っています。これまでに現状の把握と、廃棄物の分類ごとに埋立て処分以外の処理方法についての検討を行い、リサイクルなどの対応が可能な廃棄物処理業者に切り替えました。こうした取り組みの結果、2010年3月期にゼロエミッションレベル1を達成しました。2014年3月期の最終（埋立）処分率は、0.75％とレベル1体制を維持しており、洗浄工程で排出される廃棄物のリサイクルなどさまざまな取り組みを行っています。

なお、Nanjing Nikon Jiangnan Optical Instrument Co., Ltd.（中国）とHikari Glass (Changzhou) Optics Co., Ltd.（中国）は、2012年3月期に廃棄物排出状況の正確なデータ収集を開始し、廃棄物の管理体制を整えました。2014年3月期は目標であるゼロエミッションレベル3を達成しました。

また、Nikon (Thailand) Co., Ltd.（タイ）では、2011年10月に起きた洪水の後、操業の再開とともに環境管理システムの再構築に取り組んできました。現在では2010年4月に立ち上げたゼロエミッションチームの活動も再開し、表面処理やレンズ加工の排水処理で発生する汚泥のリサイクルなど、従来の自主目標であったゼロエミッションレベル4の達成に向けた取り組みを行っています。

事業所における化学物質の管理・削減

PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の管理と処理

ニコングループでは、生体・環境へ影響を及ぼす「PCBの廃棄物および使用中電気機器」などを法令に準拠して厳重に保管し、行政への届出などを行っています。

なお、適正処理済み高濃度PCB廃棄物以外に残っている「PCBの廃棄物および使用中電気機器」についても、日本環境安全事業（株）と協議の上、PCB特別措置法※の処理期限までに、順次、処理を実施していく予定です。

※　PCB特別措置法
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法。2012年12月の一部法改正に伴いPCBの保管事業者に2016年7月までに適正に処理することが義務づけられた期限が2027（平成39年）年3月に延長した。

製造時における化学物質の管理・削減

ニコングループでは、化学物質による環境汚染を未然に防止するため、化学物質の購入から使用、廃棄にいたるまで、環境や安全に配慮した管理を行っています。

ニコンでは、新規に化学物質を購入する際は、化学物質安全性データシート（（M）SDS）の取得とともに、使用職場による危険有害性の事前評価（アセスメント）を行います。また、その結果に基づく措置を確認し、環境・安全衛生担当部門が専門的見地から再確認する仕組みを構築しています。

ニコングループでは、特に環境負荷の高い化学物質については、その使用削減に向けた管理を徹底するとともに、代替物質の研究を進め、化学物質による環境汚染リスクを限りなくゼロに近づける努力を続けています。

ニコングループのPRTR

国内ニコングループでは、2000年3月に、「ニコン・PRTR※ガイド」を作成し、使用している対象化学物質について、事業所ごとに管理活動を展開しています。活動内容は、購入から使用、廃棄までの数量管理、（M）SDSに基づく取り扱い、廃棄についての安全管理です。また、2002年3月に、日本国の法による届け出の義務化に対応し、ガイドに「届出記入要領」などを追加、内容を更新し、届け出の体制を確立しました。

PRTR調査結果（2014年3月期）

ニコン

単位：kg

事業所		相模原製作所	熊谷製作所
物質番号		384	384
物質名		1- ブロモプロパン	1- ブロモプロパン
取扱量		21,754	2,637
排出量	大気	21,533	2,397
	公共用水	0	0
	土壌	0	0
移動量	下水道	218	0
	廃棄物	4	0
事業所内埋立量		0	0
除去処理量		0	240
製造品搬出量		0	0

国内グループ生産会社

単位：kg

事業所		栃木ニコンプレシジョン	仙台ニコン			
物質番号		384	88	87	300	384
物質名		1- ブロモプロパン	六価クロム化合物	クロムおよび三価クロム化合物	トルエン	1- ブロモプロパン
取扱量		8,837	2,172	1,752	1,708	29,042
排出量	大気	7,181	0	0	854	22,406
	公共用水	0	0	0	0	0
	土壌	0	0	0	0	0
移動量	下水道	0	0	0	0	0
	廃棄物	0	420	0	854	6,636
事業所内埋立量		0	0	0	0	0
除去処理量		0	1,752	0	0	0
製造品搬出量		1,656	0	1,752	0	0

単位：kg

事業所		黒羽ニコン		光ガラス	ティーエヌアイ工業 長井工場		ティーエヌアイ工業 大田原工場
物質番号		71	384	405	384	300	185
物質名		塩化第二鉄	1- ブロモプロパン	ほう素化合物	1- ブロモプロパン	トルエン	ジクロロペンタフルオロプロパン
取扱量		5,084	7,300	22,494	1,287	1,445	1,584
排出量	大気	0	5,091	31	965	1,084	1,462
	公共用水	0	0	1.7	0	0	0
	土壌	0	0	0	0	0	0
移動量	下水道	0	0	0	0	0	0
	廃棄物	0	0	10,510	322	361	0
事業所内埋立量		0	0	0	0	0	0
除去処理量		0	0	0	0	0	0
製造品搬出量		5,084	2,209	11,951	0	0	122

合計

単位：kg

合計		
取扱量		107,096
排出量	大気	63,004
	公共用水	2
	土壌	0
移動量	下水道	218
	廃棄物	19,107
事業所内埋立量		0
除去処理量		1,992
製造品搬出量		22,774

※　ニコン：大井製作所・横浜製作所・水戸製作所・横須賀製作所では、報告の対象となる物質の取り扱いなし。

※　国内グループ生産会社：栃木ニコン・宮城ニコンプレシジョンでは、報告の対象となる物質の取り扱いなし。

※　上表は、各事業所において、有害化学物質の年間取扱量が1t以上（特定第一種指定化学物質は0.5t以上）のものについて集計したもの。

※　物質の数量は四捨五入しているため、取り扱い量は内訳の合計に一致しない場合がある。

※　PRTR（Pollutant Release and Transfer Register）
日本においては、人の健康や生態系に有害なおそれがある化学物質について、環境中への排出量を事業者が自ら把握し、行政に報告（年1回）することにより、行政が把握・集計し、公表する仕組み。

大井製作所の土壌汚染処理経過報告

大井製作所は、2007年に確認された土壌などの汚染対策として、2007年末に旧第2工場区域の土壌対策措置を完了しました。また、2010年6月には旧第1工場区域の土壌対策処置を完了しました。現在、地下水の汲み上げ処理による浄化対策を行うとともに、地下水の定期的なモニタリングを行っています。今後も周辺環境に影響が生じることのないよう、関係法令を順守して地下水の浄化対策を行っていきます。

経緯

2007年、大井製作所の老朽化した旧建屋の解体と新築工事に伴い、「東京都環境確保条例」に基づく土壌汚染の有無に関する調査を行った結果、敷地の一部から最大で基準値の3,600倍（局所的かつ建物内部において）の六価クロムなど、基準値を超える特定有害物質を検出しました。また、一部の敷地境界地下水監視口からは、基準値の1.8倍にあたるトリクロロエチレンを検出しました。
ニコンでは、汚染判明後、速やかに東京都環境局および品川区への届出を行うとともに、近隣住民への説明会を実施したうえで対策措置を行ってきました。

2010年9月17日

- 大井製作所旧第1工場西側区域の土壌対策追加工事の終了について(PDF:73KB)
  http://www.nikon.co.jp/csr/pdf/100917ohi_info.pdf

2009年7月22日

- 大井製作所旧第1工場西側区域の土壌対策追加工事について(PDF:165KB)
  http://www.nikon.co.jp/csr/pdf/090722ohi_info.pdf

2007年10月5日

- 大井製作所の土壌及び地下水の追加調査並びに工事の進捗等について(PDF:180KB)
  http://www.nikon.co.jp/csr/pdf/071005ohi_info.pdf

2007年4月23日

- 大井製作所の建屋解体及び新築工事に伴う土壌調査結果について(PDF:599KB)
  http://www.nikon.co.jp/csr/pdf/070423ohi_info.pdf

横浜製作所の敷地一部廃止に伴う土壌調査および対策措置について

横浜製作所では、敷地の一部廃止（譲渡）に伴い、2010年に「横浜市生活環境の保全などに関する条例」に基づく土壌調査を行った結果、敷地の一部から基準を超えるふっ素を検出しました。2013年4月より再度詳細調査を行い、2013年9月に汚染が確認された区域について土壌対策措置（汚染土壌の全量除去・搬出および清浄土壌による埋め戻し）を実施しました。
土壌汚染につきましては横浜市へ報告し、対策措置後同市による確認も受けております。
また、土壌対策措置実施後、土地譲渡先への引渡しも終了しております。

ニコン相模原製作所の建屋解体および新築工事に伴う土壌調査および対策措置について

相模原製作所では、区域内の建屋の一部の解体と新築工事に伴い、2013年9月より「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」に基づく土壌調査を行いました。
その結果、対象区域の一部から基準を超える特定有害物質（カドミウム、鉛、砒素、ふっ素、ほう素）を検出いたしました。地下水の汚染はなく、周辺環境への影響はありませんでした。
ニコンでは、汚染を確認後、相模原市への報告を行い、新築工事に先立ち、2013年12月より2014年2月に、汚染が確認された区域について土壌対策措置（汚染土壌の全量除去・搬出及び清浄土壌による埋戻し）を実施しました。
土壌汚染につきましては、汚染確認後速やかに相模原市への報告を行い、対策措置後同市による確認も終了しております。

グループ会社：光ガラス 千葉事業所の土壌及び地下水調査について

ニコンの国内グループ生産会社の光ガラスは、千葉事業所（千葉県四街道市）において、土壌汚染対策法に基づく土壌調査を行いました。
その結果、敷地の一部から基準を超える特定有害物質（セレン、鉛、砒素、ふっ素、ほう素）を検出しました。また、合わせて実施した地下水調査において、基準を超える特定有害物質（ほう素）を検出しました。
これに伴い、光ガラスでは、2014年1月20日に千葉県に土壌汚染対策法第14条に基づく指定の申請を行うとともに、その後、浄化方法等の調査・検討を行いました。今後は、事業所敷地内の土壌入れ替えによる浄化対策を行っていきます。対策実施にあたっては、周辺環境に影響が生じることがないよう、関連法令を順守します。

千葉県からは、当該事業所周辺について井戸水の飲用利用調査を実施した結果、飲用井戸があるとの報告をいただきましたが、これまでに健康被害についての報告は無いとのことです。

なお、土壌及び地下水調査の詳細につきましては、以下光ガラスサイト掲載情報をご覧ください。

2014年7月3日

› 千葉事業所（旧本社）の土壌及び地下水調査について（光ガラス）
http://www.hikari-g.co.jp/news/index.htm#dojo

ニコンのコンプライアンス

企業倫理委員会の方針に基づいたコンプライアンス推進体制を確立し、グループ全体でコンプライアンスの周知徹底に努めています。

コンプライアンスの定義

ニコングループでは、コンプライアンスを「法令順守はもちろんのこと、それに加え、会社のルールや社会規範に適合した、健全かつ公正な事業活動を行い、ステークホルダーの期待に応え、信頼を得ること」と、とらえています。

ニコングループのコンプライアンスの定義（イメージ図）
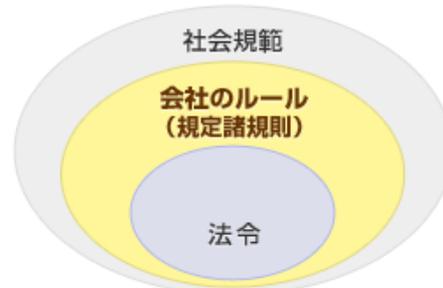
3つの要素すべてをコンプライアンスとしてとらえています。

コンプライアンス推進体制

ニコンの副社長が委員長を務める企業倫理委員会を設置し、コンプライアンス強化を目的とした取り組みに関する計画等を審議・決定しています。企業倫理委員会のもと、ニコンCSR推進部コンプライアンス室は、ニコン各部門およびグループ会社各社のコンプライアンス推進者と連携し、コンプライアンス推進活動を実施しています。海外では、より地域に密着した形でコンプライアンスの推進を図るため、現在、海外地域持株会社が中心となり、本社のコンプライアンス室と協力しながら推進活動を展開しています。

コンプライアンス推進体制図

CSR委員会

企業倫理委員会

ニコンCSR推進部コンプライアンス室

教育資料の提供、年度方針および活動テーマの提示
（各社・各部門の情報の吸い上げ）

協力

地域持株会社

コンプライアンス室と連携し、海外グループ各社の推進者を支援

コンプライアンス推進者（各部門・各社に配置）

活動の相談、年度方針および活動テーマに沿った活動計画、報告書の提出
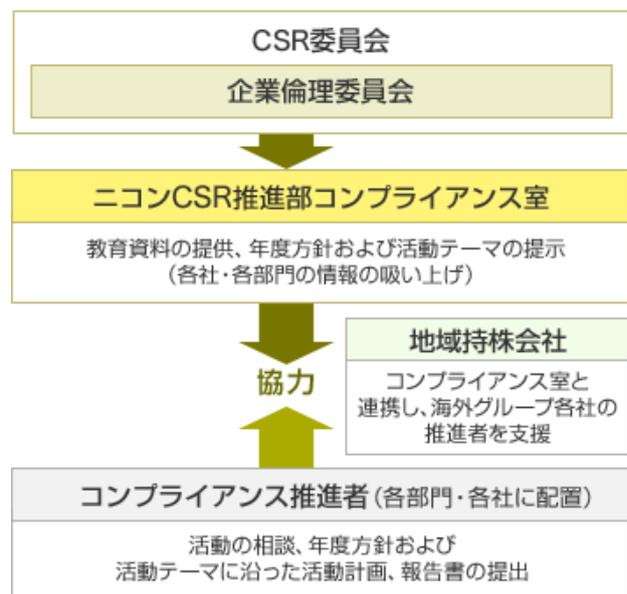
ニコン行動規範

「ニコン行動規範」とは、日々の事業活動においてコンプライアンスを意識し、法令や会社のルールに従い、さらに倫理的観点からも適切に判断し、行動するための行動基準です。

「ニコン行動規範」は2001年に制定後、時代の変化に柔軟に対応するため、改定を重ねています。

2011年4月には、国際的なCSRの視点を重視し、公正取引、人権、CSR調達、腐敗防止などの項目を簡潔にまとめた内容にニコン行動規範を改定しました。現在、国内外グループ統一の規範として19言語に展開し、社員に配布しています。

› ニコン行動規範（P80）

国内解説冊子

贈収賄防止の取り組み

ニコングループでは、従来から「ニコンCSR憲章」や「ニコン行動規範」により、贈収賄を許さない姿勢を明確化しています。また、腐敗防止を宣言する国連グローバル・コンパクトに賛同しています。近年の世界的な贈収賄防止法の執行強化を受け、一層厳しい姿勢で取り組むため、「ニコン贈収賄防止方針」を2014年に制定しました。今後、本方針を踏まえた地域ガイドラインを制定していきます。

› ニコン贈収賄防止方針（P84）

ニコン行動規範

はじめに

1. ニコン行動規範とは

「ニコン行動規範」は、ニコンで働く一人ひとりが、自ら、「ニコンCSR憲章」を実践していくために、日常業務においてコンプライアンスを意識し、高い倫理観をもって適切・誠実に判断し行動するための基準を示しています。

「ニコンCSR憲章」はニコンの企業としての社会的責任の基本姿勢を示していますが、「ニコン行動規範」ではニコンで働く一人ひとりが主体です。私たち一人ひとりが「ニコン行動規範」を深く理解し実践していくことが、ニコンが社会的責任を果たすことにつながっていきます。

2. 適用範囲

「ニコン行動規範」は、ニコンのすべての役員、従業員に適用します。ここでいう「ニコン」とは株式会社ニコンおよび子会社を指し、「私たち」とはニコンのすべての役員、従業員を指します。関連会社においては、「ニコン行動規範」もしくはそれに準ずる内容を適用することを推奨します。

ニコン行動規範

1．健全な企業活動の展開

1. ルールの順守

1. 私たちは、国際ルール、法令、会社の規則その他のルールを理解し、順守します。
2. 私たちは、それぞれの業務に直接関係するルールを日頃から確認し理解するよう努めるとともに、必要に応じ担当部門、専門家、行政機関等に確認し、ルール違反をすることのないよう、常に注意を払います。

2. 誠実な姿勢

1. 私たちは、ルールを守り、誠実かつ適切・積極的に業務を遂行するとともに、自発的に研鑽します。
2. 私たちは、会社の設備、備品、資金、情報、知的財産、ソフトウエア等の資産を、紛失、盗難、損傷等から守るため適切に管理します。また、これらの会社の資産を私的に利用したり、不正に利用したりしません。
3. 私たちは、自己や第三者の利益を図るために、ニコンの名誉、信用、ブランド、利益を損なうようなことは、公私ともに行いません。
4. 私たちは、社会秩序の維持への協力に努め、反社会的な行為に関わりません。

3. 公正な競争・取引

1. 私たちは、自由な競争原理に基づき、不当・不正な手段を排除し、各国の競争法等を順守した公正な競争・取引を行います。
2. 私たちは、自由な競争の制限につながる話し合いや協定への参加およびそのような疑いを招く行為をしないよう常に注意を払います。
3. 私たちは、お客様、取引先等と適法な契約を取り交わし、それを順守します。

4. 適正な購買・調達

1. 私たちは、公正に選定した取引先と適正な取引を行い、取引先との公正な関係を保ちます。
2. 私たちは、取引上の有利な立場を利用し特定の条件や不利益を強いるような行為、取引上の立場を利用した不正な行為や個人的利益の追求を行いません。
3. 私たちは、取引先の法令順守、倫理、品質安全性、人権、労働、安全衛生、環境保全、情報セキュリティ等にも関心を持ち、サプライチェーン全体で適切な取り組みが行われるように努めます。

5. 情報管理の徹底

1. 私たちは、個人情報を含む業務情報について、紛失、改ざん、漏えいが起こらないよう、機密として保持する必要性に応じて適切に管理します。
2. 私たちは、情報セキュリティ対策を確実に実施し、機密情報の無断利用、不正利用、私的利用、不正アクセスをしません。在職中に得た機密情報は退職後であっても他者に開示しません。また、利用もしません。
3. 私たちは、個人情報の取得にあたっては、必要な情報のみを適法かつ公正な手段により行います。また、取得した個人情報については、取得目的以外には利用しません。

6. 知的財産の保護

1. 私たちは、第三者から知的財産に係わる情報を入手するにあたっては、適法かつ公正な手段で行います。また、第三者の知的財産権を侵害しません。
2. 私たちは、会社の知的財産権を速やかに確保・維持・活用することに協力します。

7. 輸出管理の徹底

1. 私たちは、国際的な平和及び安全を維持するために、国際取引に関し、関連法令等を順守した適切な対応を行います。
2. 私たちは、製品や部品等の「貨物」の輸出、および輸出管理上の「技術情報」の提供にあたっては、関連法令等および会社のルールに従い必要な手続をとります。

8. インサイダー取引の未然防止

私たちは、上場会社の株式の売買等に関し、いわゆるインサイダー取引を行いません。

9. 接待・贈答への対応

1. 私たちは、お客様や取引先等との接待・贈答にあたっては、関連法令等を順守するとともに、必要かつ社会通念上妥当と認められる範囲にとどめます。
   また、社内及びグループ会社間での接待・贈答は行いません。
2. 私たちは、不正・不公正な要求や取り扱いにからむ接待・贈答を行いません。また、相手からの不正・不公正な要求の見返りとしての接待・贈答を受けません。
3. 私たちは、接待・贈答を行う場合または受ける場合、その旨を上長へ報告するとともに、社会常識を常に意識し、誤解を受けるような行為は行いません。

10. 公的機関との関係

1. 私たちは、国内外の公的機関や公的業務従事者とは、健全かつ誠実な関係を保ち、関連法令等を順守するとともに、腐敗が起こらないように努めます。万一、関連法令等に抵触する可能性が生じた場合は、直ちに上長に報告し、適正に対応します。
2. 私たちは、贈賄や利益供与と疑われる可能性のある行為をしないよう、常に注意を払います。

2. 社会に有用な製品・サービスの提供

1. 期待や要求の把握と反映

1. 私たちは、積極的なコミュニケーションを図るなかで、ステークホルダーの期待や要求を的確に把握し、それらを反映させた社会に有用な製品・サービスを提供し、社会に貢献します。
2. 私たちは、お問い合わせやご要望に対し誠実・公正かつ速やかに対応するとともに、有用、正確かつ分かりやすい情報を提供し、お客様等のステークホルダーの自律的な選択や判断のための支援に努めます。

2. 安全・安心について

1. 私たちは、製品・サービスの品質および安全について最大限配慮します。
2. 私たちは、製品・サービスを安全に使用いただけるよう、分かりやすい表示や説明等の情報を適切に提供します。万一、安全性に問題が判明した場合は、ルールに則り、速やかにリコール等適切な措置を実施するとともに、再発防止のための努力を行います。

3. 人間の尊重

1. 人権の尊重

1. 私たちは、人権の保護についての国際的な宣言を支持、尊重し、あらゆる差別や嫌がらせを排除し、一人ひとりの多様な個性を尊重します。
2. 私たちは、強制労働・児童労働は一切行わず、取引先に対してもその旨を要請します。

2. 働きやすい職場環境

1. 私たちは、さまざまな考え方や価値観を相互に認め合い、一人ひとりが十分に能力を発揮できる職場環境を、全員が協力して構築します。
2. 私たちは、労働関連法令等や安全衛生関連ルールを順守し、企業活動の基盤である安全と健康を確保します。

4. 自然環境の保護

1. 私たちは、日々の事業活動の中でたえず環境に配慮し、全員が協力して環境意識の高揚に努め、持続可能な社会の実現に貢献します。
2. 私たちは、原材料の調達から、開発、製造、物流、販売、使用、サービス、廃棄に至る事業活動の全段階において、環境負荷低減に努め、環境に配慮した製品・サービスを提供します。
3. 私たちは、環境法規制等の順守はもちろん、化学物質の適正利用・管理、廃棄物の発生抑制等に積極的に努めます。また、エネルギー効率に優れた設備の導入、省エネルギー等二酸化炭素排出抑制にも積極的に取り組みます。
4. 私たちは、限られた資源を持続的に利用するために、省資源、効率的利用、再使用、再利用に努めます。

5. 企業市民としての社会への責任

1. 私たちは、ニコンの一員として、各国および地域の文化や慣習を理解し、尊重します。
2. 私たちは、ニコンの社会貢献活動に関する基本理念を理解し、積極的に協力します。

6. 透明性の高い情報開示

1. 私たちは、ステークホルダーとの誠実で透明性の高いコミュニケーションを図ります。また、社会への説明責任を果たすために、有用かつ適正な情報を適時開示します。
2. 私たちは、適時・適正な情報開示のため、事実に基づいた正確な経理処理を実施します。また、利益の確保、売上予算の達成、経費予算の消化といった理由を問わず、不適切な経理処理は行いません。

7. 経営トップの責務

1. 経営層および組織の長は、ニコン行動規範を自ら率先して順守するとともに、組織内のニコン行動規範順守徹底に努めます。
2. 経営層および組織の長は、客観的・公正な組織運営を行うとともに、率先して組織内のコミュニケーションを図ります。
3. 経営層および組織の長は、自らの組織内に問題が発生した際には、直ちに事実を調査のうえ適切に対処し、再発防止措置をとります。

おわりに

1. 違反時の処置

「ニコン行動規範」に違反した場合は、その程度により会社の処分や司法当局等による処罰の対象となることがあります。

2. 報告相談制度

「ニコン行動規範」に違反した場合、または違反の恐れがあることを知った場合には、直ちに上長に報告または相談してください。上長に報告や相談がしづらい場合は会社の報告相談窓口に報告・相談してください。

報告・相談者の個人情報は、適切に管理され、報告・相談したことを理由に不利益を受けることはありません。

3. 制定、改廃

「ニコン行動規範」の制定および改廃は、株式会社ニコンの企業倫理委員会委員長が起案し、株式会社ニコンの経営委員会に申請し、決定します。なお、軽微なものは企業倫理委員会委員長が決定します。

ニコン贈収賄防止方針

（2014年4月21日制定）

ニコンは、企業理念「信頼と創造」のもと、社会からの信頼に誠実に向き合い、また、「ニコンCSR憲章」や「ニコン行動規範」により、贈収賄を許さない姿勢を明確にしています。
社会からの信頼をより強固にするため、本方針を制定し、グループとして事業を展開するあらゆる国、地域において、贈収賄の防止に取り組みます。

- **適用範囲**
  本方針は、ニコンのすべての役員、従業員（以下「従業員等」とします）に適用します。ここでいう「ニコン」とは、株式会社ニコンおよび子会社を指します。

- **責任**
  経営トップは、本方針の遵守に対し責任を有します。万一、本方針に反するような事態が発生した場合は直ちに事実を調査し適切に対処します。

1. 贈収賄の禁止
ニコンは、他者に対し、直接的であるか間接的であるかを問わず、不当な便宜を図ってもらうことを目的として、金銭その他の利益または便益（「利益等」）を提供したり、約束したり、申し出たりする贈賄行為を許しません。また、不当な利益等の受領や要求といった収賄行為も許しません。

2. 公務員等への対応
ニコンは、各国の公務員および公務員に準ずる者（国、地方公共団体、国営企業、国営病院、政党、国際機関の役職員等（「公務員等」））に対し、直接的であるか間接的であるかを問わず、贈賄を決して行わないよう、各国の関連法を遵守した事業活動を行います。

3. 第三者への対応
ニコンは、代理店やコンサルタント等の第三者を経由した公務員等への贈賄行為を許しません。取引の開始時には、贈賄防止の観点も含め第三者を審査・選定し、必要に応じて贈賄禁止の誓約義務を課します。また、買収、合併、合弁等の対象候補については、贈賄リスクの観点も含めた事前評価を実施します。

4. 正確な記録
ニコンは、各国の贈収賄関連法および本方針の遵守を示せるように、適切な内部統制システムのもと、会計帳簿を事実に基づき正確に記録し、関連帳票を適正に保管します。

5. リスク評価とガイドライン
ニコンは、事業展開に関する贈収賄リスクを適宜評価し、必要に応じ本方針を見直します。また、グループの各社または地域では、本方針を踏まえたガイドラインを制定します。

6. 教育および報告
ニコンは、本方針およびガイドラインについて、教育、研修等により従業員等に周知徹底し遵守させます。また、本方針・ガイドラインに反する行為を防止、是正するために、報告体制を整備します。

7. 違反時の処置
本方針または各国の贈収賄関連法に違反した場合は、会社の処分や司法当局等による処罰の対象となることがあります。

8. 改廃
本方針は、ニコン企業倫理委員会委員長が起案し、経営委員会が決定します。

以上

コンプライアンス推進活動

ニコングループでは、業務のさまざまな局面において、ひとりひとりが適切に判断し、行動できるよう、コンプライアンスの浸透と徹底に取り組んでいます。

グループ贈収賄防止方針の制定

ニコングループでは、従来「ニコンCSR憲章」や「ニコン行動規範」により、公的機関や取引先などとの贈収賄を許さない姿勢を明確化しています。また、腐敗防止を宣言する国連グローバル・コンパクトに賛同しています。近年、米国海外腐敗行為防止法の執行強化や、英国の贈収賄防止法の法規制強化など、贈収賄撲滅のための法整備や法執行の強化が国際的にも進んでいます。
海外からの帰任者へのヒアリングなどにより業務上の公務員との接触機会などを調査しリスク評価したうえ、2014年4月に、「ニコン贈収賄防止方針」を制定し、ニコングループの贈収賄を許さない姿勢を改めて宣言しました。今後、グループ全体に本方針の周知・徹底を行うとともに、各地域の実態に即したガイドラインの作成を進めていきます。

グループ全員へのコンプライアンス教育

2013年2月、ニコングループの社会的責任の基本姿勢である「ニコンCSR憲章」を「サプライチェーンにおける社会的責任」を明確化する内容に改定しました。それを受けて2014年3月期は、改定内容の周知徹底をコンプライアンス教育のテーマとして取り組みました。

グローバル・コンプライアンス通信

コンプライアンス教育は、国内・海外とも各部門・各社のコンプライアンス推進者による集合教育やeラーニングを通じて実施しています。ただし、海外での具体的な教育活動は、地域特性を重視するため、各地域の持株会社が主導で行っています。

また、新たな取り組みとして、2014年3月期より、グローバル・コンプライアンス通信の配信を開始しました。グローバル規模で報道されているコンプライアンス関連のニュースを取り上げながら、ニコングループのコンプライアンスの考え方を分かりやすく解説しています。現在、国内・海外に3言語（英語・中国語・日本語）で提供しています。

なお、ニコンCSR推進部コンプライアンス室および地域統括会社のコンプライアンス担当部門も外部セミナーなどに出席し、コンプライアンスに関する最新情報を随時取り入れ、レベルアップを図っています。

倫理ホットライン（報告相談窓口）

「ニコン行動規範」に関する国内ニコングループ（非連結グループ会社5社を含む）統一の報告相談窓口として、「倫理ホットライン」を設置しています。「倫理ホットライン」は、内部窓口（コンプライアンス室）と外部専門業者による外部窓口を設け、プライバシーの保護や人権・処遇面での不利益防止を徹底して運営しています。2014年3月期には、ハラスメント、法令順守違反の疑いなどに関し、50件の相談がありました。相談案件は関係部門と連携して解決を図り、必要に応じてフォローアップを行います。

倫理ホットラインの流れ
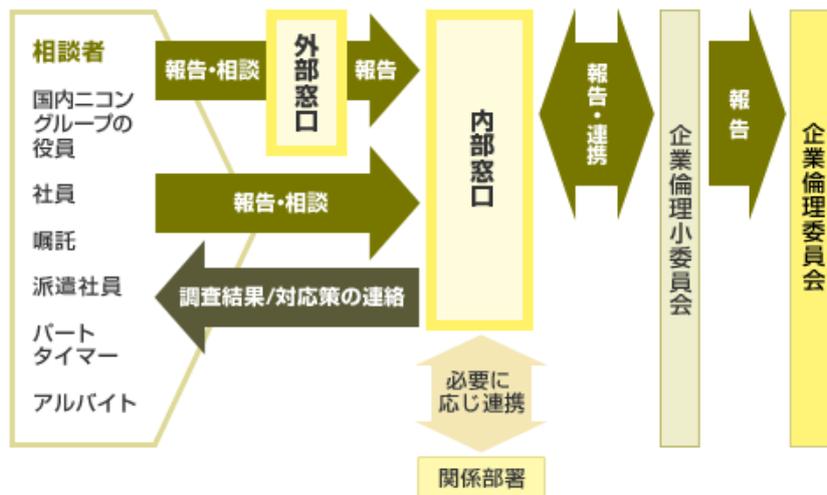
海外グループ会社は、各社ごとに報告相談窓口を設置しています。また、米州では、外部専門業者による統一窓口を設置しています。利用実績が少ないため、今後とも、各地域の持株会社を通じて積極的な周知活動を実施していきます。

グローバルな意識調査の実施（モニタリング）

ニコングループは、社員への意識調査によるモニタリングをグローバルに実施し、企業理念の浸透度や行動規範の理解度、コンプライアンス教育の展開状況などの把握に努め、推進活動の展開に反映しています。2014年3月期は、日本、中国、欧州で先行していた意識調査をその他地域までグローバルに拡大するとともに、意識調査の設問を各地域で共通化することに取り組みました。共通化した設問の地域間での比較などについては、2013年12月に行われた企業倫理委員会にて報告しました。今後とも、状況に応じて設問を見直しながら、地域間比較や経年変化などを分析し、コンプライアンス推進活動に反映していきます。

国内意識調査の結果

国内ニコングループ（非連結グループ会社5社を含む、持分法適用会社2社を除く）では、eラーニングシステムを活用し、社員全員を対象とした意識調査を実施しています。一部のインターネット環境が不十分な部門・会社に対しては、紙による調査を実施し、一人でも多くの回答を得ることに取り組んでいます。2014年3月期の意識調査の回答率は92%（12,813名／13,894名）でした。調査結果は個人が特定されない形式で、各部門・各社に対して個別にフィードバックしました。結果が低調な部門・会社にはコンプライアンス室から改善依頼を行っています。

国内CSR・コンプライアンス意識調査（2013年10月実施）

この一年の間に職場でCSR・コンプライアンスに関する教育を受けたか
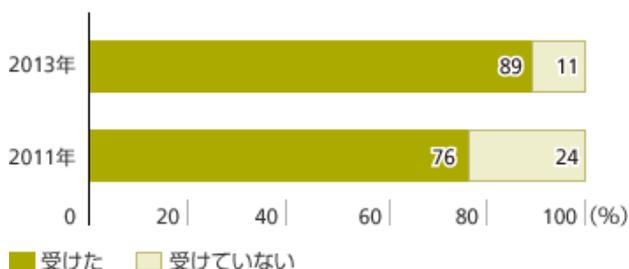
海外意識調査の結果

海外ニコングループでは、各地域の持株会社を通じて、意識調査をそれぞれ実施しています。2014年3月期は、中華圏地域の11社（非連結グループ会社2含む）のPC保有者1,579名を対象に3回目となる調査を実施し、回答率は94%（1,481名回答）でした。活動認知度を確認する設問のすべてにおいて1回目の結果と比較して上昇、改善しました。このほか、欧州地域20社では2回目の意識調査を実施し、米州地域10社およびアジア地域8社（非連結グループ会社2社含む）と韓国3社では、1回目となる意識調査を実施しました。各社の結果は、各地域の持株会社よりフィードバックを行っています。

中華圏CSR・コンプライアンス意識調査（2013年5月ー6月実施）
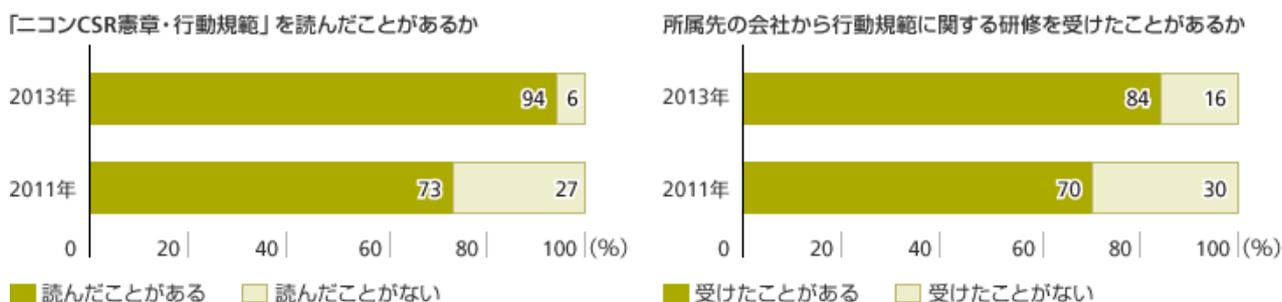
※「中華圏」を中国、香港、台湾、「アジア地域」を中華圏と韓国を除くその他のアジア、およびオセアニア、中東としています。

不正行為への対応

ニコングループでは、就業規則や「ニコン行動規範」に違反する行為があった場合には、事実関係を調査のうえ、社内規則に則って、厳正な処分を行っています。2014年3月期は、ニコンでは不正行為を行った当事者または管理監督者への懲戒処分が2件、国内グループ会社では5件ありました。なお再発防止の観点から、原則として、処分の案件名や内容などを社内開示しています。

ニコングループ人事ビジョン

企業理念である「信頼と創造」に即したニコンの求める人材像を定義し、ニコングループがめざすべき能力開発、人材育成、評価などの基本指針とすることを目的とした「ニコングループ人事ビジョン」を制定しました。国内外のグループ会社共通の人事ビジョンとして浸透を図っています。

ニコングループ人事ビジョン

（2013年3月25日 制定）

ニコンが将来にわたり持続的に発展していくため、ニコンパーソンとしてあるべき姿を「求める人材像」として定義しました。従業員のみなさんは、常にこれを念頭に置き、行動してください。
この「求める人材像」を基として、多様性を尊重し適材適所を実現する採用活動・人材育成・人員配置等の人事施策を行っていきます。

求める人材像

- **探究する心**
  日々、業務スキルと知識に関する研鑽を積み、固定概念に囚われることなく新しいものを生み出す自由な発想力をもつことが必要です。他者の期待を超えて一歩先行く結果を求める探究心を持ち、一度決めた目標は、達成するまでやり抜く力が必要です。

- **誠実な心**
  常に真摯で誠実な姿勢を忘れないでください。自らを律し、他者を尊重することが、信頼を得ることに繋がります。分け隔てない態度で明るく接する心が求められます。

- **果敢に行動する力**
  行動を起こすためには、視野を広く持ち、変化を受け入れ、柔軟性を持って、戦略を練ることが必要です。そして、思い切って決断し、俊敏に実行してください。常に主体性のある行動と努力で、責任感を持ってチームを動かしていってください。

- **伝え、感じる力**
  スピードが求められているビジネス環境では、関係者を巻き込み、課題を共有して素早く問題解決を図る能力が求められています。グローバルな視点でチームワークとネットワークを構築するには、自らの考えを他者に伝えようとする心、また、他者の考えを受け止め、共感する心が必要です。

- **多様性を受け入れる力**
  異なる人種、信条、性別、年齢、国籍に対して敬意を払い、理解しようとする心構えが重要です。新たな価値観に向かって、勇気と創造力を持って挑戦してください。

ニコン 人事部

人事制度 / 人材育成 / 労使関係

グローバルな人材マネジメント

ニコングループでは、グローバルな人材育成が急務となっています。そこで、2013年3月期は、グローバルに活躍できる人材を育てるためのグループ共通の指標として、「ニコングループ人事ビジョン」を制定しました。さらに、2014年3月期は、イントラネットや社内報、各種研修などを通じてニコングループ全社員に人事ビジョンの周知を図りました。また、ニコンでは、新入社員研修、キャリア入社社員研修のほか、2014年3月期に実施した次世代リーダー研修でもグループ人事ビジョンを取り上げ、浸透に努めています。

グローバル人材マネジメントのための施策

2014年3月期は、グローバルに活躍できるリーダー層の育成と把握、メンバー同士のネットワーク構築のために、次世代リーダー研修を開催しました。ニコンだけでなく、海外グループ会社からのメンバーが東京に集まり、4日間の研修を行いました。研修では、ニコンの歴史を学び、ニコングループが発展していくための課題について議論しました。この研修は延べ2回行われ、10カ国36名が参加しました。

次世代リーダー研修の様子

さらに、前年に続き2014年3月期も、主要国の人事担当者を集めたグローバル人事マネジメントミーティングを、ニューヨーク（アメリカ）とアムステルダム（オランダ）の二カ所で開催しました。この会議は、各国の人事部門との連携強化による人事機能のグローバル化や、グローバル人材育成のためのインフラ整備などを目的として開催しています。2014年3月期は、タレントマネジメントシステム構築に向けた取り組みや、今後の重点施策について話し合いました。
なお、これまでは、営業系・販社系のグループ会社を対象としてグローバル人事マネジメントミーティングを開催してきましたが、2014年3月期は、新たに製造系グループ会社も対象に加え、同様のミーティングを開催しました。その会議では、「ニコンのものづくり」を担っていくにあたり、各社の課題を共有するとともに、ニコングループとしての課題を検討しました。

今後も、ニコングループ社員が世界で活躍し続けることができるよう、施策の立案・実施に取り組んでいきます。

人権の尊重

ニコングループは、人権の尊重を「ニコンCSR憲章」と「ニコン行動規範」に定めるとともに、「国連グローバル・コンパクト」に賛同し、人権の保護についての国際的な宣言を支持・尊重しています。また、労働者の基本的権利を尊重し、グループ内でのあらゆる差別や嫌がらせ、強制労働や児童労働の排除に努めています。

人権教育の実施

ニコングループでは、「国連グローバル・コンパクト」の教育を通して、人権について社員への理解・浸透を図っています。国内ニコングループではeラーニングを使い、非連結を含むニコングループ社員への教育を実施しています。2014年3月期は、新規入社者を含めた未受講の社員に対して、同様の教育を行いました。今後もこのような人権教育を継続して行っていきます。

なお、ニコンでは、入社時研修のプログラムにも差別・ハラスメントなどの内容をはじめとした人権教育を

組み入れ、定期的な講習を行っています。

グループ会社モニタリング調査

2010年から、ニコングループ全社で、グローバルな人権・労働面の管理を目的としたモニタリング調査を実施しています。グループの実態を把握すると同時に意識啓発を図っています。児童・若年労働者、労働組合、差別事例それぞれの有無や、懲戒事例などについて、人権・労働面に関する設問を設け、幅広い内容について調査しています。調査の結果はCSR委員会で報告し、問題がある場合には、追加確認と是正を指示します。2014年3月期は、非連結グループ会社5社を対象に含め、計65社に対して調査を実施しました。これまでの調査結果では、グループ全体で重大な問題は発見されていませんが、モニタリング調査を通じて、数字だけではわからない各国の実態も理解することができます。調査結果はグループ各社にフィードバックしています。今後もこのモニタリング調査を通じて、グループ各社の実態把握やグローバルな労働環境の向上に取り組んでいきます。

人事制度

ニコングループでは、ひとりひとりが十分に能力を発揮できる職場環境の整備を基本とし、各グループ会社において人事制度を定めています。
ニコンでは、社員の能力に応じた職能資格を4職層（一般職層、中堅職層、基幹職層、専門または管理職層）として、個々に期待される能力レベルを明確にしています。また「専門職層」「管理職層」といった複線型人事制度を導入し、社員自らが「自分はどのような形で活躍したいのか」を考える機会を設けています。このほか、目標面接制度をはじめとする各種制度を通じ、目標ややりがいをもって働ける仕組みづくりを行っています。

人材育成

ニコンでは、人事制度と連動した能力指標に基づき、研修体系を構築しています。社員が各自のレベルや仕事内容に合わせてスキルアップできるよう、研修は大きく、必修研修、ビジネススキル研修（語学を含む）、技術者研修の3つに分け、各種教育や制度を用意しています。2014年3月期は、必修研修とビジネススキル研修で153講座を実施し、延べ3,216名が参加。また、技術者研修も237講座を開き、延べ5,551名が参加しました。
ニコンの社員ひとりあたりの年間研修受講平均日数は、2.42日となっています。国内ニコングループの社員に対しても、ニコンの研修に参加可能とし、また会社ごとに独自の人材育成や研修プログラムを導入するなどしており、きめ細かな教育を実施しています。

労使関係

ニコンでは、ニコン労働組合（金属産業・中小企業を中心とした産業別労働組合であるJAMに加盟）と全日本金属情報機器労働組合（以下JMIU）ニコン支部が組織されています。2014年3月31日現在の組合員数は、ニコン労働組合が4,997名、JMIUニコン支部が4名の合計5,001名です。会社と組合は、労働環境に関するさまざまな事案について協議し、必要に応じて労使で研究会を開催して意見交換しています。国内グループ各社では、ニコン労働組合支部、または互選による従業員代表が、同様に協議する役目を担っています。
海外グループ各社では、企業内組合の組織または加入する外部組合との協議のほか、組合のない会社では、全社員への説明会や社員グループとの対話集会、社員との個別面談によって問題解決を図っています。これらの取り組みの結果、現在、労使関係は概ね良好です。
ニコングループでは、社員に著しい業務変更を課す場合は、その都度、組合や従業員代表と協議し、了解を得たうえで、十分な期間をもって本人に伝えています。

関連情報

- 採用情報｜グローバルプロジェクト
  http://www.nikon.co.jp/recruitment/global/index.htm
  ニコングループ社員が、よりグローバルに活躍できる環境づくりに取り組んでいます。
- 採用情報｜キャリアパス
  http://www.nikon.co.jp/recruitment/career_path/index.htm
  ニコンでは、社員一人ひとりのキャリア開発と目標達成を支援する人事制度の構築と能力開発に努めています。

多様な社員の活躍

ニコングループでは、さまざまなバックグラウンドをもつ社員が働いています。多様性と人権を尊重し、公正な処遇をすることで、社員が個々の能力を活かし、チームとして成果を発揮することができる環境を整えることを基本姿勢としています。
現在は、国内での女性活躍促進、障がい者支援などに優先的に取り組んでいます。

多様性の尊重

ニコングループでは、人種、信条、性別、学歴、国籍、宗教、年齢などによる、あらゆる差別的取り扱いをせず、社員ひとりひとりの多様な個性と人権を尊重し、やりがいを持って働ける職場環境を提供します。
なおニコンでは、管理職者の研修の中にも多様性への理解を共有するための内容を盛り込んでいます。

地域別社員数推移（単独・連結）
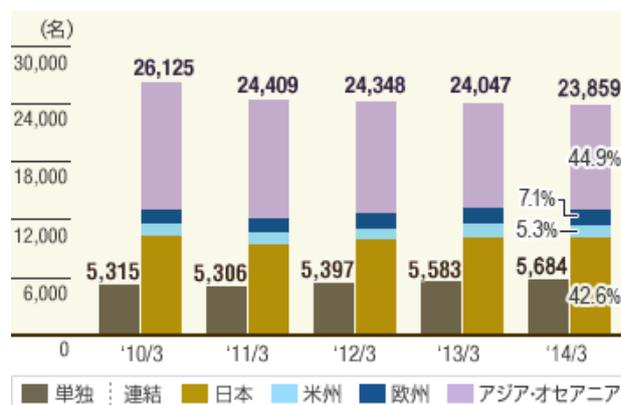
※ニコングループ（連結）の正社員、嘱託およびグループ会社役員。
地域別比率について、出向者は出向先の人数に含むが、連結外会社への出向者は含まない。ただし、Nikon Metrology NVおよびその傘下のグループ会社社員は欧州地域の人数に含まれる。

平均年齢

（単位：歳）

		2010年3月期	2011年3月期	2012年3月期	2013年3月期	2014年3月期
男性	ニコン	43.5	43.9	44.0	44.4	44.7
	国内グループ会社	39.9	41.2	41.1	41.8	42.4
	海外グループ会社	-	35.8	36.0	36.3	37.2
女性	ニコン	38.0	38.4	38.6	39.0	39.3
	国内グループ会社	39.4	41.4	41.7	42.5	43.2
	海外グループ会社	-	29.4	29.6	31.8	32.6

※ ニコングループ（連結）の正社員、嘱託。
※ 関係会社への出向者は、出向元の人数に含む。

平均勤続年数

（単位：年）

		2010年3月期	2011年3月期	2012年3月期	2013年3月期	2014年3月期
男性	ニコン	19.5	19.8	19.9	19.9	20.1
	国内グループ会社	14.5	15.7	14.5	15.2	15.5
	海外グループ会社	-	7.6	7.2	7.8	8.4
女性	ニコン	14.4	14.6	14.8	14.7	14.8
	国内グループ会社	15.3	16.9	15.5	16.5	16.9
	海外グループ会社	-	4.8	5.2	6.1	7.1

※ ニコングループ（連結）の正社員、嘱託。
※ 関係会社への出向者は、出向元の人数に含む。

離職者数

（単位：名）

		2010年3月期		2011年3月期		2012年3月期		2013年3月期		2014年3月期	
		定年	定年以外	定年	定年以外	定年	定年以外	定年	定年以外	定年	定年以外
ニコン	男性	133	59	154	78	149	70	189	40	143	102
	女性	4	7	3	11	4	10	7	11	3	9
国内グループ会社	男性	19	62	42	56	49	66	50	55	38	61
	女性	2	29	1	14	7	31	7	18	8	20
海外グループ会社	男性	17	160	17	154	16	191	25	182	11	221
	女性	2	80	10	61	6	93	8	93	13	131

※ ニコングループ（連結）の正社員、嘱託。海外グループ会社はNikon (Thailand) Co., Ltd.、Nikon Imaging (China) Co., Ltd.、Hikari Glass (Changzhou) Optics Co., Ltd.を除く。

女性の活躍

ニコングループでは、性別によらない採用と処遇を行っていますが、国内ではまだ社員数や管理職者数に男女差があることを課題としてとらえています。そこで、国内ニコングループでは、ダイバーシティ推進の一環として、女性社員の活躍推進に取り組んでいます。例えば、女性社員の能力開発促進やネットワーク形成を目的とした「自己実現研修」の実施は、その取り組みのひとつです。2014年3月期の「自己実現研修」には、ニコンから6名、国内ニコングループから15名が参加しました。取り組み開始からの延べ参加者数は、493名となりました。

女性のための自己実現研修

ニコンでは、2014年3月末までに、全社員（正社員および嘱託）に占める女性社員の比率を10%以上とする目標を立てていました。その達成に向けて採用活動では、女性を対象とした合同企業説明会への参加や、女性技術者懇談会といったイベントを実施してきました。また、女性社員の会社への定着率向上をめざして、仕事と育児の両立を支援する環境整備にも取り組んでいます。その成果として、定年後再雇用を積極的に推進する中で男性社員数は増加しましたが、2014年3月31日時点で女性社員比率は10.01%となり、目標を達成しました。今後も女性社員比率向上をめざした取り組みを進めていきます。

なお、ニコンは2015年3月末までに、女性管理職者※数を2010年3月末（22名）より倍増させる目標を立てていました。結果は、2014年3月末時点で47名となり、予定を前倒しして目標達成しました。このうち、役職ポストに就いている女性管理職者の比率は、部長級相当およびそれ以上の役職で4.4%、課長級相当の役職で3.5%でした。次の目標として、2017年3月期末までに、女性管理職者※比率5%の達成をめざした取り組みを実施していきます。

※ 役職ポストに就いていない者も含む。

女性社員比率・管理職者における女性の割合
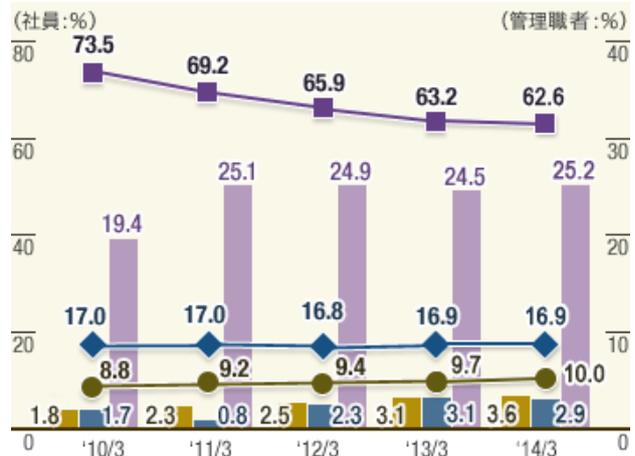
※ニコングループ（連結）の正社員、嘱託。関連会社への出向は、出向先の人数に含む。
※2013年3月期の数値から、持分法適用会社2社の数値を含む。
※管理職は、課長相当以上を指す。
※ニコンの管理職者は役職ポストに就いていない者も含む。
※海外グループ会社には、Nikon (Thailand) Co., Ltd.、Nikon Imaging (China) Co., Ltd.、Hikari Glass (Changzhou) Optics Co., Ltd.を含む。

メンター制度

ニコンでは、女性のキャリア開発支援を目的とし、メンター（相談役）制度を導入しました。2014年3月期は、役員・管理職をメンターとして6カ月間、10組20名の対象者にメンタリングを実施しました。その結果、メンティ（被育成者）が自己を客観視するきっかけづくりになりました。参加したメンバーによる報告会の場では、「部下育成についてヒントを得た」、「自分の課題が明確になった」など、業務遂行上のヒントや自分の成長のための気づきが得られたとの声がありました。2015年3月期以降も制度の運用を継続し、キャリア開発につなげていきます。

多様な人材採用

ニコンでは、企業価値をさらに高めていくため、人材面でも真のグローバル化とダイバーシティ実現をめざしています。さまざまな価値観をもった社員がお互いに刺激し合い、シナジーを生み出す環境を持続するため、多様な人材の採用に取り組んでいます。
2012年3月期より、ボストン（アメリカ）で開催されている日本企業への就職を希望する海外留学生向け就職フォーラムに参加し、採用活動を実施しています。2013年3月期からは、オーストラリアで開催される海外留学生向け就職フォーラムにも参加し、日本人留学生・外国籍留学生を採用しています。
また、多様な就学体系に合わせ、新規学卒者の入社は4月だけでなく、10月の秋季入社も実施しています。
そのほか、女性の雇用機会を増やすための採用イベントの実施や、国内での外国人留学生の採用、障がい者採用などにも積極的に取り組んでいます。

定年後の再雇用制度

国内ニコングループでは、定年（60歳）を迎える社員が継続して活躍できる制度を導入しています。ニコンでは、2014年3月期に定年退職者の約8割を再雇用し、それぞれがニコングループ内で活躍しています。また、定年後の人生設計が行えるよう、定年を1年後に控えた社員全員を対象に、「ライフプランセミナー」（2014年3月期は約180名受講）を開催しています。

障がい者支援

ニコングループでは、障がいの有無にかかわらず、ひとりひとりの個性と能力を最大限に活かせることを目的とした環境整備に取り組んでいます。

ニコンつばさ工房の作業風景

そのひとつが、2000年に設立した特例子会社ニコンつばさ工房です。経験豊富なスタッフと指導員のサポートのもと、社会人としての自立を理念のひとつとして掲げ、2014年3月末時点で34名の従業員が勤務しています。主に部品の加工・組立、梱包、ペーパーレス化（電子データ化）など、ニコングループ内で受注した業務を行っています。また、近年ではリサイクルを目的としたカメラ部品の分解作業や、ガラスの加工品検査などを行っています。ニコングループでは、つばさ工房への発注業務の拡大に努めていきます。

法定雇用率では、ニコン、ニコンつばさ工房、ニコンシステム、ニコンビジネスサービス4社がグループ認定を受け、基準を達成しています。一方、ほかの国内グループ会社では、2012年度障害者雇用納付金制度の対象事業主のうち、6社が基準を下回りました。国内グループ各社では、ハローワークや紹介会社などを通じて求人活動を継続的に行い、基準達成をめざしていきます。

グループ認定における障がい者雇用率の推移

※障がい者雇用率は、毎年6月1日時点のもの。

なお、ニコンつばさ工房では、障がい者の就労について理解を深めていただくことを目的に、見学会を開催しています。2014年3月期は、ニコンをはじめ16社・235名の企業が見学会に参加しました。さらに養護学校や福祉施設などから14名の企業実習を受け入れるなど、障がい者の社会進出や就労も支援しています。

› ニコンつばさ工房
http://www.nikon-tsubasa.co.jp/index.htm

外部要員の支援

ニコンでは、期間契約社員や派遣社員は、事業部門での要員計画に基づいて配置し、必要な研修を適宜実施しています。
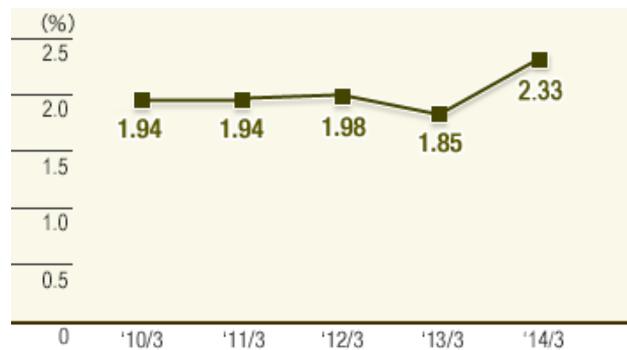
多様な働き方に対する支援

ニコングループでは、社員が安心して働ける制度・施策を整備しています。ひとりひとりの能力を活かし、チームとして成果を出せるような環境づくりを基本姿勢としています。また、社員のワーク・ライフ・バランスに配慮し、適正な労働時間の管理にも努めています。

仕事と家庭の両立支援

ニコンでは、最長2年間の育児休暇が取得でき、育児や介護のための時差勤務と勤務時間の短縮も併用できます。また、子どもの看護や親族の介護のための、時間単位の休暇を取得できるようにしています。2014年3月期の時差勤務制度の利用者は、男性0名、女性9名の計9名、また、勤務時間短縮制度の利用者は、男性11名、女性66名の計77名でした。

2011年からは、こども未来財団が提供する「ベビーシッター育児支援事業割引券」を導入しています。この割引券を使うと、乳幼児から小学校3年生までの児童と、その他健全育成上の世話を必要とする小学校6年生までの児童を対象とした、家庭内での保育や世話、保育所への送迎などの在宅保育サービスが受けられます。

ニコンの両立支援制度は、法定基準を上回り、次世代育成支援認定マーク（愛称「くるみん」）を2008年と2011年に2期連続で取得しています。また、2011年4月には「第三期一般事業主行動計画」を策定し、2015年3月末までに「育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備」などを実施する予定です。国内グループ会社においても同制度の導入をめざし、整備を進めています。

なお、2013年、2014年は、女性社員の活躍支援に向けた取り組みが評価され、経済産業省と東京証券取引所による「なでしこ銘柄」に2年連続で選定されました。

育児休暇取得実績

（単位：名）

		2010年3月期	2011年3月期	2012年3月期	2013年3月期	2014年3月期
ニコン	男性	2	3	4	7	3
	女性	29	21	15	16	22
国内グループ会社	男性	0	0	1	1	1
	女性	15	28	28	35	32

※ 正社員、嘱託。
※ 持分法適用会社を除く。

産前産後休暇取得実績

（単位：名）

	2010年3月期	2011年3月期	2012年3月期	2013年3月期	2014年3月期
ニコン	18	19	17	16	23
国内グループ会社	19	20	13	31	22

※ 正社員、嘱託。
※ 持分法適用会社を除く。

介護休暇取得実績

（単位：名）

		2010年3月期	2011年3月期	2012年3月期	2013年3月期	2014年3月期
ニコン	男性	2	1	1	1	2
	女性	0	1	2	0	0
国内グループ会社	男性	3	6	1	0	0
	女性	3	5	3	1	2

※ 正社員、嘱託。
※ 持分法適用会社を除く。

リエントリー制度

ニコンでは、専門的能力や豊富なキャリアをもつ社員が、育児・介護・配偶者の転勤などのやむを得ない事情により退職した場合に再入社にチャレンジできる制度を2014年5月に本格導入しました。今後も、意欲と優れた能力をもち合わせた社員に対して、再チャレンジや継続的な勤務が可能な環境整備を進めていきます。

在宅勤務

ニコンでは、特にニーズが高い部署で在宅勤務制度を導入しています。2014年3月期は前年と同じ部門で在宅勤務を実施しました。ニコンシステムでも正式に在宅勤務を導入しています。今後は、在宅勤務導入による業務効率の向上やワーク・ライフ・バランスの充実を図りながら、制度を充実させていく予定です。

ボランティア休暇制度

ニコンでは、介護施設での社会福祉活動や国際交流使節団での国際協力活動、天災被災地での復旧活動といった社会奉仕活動などから、特に社会貢献度の高いボランティア活動を行う社員に対して、ボランティア休暇の取得を認めています。
また、国内ニコングループでは、2012年3月期に「東日本大震災復興支援活動規程」を制定し、東日本大震災の被害に対する、社員のボランティア活動を支援する体制を整えました。会社が仲介・紹介などを行った復興支援活動においては、特別休暇の付与や交通費・宿泊費の補助を行い、被災地の復興支援活動に参加する社員を支援しています。

関連情報

- 採用情報｜ワーク・ライフ・バランス｜働く環境
  http://www.nikon.co.jp/recruitment/work-life_balance/environment.htm
  ニコンでは、公私ともに充実した生活を送れるよう、各種制度を用意しています。

社員の安全と健康

安全衛生管理体制

ニコングループでは、企業活動の基盤となる健康と安全を確保し、社員が熱意と活力をもって仕事に専念できる会社をめざして、「ニコングループ安全衛生目標」を定めています。国内ニコングループでは、法令で定めている安全衛生委員会とは別に、活動方針や無災害職場の確立と、社員の健康の維持・増進を図るための基本対策などに関する調査・審議を行う機関として、「中央安全衛生会議」も設置しています。委員は労使で構成し、社員の意見を積極的に会社の施策に反映させています。また、ニコンの各職場では、事業所目標を受けて「職場の安全と衛生の目標」を労使と協議のうえ策定し、全員参加の健康安全活動を行っています。

なお、労働安全衛生マネジメントシステムの国際認証規格「OHSAS18001」の認証を、2001年12月に仙台ニコンが取得、2010年9月にNikon (Thailand) Co., Ltd.（タイ）が取得、2013年1月にはNikon Imaging (China) Co., Ltd.（中国）が取得しています。

2014年3月期 ニコングループ安全衛生目標

目標：「積極的な予防活動で、疾病と災害の芽を摘み取り、個人と職場の健康と安全を確保する」

4つの方針：

- CSRと健康・安全配慮義務の遂行
- 総合的な健康管理体制構築
- 教育研修の見直しと強化
- グループ連携体制の構築

ニコングループでの安全衛生管理水準の向上

ニコンでは、リスクアセスメント手法を展開し、職場に潜む危険要因の低減を図っています。また、国内グループ会社では、健康安全責任者および担当者を対象にした研修や、人事総務連絡会を通じた健康安全に関する方針・施策の徹底などにより、健康安全管理水準の向上を図っています。

2014年3月期は、ニコングループイントラネットに掲載した災害事例情報データベースを国内ニコングループで共有し、類似の災害発生の防止に努めました。こうした活動により、ニコンと国内グループ会社（非連結グループを含む）の労働災害の発生頻度と重さを表す指標である度数率※と強度率※は、全国製造業の平均値を大きく下回っています。

ニコンおよび国内グループ会社の休業災害度数率の推移
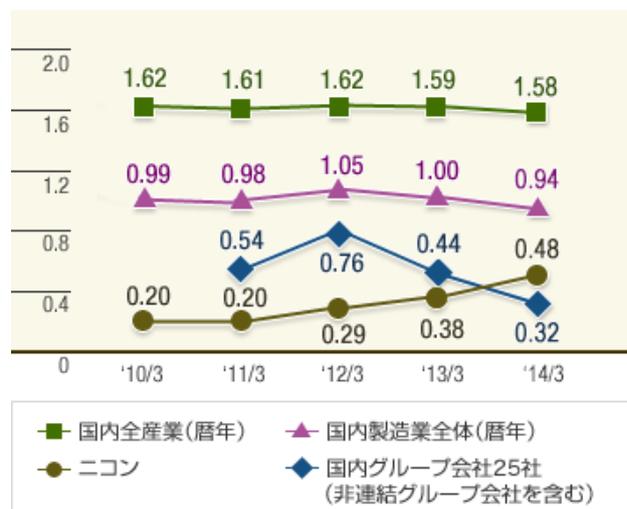
海外グループ会社でも、安全の見地からの職場評価や監査を行うなど、各社で健康安全管理に取り組んでいます。ただし、近年は海外拠点が増加していることから、グループ全体の健康安全管理水準を把握することが課題です。ニコングループでは、海外グループ会社の健康安全の基礎データを収集し、その解決に取り組んでいきます。

※ 度数率
100万延実労働時間当たりの労働災害による死傷者数で、災害発生の頻度を表す。

※ 強度率
1,000延実労働時間当たりの労働損失日数で、災害の重さの程度を表す。

ニコンおよび国内グループ会社の強度率の推移

	2010年3月期	2011年3月期	2012年3月期	2013年3月期	2014年3月期
国内全産業（暦年）	0.09	0.09	0.11	0.10	0.10
国内製造業全体（暦年）	0.08	0.09	0.08	0.10	0.10
ニコン	0.00	0.00	0.00	0.70	0.01
国内グループ会社25社（非連結グループ会社を含む）	-	0.01	0.01	0.01	0.00

※ 「0.00」は、小数点第3位において四捨五入しても小数点第2位に満たないもの。

日本から海外グループ会社への赴任者の健康支援

日本から海外グループ会社へ異動する赴任者に対して、赴任前研修の充実や赴任中の定期健康診断の実施、その結果に基づくフォローアップ体制の確立を進めています。また、海外医療アシスタンスサービスとの提携など、現地医療リスクに対応したサポートも行っています。

過重時間外労働の防止

ニコングループでは、過重時間外労働の防止について重点的に取り組んでいます。ニコンでは、年次有給休暇の計画取得や一部フレックス勤務の導入、ノー残業デー・ショート残業デーの設定などにより、過重労働の防止に努めています。フレックス勤務は、2014年3月末時点で、2,746名（男性2,422名、女性324名）の社員に適用されています。
さらに、これまでの長時間労働の予防と事後措置との複眼的な対策に加えて、過重時間外労働による健康障害防止措置も推進しています。毎年一定期間を「労働時間キャンペーン」に定め、施策の見直しや社員への啓発活動を行っています。2014年3月期は、クーリング制度（過重時間外労働の抑制および特定個人への負荷集中を防ぐための制度）と過重時間外労働健診の実施基準を見直し、過重時間外労働による健康障害防止措置を強化しました。

メンタルヘルスケア

ニコングループでは、各社でメンタルヘルスケアを進めており、ニコンでは、2013年4月より精神科医を総括産業医兼アドバイザーとして迎え、体制を強化しました。また、専門医やカウンセラーによる相談体制を構築し、健康不調者に対して的確な相談・指導を行っています。また、休業者の職場復帰支援や復職判定は、職場・健康安全部門・人事部門が連携して復職後の病気の増悪を予防する対策を講じています。また2014年3月期は、ニコンの部責任者全員を対象としたメンタルヘルス研修会を実施し、職場管理の向上を図りました。2015年3月期は、予防医学の観点から、メンタルヘルスと身体健康を確保するためにニコンの課責任者を対象に管理職研修を実施していきます。

病気休職者の復職支援制度

病気休職者が職場復帰する際の支援体制の充実を図るため、ニコンでは、病気休職者の復職支援制度を導入しています。この制度では、復職者が申告して会社が必要と判断した場合に、復職日から最大3カ月間の短時間勤務または短日勤務を行うことが認められています。
一方、産業医、看護師、人事労務部門、該当管理者が共同で職場復帰支援プランの作成を行い、定期面談などを通じて、病気休職者の復帰を支援しています。

関連情報

› 採用情報｜ワーク・ライフ・バランス｜働く環境
http://www.nikon.co.jp/recruitment/work-life_balance/environment.htm
ニコンの有給休暇取得日数を掲載しています。

社会貢献活動

ニコングループでは、積極的に社会貢献活動に取り組み、良き企業市民としてより良い社会の実現に貢献することを基本方針に掲げています。この方針に基づき、「環境」「教育」「地域貢献」「社会福祉」「災害復興支援」「写真・映像文化」の6分野を中心に、世界各地で社会貢献活動を行っています。

環境

環境への取り組みとして、国連環境計画（UNEP）などとの「国連子供環境ポスター原画コンテスト」共催や植林・育林プロジェクトへの参画などを行っています。

「国連子供環境ポスター原画コンテスト」を共催

ニコンは、未来を担う子どもたちに環境への高い意識が育まれることを願って、国連環境計画(UNEP)、地球環境平和財団と「国連子供環境ポスター原画コンテスト」を共催しています。
2013～2014 年に開催した「食品ロス」をテーマとした第23回コンテストでは69,375点の応募のなかから56の入賞作品を選出。2014年6月、UNEP本部のあるケニア共和国・ナイロビで開催された国連環境総会（United Nations Environment Assembly）の初日に行われた表彰式には、グローバル部門1位のSami Asim Khanさん（13歳、アメリカ合衆国）はじめ、上位入賞者7名が招待されました。

グローバル部門1位 Sami Asim Khanさんの作品

ニコンでは、入賞作品を集めたパネル展の開催など、この子どもたちの環境保全のメッセージを人々に伝える活動にも取り組んでいます。

植林・育林プロジェクトへの参加

ニコンは公益財団法人オイスカが主催する「富士山の森づくり」推進協議会の一員として、富士山北麓の生物多様性を再生する協働プロジェクトに参加しています。5年間で100ヘクタールへの植林活動を終え、2012年からは育林活動を実施しています。ニコンでは森の維持管理を支援するとともに、グループ社員とその家族によるボランティア活動を毎年継続しています。2014年5月の活動には27名が参加しました。

また、ニコンは公益財団法人オイスカが世界各国で進めている「子供の森」計画のタイにおける活動を支援しています。2013年6月、7月には、タイ北部での学校や地域の植林活動に、ニコンおよびNikon (Thailand) Co., Ltd.の社員が参加しました。

2014年5月に行われた「富士山の森づくり」プロジェクトの活動

教育

ニコンでは、未来を担う次世代の教育支援に積極的に取り組んでいます。支援が一方通行で終わることなく、ともに成長していけるよう、継続して現場の人々とコミュニケーションを取りながら活動しています。

タイにおける奨学生制度

ニコングループでは事業活動の中で長年良好なパートナーシップを築いてきたタイにおいて2007年に2つの奨学生制度を創設し、現地の中・高・大学生の就学支援と日本の大学院への留学支援を行っています。現地就学支援の「ニコン・シャンティ奨学生制度」では、2014年3月期に174名、これまでに延べ1,192名を支援。その一環として2013年11月から、「コーンクワン・チャーク・ニコン（ニコンからの贈り物）」と題し、勉強や生活の励みとなるよう、奨学生たちに家族や友だちなど大切な人たちとの写真を贈るプロジェクトも始めました。

2013年11月の奨学金授与式より、奨学生へ写真もプレゼント

一方、タイ最高学府のチュラロンコーン大学と提携し、日本の大学院への留学を支援する「ニコン・チュラロンコーン奨学生制度」では、これまでに4名の卒業生を輩出、現在4名が日本の大学院に在籍しています。

ラオスにおける奨学生制度

ニコングループは、2013年からのラオス・サバナケット県でのNikon Lao Co., Ltd.の操業を機に、ラオスの将来を支え、かつ日本との友好関係を深めるような人材育成に寄与するため、2014年5月にふたつの奨学生制度を設立しました。「ニコン・民際センター奨学生制度」では、サバナケット県の中学生毎年100名を、「ニコン・JICA奨学生制度」では、国立サバナケット大学の学生毎年40名を支援していきます。

サバナケット大学との「ニコン・JICA奨学生制度」の打ち合わせを終えて

地域貢献

ニコングループでは、より良い社会の実現を目指して、地域に根差したさまざまな活動に取り組んでいます。

国内グループ会社の活動

国内グループ会社各社は、清掃活動、中高生の職場体験学習や地域行事への協力など、さまざまな地域貢献活動に取り組んでいます。仙台ニコンでは、地元の中学校4校、高校1校の生徒たちに対し、出荷・梱包や出庫などの業務を実際に体験してもらう職場体験学習を行い、社会教育の場を提供しました。

海外グループ会社の活動

海外グループ会社各社は、地域事情に配慮し「良き企業市民」として社会貢献活動に取り組んでいます。Nikon s.r.o.（チェコ）では果物農園の収穫や動物園の清掃にボランティアとして社員35名が、Nikon Instruments (Shanghai) Co., Ltd.とNikon Precision Shanghai Co., Ltd.（中国）では地域のチャリティーマラソンに選手や運営ボランティアとして17名の社員が参加しました。

災害復興支援

自然災害発生時に各地の被災地の復興に寄与するべく、ニコングループではさまざまな災害復興支援活動に取り組んでいます。とくに東日本大震災以降は、その復興支援活動に注力しています。

写真の力で復興支援

ニコングループは「写真の力で復興支援」のスローガンのもと、東日本大震災復興支援を継続的に取り組んでいます。「中学生フォトブックプロジェクト」では、3年目の2014年3月期も42校と1団体が参加し、2,850名の中学生が、写真を撮り、選び、伝えたい思いを言葉で添えてフォトブックを制作しました。ニコンはコンパクトデジタルカメラの寄贈や写真教室などで学校の活動をサポートしました。

完成したフォトブックを手にした岩手県釜石市立唐丹中学校の生徒たち

ニコンイメージングジャパンが復興支援の活動拠点として開設、運営する「ニコンプラザ仙台」では、2014年3月期、「地域のNPOとともに復興へ～東北初の市民コミュニティー財団の2年の歩み～」など28の展示・イベント、東北風景写真家協会の「私の原風景」など25の写真展が開催されました。

社員ボランティア活動

ニコングループでは、東日本大震災の被災地復興支援のボランティア活動への社員の参加を支援しています。2014年3月期には、宮城県での農地作業の補助や宅地整備作業、岩手県の「秋の味覚まつり 浄土ヶ浜さんまフェスタ」運営補助員など、ほぼ月1回のペースで行われたボランティア活動にニコングループ社員159名が参加しています。2015年3月期では、地域情報発信を行う宮城県山元町パソコン愛好会への写真教室の継続的な実施や、宮城県・浦戸諸島の菜の花畑の再生を目指した「うらと菜の花プロジェクト」の活動に参加しています。

ふるさとの景色を取り戻す活動「うらと菜の花プロジェクト」での畑の畔作り

社員のボランティア活動の支援を開始してから2014年3月末まで、延べ398名が復興支援ボランティア活動に参加しました。

社会福祉

ニコンは社会の一員としてさまざまな福祉支援活動に取り組んでいます。福祉への支援活動では、社員ひとりひとりが自分の意思で参加できる身近な活動も実施しています。

Sunrise Day Campの支援

Nikon Inc.およびNikon Instruments Inc. 、Nikon Americas Inc.（アメリカ）の3社は、地元ニューヨーク州にあるキャンプグランドで行われている小児がん患者支援のための「Sunrise Day Camp」を2012年3月期から継続してサポートしています。2014年3月期は、子どもたちが快適なキャンプを過ごせるよう、約30名の社員がキャンプグランドの清掃や整備のボランティア活動に参加しました。このほかにも、この活動のチャリティーウォークに社員約50名が参加、抽選会にも景品を提供して募金活動をサポートしました。

キャンプグランドの清掃・整備のボランティア活動に参加する社員

「マクラミランがんサポート」への社員によるチャリティー活動

Nikon U.K. Ltd.（イギリス）では、毎年社員が支援団体を選定し、1年間、その団体のための募金活動を行います。2013年は、がん患者の生活支援を行う団体「マクミランがんサポート」のための活動に取り組みました。街頭募金活動、チャリティーランナーとしてのロンドンマラソン出場など、ほとんどの社員がそれぞれのやり方で活動に関わり、約200万円の募金を集め、団体に寄付することができました。2014年からは、がんに特化した世界初の病院・ロイヤルマーズデンの治療、研究、患者へのケアを支援する「The Royal Marsden Cancer Charity」のための活動に取り組んでいます。

「マクミランがんサポート」支援のための街頭募金に取り組む社員

写真・映像文化

アマチュアからプロフェッショナルまで、世界中の写真を愛する人々に、もっと「映像の楽しさ」「表現の喜び」を感じてもらいたい。そのような想いから、作品発表の場の提供、交流や講習会の企画・運営、コンテストの実施など、写真・映像文化振興のためのさまざまな活動に取り組んでいます。国内では、銀座、新宿、大阪の「ニコンサロン」で定期的に写真展を開催し、プロ・アマ、使用機を問わず、あらゆる分野の厳選された作品を展示しています。

「ニコンフォトコンテスト」は、ニコンが1969年より主催する国際的な写真コンテスト。これまでの累計応募者総数は約37万人、応募作品総数は146万点を超えます。

2012-2013 グランプリ受賞作品
「Elegy of Autumn」
Dina Bova（イスラエル）

CSR調達の推進

サプライチェーンにおける社会的責任を果たすため、調達パートナーの協力のもと、CSR調達に取り組んでいます。

CSR調達の推進体制

ニコングループでは、「ニコン調達基本方針」に基づき、サプライチェーンを通じて腐敗防止や人権尊重などの社会的責任に取り組むため、「ニコン調達パートナーCSRガイドライン」を制定しています。2014年3月期は、環境保護の観点から「紙調達方針」を追加した内容に改定しました。
CSR調達の推進体制としては、組織横断的な会議体として、国内ニコングループ内に「調達連絡会議」と、その下部組織として「CSR調達推進会議」を設置しています。また、グローバル・コンパクト・ジャパン・ネットワークのサプライチェーン分科会へ継続的に参加し、サプライチェーンにおけるCSR調達活動の最新動向の把握に努めています。
なお、調達パートナーのコンプライアンス違反に対しては原因・対応・再発防止策などを求め、厳正に対処しています。

CSR調達の推進

国内調達パートナーへの理解推進

ニコングループでは、サプライチェーンを通じて社会的責任に取り組むために、国内の調達パートナーに向けた説明会、CSR調査票によるアンケート、個別調達パートナーへのヒアリング調査、訪問確認と、段階的にサプライチェーンのCSR活動を推進しています。
2014年3月期は、調達パートナーへのニコンCSR方針の理解・推進、調達パートナーのCSR取り組み状況の把握を目的に、調査を実施しました。内容は、従来のCSR調査票である「ヒアリングチェックシート」の設問をさらに細分化して、改訂版CSR調査票となる「訪問確認チェックシート」を作成し、ニコングループ全調達パートナー2,382社を対象にCSR調査を実施しました。さらに、調査結果の良し悪しに取引金額の大小を加味して優先度の高い調達パートナーを絞り込み、36社に対して訪問確認を実施しました。これらの結果から、同チェックシートによる調査結果と訪問確認の結果に大きな違いはなく、調達パートナーの情報収集方法として有効であることがわかりました。

2015年3月期は、KPI（Key Performance Indicator：定量的指標）を盛り込むなど、調達パートナーへの要求事項をより詳細にした「CSR調達基準」を策定します。また、このCSR調達基準に基づき、CSR調査票を再改訂して調査を実施し、調達パートナーのCSRへの取り組み状況を確認します。さらにフォローアップ活動を行い、CSR調達のリスクを低減していきます。
なお、将来的には取引基本契約書の中にもCSR項目を包含させ、CSR調達基準が調達パートナーに浸透し、「要求」から「順守」へと活動がレベルアップする基盤を構築する予定です。
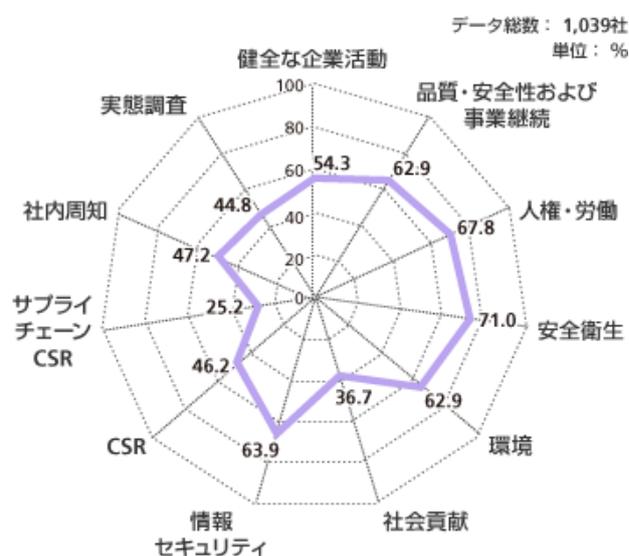
海外におけるCSR調達活動

海外においては、調達パートナーだけでなく、活動主体となるグループ会社への理解促進も重視した活動を進めています。これまで主要な生産拠点を有するアジア地域において、グループ会社への説明会、調達パートナーへの説明会とCSR調査を実施してきました。2014年3月期は、未だCSR調査を行ったことがない調達パートナー12社を対象に、CSR調査を実施しました。また、ニコン調達パートナーCSRガイドラインを基準化するため、地域持株会社のNikon Holdings Hong Kong Limited（香港）およびグループ会社と準備を進めました。2015年3月期は、まず、グループ会社に対するトライアルのモニタリングを実施し、課題を抽出したうえで基準を作成します。また、その基準を検証するために、調達パートナーに対するモニタリングを実施し、現状把握を行うとともに、今後の施策を検討します。

紙調達方針に基づく活動

ニコングループでは、生物多様性保全の観点から、森林資源の持続的な利用に配慮した紙調達に努めています。

紙調達方針

方針：
生物多様性保全、および森林資源の持続可能な利用に配慮した紙の調達を行います。

運用方針：

1. 紙の調達にあたり、以下の原則に基づき環境に配慮された紙を優先的に購入する。FSC認証紙 または 100%再生紙（R100）を優先的に購入する。
2. 上記が無い場合は次善の紙を購入する。
    1. 他の信頼できる認証制度による認証紙、再生紙（R100以外）
       保護価値の高い森林（HCVF、FSCの定義による）から得られたものでないことを確認すること

       または、

2. 法律や規制が順守されていることを確認すること
   伐採に当たって原木の生産される国または地域における森林に関する法令に照らし、手続が適切になされたものであること

3. 原料調達や企業活動において、環境・社会面での問題があると判断された企業によって生産された紙製品は購入を避ける。

紙調達方針の推進

2014年3月期は、ニコングループにおける紙調達方針を制定し、国内外のグループ会社へ周知しました。また、グループ内の紙調達状況を調査しました。
その結果、一部で同方針に反する紙の調達が報告されました。しかし、追跡調査ですべての紙調達において問題のない紙へ切り替えが完了したことを確認しました。引き続き、定期的なモニタリング調査を実施し、グループ内の適切な紙調達を確認します。
なお、2015年3月期は、森林資源の持続可能性により配慮した紙調達を進めるため、3カ年の目標を策定する予定です。

コンソーシアムへの参加

世界の自然林の減少と紙の原料調達には今も多くの問題が報告されているため、適切な紙調達を行うことは大変重要ですが、単体の企業の行動だけでは、影響力が限られます。そこでニコンは、2014年6月より、「持続可能な紙利用のためのコンソーシアム」に参加しています。同コンソーシアムは、環境や社会に配慮した紙の利用を社会全体で推進するため、紙利用について日本国内で先進的な取り組みを行っている企業、国際環境NGOの公益財団法人 世界自然保護基金（WWF）ジャパンと企業の持続可能性の推進をはかる株式会社レスポンスアビリティにより設立されました。ニコンはメンバー企業との情報交換などを通じて、自社の取り組みを発展させるとともに、社会全体における適切な紙利用の浸透にも貢献していきます。

「持続可能な紙利用のためのコンソーシアム」ロゴ

› 持続可能な紙利用のためのコンソーシアム（WWFジャパン）
  http://www.wwf.or.jp/corp/2014/06/post_20.html

グリーン調達の推進

事業所における環境負荷低減に加え、有害な化学物質が環境中へ排出されることをサプライチェーン全体で防ぐために、グリーン調達活動により、ニコン製品に含まれる化学物質を適切に管理しています。

グリーン調達の推進体制

ニコングループは、地球環境に配慮した部品・部材を調達するために「ニコングリーン調達基準」を定めるとともに、この内容を取引基本契約書に盛り込み、サプライチェーンで推進しています。近年は、欧州RoHS指令※や欧州REACH規則※をはじめとする製品含有化学物質管理規制への対応を重要課題とし、管理体制を強化してきました。ニコン製品は、複雑なサプライチェーンを通じて調達・製造された原材料や部品から製造されるため、含有する有害化学物質を管理するためには調達パートナーの協力が不可欠です。ニコングループでは、「グリーン調達部会」と、その下部組織の「グリーン調達推進会議」において、具体的な活動施策の検討、実施、進捗管理を行い、サプライチェーンを通じた製品含有化学物質管理体制の構築をめざしています。

※ RoHS指令（Restriction of Hazardous Substances）
電気・電子機器における特定有害物質の使用の制限に関する指令の略称。
EUにおいて2003年に公布。電気・電子機器における特定有害物質の使用を制限することにより、環境や健康に及ぼす危険を最小化することを目的としている。

※ REACH規則
EU（欧州連合）が2007年に発行した化学物質規制。Registration（登録）、Evaluation（評価）、Authorization（承認）and Restriction（制限）of Chemicals（化学物質）からとった略称。化学物質を製造・輸入する企業は安全性や用途に関する情報を登録することを義務づけられている。

ニコングリーン調達基準の改定

ニコングループは、2005年10月に海外の化学物質規制を念頭に置いた「ニコングリーン調達基準」を制定し、社内外への説明、調達パートナーとの合意書締結、環境保全体制調査などを実施し、グリーン調達活動を推進してきました。その内容は定期的に見直しを行っています。
2014年3月期は、調達パートナーに実施していただきたいことをより具体的で詳細な説明にしてわかりやすい内容に改訂するとともに、化学物質リストを別冊化し、第4.0版として発効しました。

サプライチェーンを通じた環境管理システム構築

ニコングループは、ニコングリーン調達基準の要件を満たす環境管理システムの構築と運用を調達パートナーにお願いしています。環境管理システムは、環境保全管理システムと製品含有化学物質管理システムにより構成されています。
環境保全管理システムは、調達パートナーを対象とし、事業活動において発生する環境負荷を低減する仕組みの構築を求めています。世界的な環境保全への意識の高まりから、多くの調達パートナーが同システムとしてISO14001やエコアクションなどの認証を取得しています。一方、製品含有化学物質管理システムは、調達品やその製造工程を対象とし、含有される環境影響化学物質の管理・削減をする仕組みの構築を求めています。未だ、このシステムの構築がなされていない調達パートナーが散見されます。
ニコングループは、調達パートナーの環境管理システムを監査するとともに、システム構築への支援を行うことで、サプライチェーンを通じた環境管理システムの一層の改善を推進しています。

環境管理システム監査とニコン環境パートナー認定

ニコングループでは、2010年3月期より、調達パートナーが構築、運用している環境管理システムについて監査を実施しています。その結果、環境管理システムに不備がある場合は是正を依頼し、未構築の調達パートナーに対しては、状況に応じてシステム構築の支援を行っています。また、ニコングリーン調達基準の環境管理システムの要件を満たす調達パートナーを対象に、ニコン環境パートナーの認定を行っています。このパートナー認定は3年に一度更新監査があります。2014年3月期現在、認定企業は累計で172事業所となります。
なお、グループ内の事業部門に対しても内部監査を実施し、自らの製品含有化学物質管理システムの構築状況を確認しています。

2014年3月期の監査状況

区分	対象	事業所／部門数	計
環境管理システム監査（新規）	国内調達パートナー	78事業所	120事業所
	海外調達パートナー	42事業所	
環境パートナー認定更新監査	国内調達パートナー	18事業所	19事業所
	海外調達パートナー	1事業所	
環境パートナー認定のための監査（是正・仕組構築完了案件）	国内調達パートナー	17事業所	21事業所
	海外調達パートナー	4事業所	
製品含有化学物質管理システム内部監査	ニコングループ内の事業部門	11部門	-

2014年3月期の環境パートナー認定状況

結果	対象	事業所数	計
環境パートナー認定	2014年3月期監査の対象	61事業所	113事業所
	2013年3月期以前の監査で是正完了	52事業所	
	パートナー認定更新監査の対象	19事業所	-

環境管理システム監査員の育成

2014年3月期は、ニコンおよびグループ会社の46名を対象に環境監査に関する教育を実施し、その後の試験の結果、全員を環境管理システム監査員として登録しました。監査員は累計114名（海外14名）となりました。また、監査において重要な役割を果たす監査リーダーの要件を明確にした「環境管理システム監査リーダー要件チェックリスト」を作成しました。このリストを用いた監査内容の確認と改善を促すことで、監査リーダーの力量向上を図りました。
2015年3月期は、監査長期計画に基づき、年間の監査計画を立て、推進していきます。さらに、監査リーダーを養成し、監査主体を事業部門へ移行させることで、効率的な監査実施を図る予定です。

紛争鉱物問題への対応

ニコンは、より良い社会･地球環境づくりと企業の持続的な発展の両立をめざして、サプライチェーンにおいてもCSRを推進しています。なかでもコンゴ民主共和国およびその隣接国での紛争鉱物問題は世界で最も深刻な社会問題のひとつであり、その地域で人権侵害問題を引き起こしている武装勢力の資金源を断つために、ニコンは武装勢力の採掘・仲介等による紛争鉱物を使用しない方針を掲げ、2011年からサプライチェーンでの調査などの取り組みを行ってきました。2013年には、社内横断プロジェクトを立ち上げ、OECDガイダンス※1を参照して、EICC/GeSI紛争鉱物報告テンプレート※2（以下「EICC/GeSI帳票」）を用いて、主要製品を対象に調査を実施しました。2013年調査では回答の回収率は90.5%となり、紛争に関与した鉱物の使用は発見されませんでした。2014年以降も引き続き調達パートナーとともに対応を進め、ニコン製品のコンフリクト・フリー実現に向けて努力を継続していきます。

※1 “OECD Due Diligence Guidance for Responsible Supply Chains of Minerals from Conflict-Affected and High-Risk Areas”（邦題仮訳「OECD紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス」）

※2 欧米の電子業界団体のElectronics Industry Citizenship Coalition（EICC）とGlobal e- Sustainability Initiative（GeSI）が開発した紛争鉱物の調査票

対応方針および管理体制

紛争鉱物対応方針

ニコンは2011年11月に「紛争鉱物対応方針」を制定し、武装勢力の採掘・仲介などによる紛争鉱物を使用しないように努めることとしました。2014年7月には取り組みを強化するために、下記の通り、より具体的な内容に方針を改訂しました。

方針
（2011年11月制定 2013年2月改定 2014年7月改定）

コンゴ民主共和国およびその隣接国で採掘された4鉱物［（タンタル、錫、タングステン、金）＝「紛争鉱物」］が武装勢力の資金源となり、紛争、人権侵害、環境破壊を助長している状況に鑑み、ニコンは調達パートナーの協力のもとに、武装勢力が採掘・仲介等した「紛争鉱物」を使用しない方針です。

運用方針
ニコンはOECDの紛争鉱物デュー・デリジェンスガイダンスに沿って調査を実行、継続していきます。調達パートナーにおかれましては、紛争鉱物問題に関するニコンの対応方針をご理解、ご賛同いただくとともに、ニコンが実施する調査や監査にご協力いただき、サプライチェーン全体で鉱物資源の責任ある調達に取り組むことをお願いいたします。

方針の周知

2013年4月～5月に調達パートナーに対して説明会を開催し、341社が参加しました。社内では、調達部門などの関係者に対して説明会を実施しました。

社内推進体制

「紛争鉱物対応方針」のもとに、2013年1月には取締役をプロジェクト主管とする社内横断の紛争鉱物対応プロジェクトを立ち上げました。プロジェクトチームは、調達やCSR関連部門と事業部門の関係者とで構成され、2013年調査の中心的役割を果たしました。

サプライチェーン調査

2013年は調査対象をニコンの主力製品および米国上場企業の製品に組み込まれる部品とし、国際標準であるEICC/GeSI帳票を使用して調査しました。ニコンのほとんどすべての製品に電子部品や電子回路が使われており、これらにはタンタル、錫、タングステン、金が使われています。また、複数の製錬企業を訪問し、CFS（コンフリクト・フリー・スメルター）での取り組みを確認しました。

主な調査結果

	全体	映像	ガラス
回収率（%）	90.5% (315/348社)	100% (66/66社)	100% (4/4社)
EICC登録製錬所数※	164	163	10

※ EICCによって製錬所として登録された製錬企業（2014年4月時点）に基づく。

2013年調査では、ニコンの調達先とグループ会社の一部を一次調達先として扱い、回収率を計算しました。EICC登録製錬所とは、EICCによって製錬所として特定された製錬企業で、2014年4月時点で215社が登録されています。ニコンの調査結果のEICC登録製錬所数にはCFS製錬所も含みます。2013年調査で回答のあった取引製錬所数は911社で、この中には製錬所として特定できない企業もありました。ガラス部品について2013年調査で特定できた製錬所は、すべてEICC登録製錬所（CFS製錬所も含む）でした。

ニコンのサプライチェーンにおけるEICC製錬所リスト (PDF:80KB)
http://www.nikon.co.jp/csr/conflict-minerals/pdf/eicc_list.pdf

2013年調査で確認されたリスクと2014年の対応

2013年の調査で判明した取引製錬所については、EICC登録製錬所リストと照合しました。また、回答いただけなかった調達パートナーに対しては開示の協力を依頼しました。さらなる製錬所の把握、特定のためには、調達パートナーとの協力をより一層進めなければならないことがわかりました。判明したリスクは社内プロジェクトの運営委員会で検討し、対応方針を決定しました。

ニコンはサプライチェーンの川下に位置する製造加工業であり、サプライチェーンは広く、階層は深く、複雑です。2014年調査では調達パートナーの支援を強化していきます。また、EICC/GeSI帳票による調査だけでなく、重要な製品や部品およびサプライチェーンの川上に位置する部材については、個別に訪問をして確認を行うなど、重点的に調査を行います。そのためにも、2014年調査では本問題への各事業部門における取り組み強化を図り、さらにニコン製品の中では比較的サプライチェーンの川上に位置するガラス部品については、コンフリクト・フリー推進施策のひとつとして、関係する製錬所の早期特定に努めます。

CFS推進と外部団体との連携

ニコンは、業界団体等と連携してこの問題に取り組んでいます。2012年11月には一般社団法人電子情報技術産業協会（JEITA）の「責任ある鉱物調達検討会」に参加し、情報収集に努めるとともに、業界としての取り組みに参加しています。
コンフリクト・フリー推進のためには、武装勢力と無関係であると確認された製錬所を世界で増やしていくことも大変重要であることから、ニコンは2014年4月にCFSプログラムの構築を進めるCFSI（Conflict-Free Sourcing Initiative、本部米国ワシントンD.C.）に加盟しました。
ニコンではNGOをはじめとする市民団体との対話や連携も大切にしており、2014年2月には公益社団法人企業市民協議会（CBCC、日本経団連の外郭団体）の訪米ミッションにメンバーの一員として参加。ニコンからの働きかけもあり、人権NGOのRSN（Responsible Sourcing Network）との意見交換が実現し、この問題に対するRSNの考え方を直接聞く機会を得ました。
今後もコンゴ民主共和国およびその隣接国における人権問題に対応し、責任ある鉱物資源の調達の実現に向けて、NGOとの対話・連携を検討します。

- JEITA 責任ある鉱物調達検討会
  http://home.jeita.or.jp/mineral/
- CFSI
  http://www.conflictfreesourcing.org/
- 公益社団法人 企業市民協議会
  http://www.keidanren.or.jp/CBCC/
- RSN
  http://www.sourcingnetwork.org/

インドネシアの錫採掘現場の問題

国際環境NGOの調査により、世界有数の錫の産地であるインドネシアのバンカ島・ブリトゥン島の錫採掘現場では、深刻な環境破壊、人権侵害、不適切な労働環境などの問題があることがわかりました。ニコンは、「ニコンCSR憲章」および「ニコン調達パートナーCSRガイドライン」のもと、サプライチェーン全体に対して責任ある調達を推進しており、この問題を憂慮しています。
ニコンは紛争鉱物問題に対応するために、OECDガイダンスに沿った紛争鉱物調査活動を行うとともに、CFSIの製錬所認証の推進活動を支援しています。ニコンは当該地域から直接錫を調達することはありませんが、2013年紛争鉱物調査の結果、インドネシアの製錬所から調達された錫がニコン製品にも一部使用されていることが判明しました。バンカ島・ブリトゥン島で採掘された錫がニコン製品にも含まれているかもしれないことを真摯に受け止め、紛争鉱物問題への対応を今後も継続する一方で、サプライチェーン全体で本問題への理解が進み「責任ある調達」が行われるように、調達パートナー、業界団体、NGOやその他関連組織との協力を通じて、本問題の解決に向けて貢献できるよう努めます。

第三者保証 / 第三者意見への対応

第三者保証

ニコングループでは、情報の信頼性を高めるため、第三者による保証を受けています。

保証対象

項目	保証対象
コンプライアンス活動	ニコン懲戒処分件数
労働環境	ニコンの女性社員比率、女性管理職者数
	国内グループ会社および海外グループ会社の女性社員比率
	ニコンおよび国内グループ会社の休業災害度数率、強度率
環境活動	ニコンおよび国内グループ生産会社エネルギー使用量、売上高原単位（指数）
	ニコンおよび国内グループ生産会社CO_2排出量、売上高原単位（指数）
	海外グループ生産会社CO_2排出量
	ニコンおよび国内グループ生産会社水資源投入量
	ニコンおよび国内グループ生産会社の排水の水質が法定基準値を超えた件数

対象となる実績

2014年3月期実績（2013年4月1日～2014年3月31日）

独立した第三者保証報告書

2014年7月15日

株式会社ニコン
　取締役社長兼社長執行役員　牛田　一雄　殿

株式会社トーマツ審査評価機構
東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
代表取締役社長　稲永　弘

株式会社トーマツ審査評価機構（以下「当社」という）は、株式会社ニコン（以下「会社」という）のウェブページに掲載するために作成した「ニコンウェブサイト「CSR」の情報」に記載されている2014年3月期（2013年4月1日から2014年3月31日まで）の会社及び国内グループ生産会社のエネルギー使用量及び売上高原単位（指数）、CO_2排出量及び売上高原単位（指数）、水資源投入量、排水の水質が法定基準値を超えた件数、海外グループ生産会社のCO_2排出量、会社の懲戒処分件数、女性社員比率及び女性管理職者数、国内グループ会社及び海外グループ会社の女性社員比率、会社及び国内グループ会社の休業災害度数率及び強度率（以下、あわせて「サステナビリティ情報」という）について、限定的保証業務を実施した。

会社の責任

会社は、会社が採用した算定及び報告の基準（各保証対象に注記されている）に準拠してサステナビリティ情報を作成する責任を負っている。

固有の不確実性

CO_2排出量の算定は、必要な排出係数と数値データの決定に利用される科学的知識が不完全である等の理由により、固有の不確実性の影響下にある。

当社の独立性と品質管理

当社は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力と正当な注意、守秘義務、及び職業的専門家としての行動に関する基本原則に基づく、国際会計士倫理基準審議会の「職業会計士の倫理規程」が定める独立性及びその他の要件を遵守した。また、当社は、国際品質管理基準第1号「財務諸表の監査及びレビュー並びにその他の保証及び関連サービス業務を行う事務所の品質管理」に準拠して、倫理要件、職業的専門家としての基準及び適用される法令及び規則の要件の遵守に関する文書化した方針と手続を含む、包括的な品質管理システムを維持している。

当社の責任

当社の責任は、当社が実施した手続及び当社が入手した証拠に基づいて、サステナビリティ情報に対する限定的保証の結論を表明することにある。当社は、「国際保証業務基準3000 過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」（国際監査・保証基準審議会）、「国際保証業務基準3410 温室効果ガス報告に対する保証業務」（国際監査・保証基準審議会）に準拠して、限定的保証業務を実施した。

当社が実施した手続は、職業的専門家としての判断に基づいており、質問、プロセスの観察、文書の閲覧、分析的手続、算定方法と報告方針の適切性及び報告書の基礎となる記録との一致又は調整、及び以下を含んでいる。

- 会社の見積り方法が、適切であり、一貫して適用されていたかどうかを評価した。ただし、手続には見積の基礎となったデータのテスト又は見積の再実施を含めていない。
- データの網羅性、データ収集方法、原始データ及び現場に適用される仮定を評価するため、事業所の現地調査を実施した。

限定的保証業務で実施する手続は、合理的保証業務に対する手続と比べて、その種類と実施時期が異なり、その実施範囲は狭い。その結果、当社が実施した限定的保証業務で得た保証水準は、合理的保証業務を実施したとすれば得られたであろう保証水準ほどには高くない。

限定的保証の結論

当社が実施した手続及び入手した証拠に基づいて、会社のサステナビリティ情報が、会社が採用した算定及び報告の基準に準拠して作成されていないと信じさせる事項はすべての重要な点において認められなかった。

以　上

※ 国際保証業務基準（ISAE）3000および3410
国際会計士連盟（IFAC）の国際監査・保証基準審議会（IAASB）が作成した保証業務の基準。ISAE3000は「事業体の過去財務情報の監査やレビュー以外の保証業務」を対象としており、環境情報や社会的側面の情報の保証業務はこれにあたる。ISAE3410は特に「温室効果ガス」の保証業務をISAE3000に則して行う方法を定めており、その準拠にあたってはISAE3000の要求事項も順守する必要がある。

※ 固有の不確実性
温室効果ガスの算定には固有の不確実性を伴うが、これは算定を行う事業体には不可避なものである。算定に使用する温暖化係数などが現在では科学的仮定に留まり、各種計測機器の誤差などの発生を避けられないためである。なお、この不確実性は算定値が不適切であることを意味するものではなく、ISAE3410においても、利用している仮定などが合理的で、開示も十分な内容であれば保証が可能であるとされている。

「ニコンCSR報告書2013」でいただいた第三者意見に対する対応

第三者（藤井敏彦氏）よりいただいたご意見		対応策
CSRの基盤	米州においても早期に（CSR統括推進機能が）構築される予定であるとのことで、その実現を期待したい。	• 2013年9月より米州のCSR統括推進業務を専従で行う人員を配置した。2014年中に第1回米州CSR委員会開催をめざし準備を進めている。 › CSR推進体制（P15）
環境経営の拡充・推進	（生物多様性への取り組みとして、）来年度は（生態系サービス評価の）分析結果に基づく具体的な措置がとられることを期待したい。	• ESRの分析結果に基づき、施策を関係各部門の活動に落とし込み、継続的に取り組んでいる。例えば、コピー用紙のさらなる削減に向けてコピー用紙使用量の集中管理システムを国内ニコングループに導入し、データの一元管理化を進めた。 › 生物多様性の保全 | ESRに基づく取り組み（P49） • 紙調達に関する取り組みとしては、モニタリング調査を実施し、各グループ会社における紙調達方針に則った調達活動の状況把握を行った。またその結果分析により、中期的な活動目標を設定した。 › CSR調達の推進 | 紙調達方針に基づく活動（P107）
人権・労働慣行の順守と多様な社員の活躍推進	出発点は、国内外のグループ会社も対象として所要の制度が整備されグローバルかつシステマティックに取り組みが進められることである。ぜひ（グローバル人事ミーティングの開催、グローバル人材育成の方針の共有、ニコングループ人事ビジョンの制定など、既存の）取り組みを深化・加速していただきたい。	• 各拠点人事部門との連携強化のため、グローバル人事マネジメントミーティングを2回開催。グローバル・バーチャル人事ミーティングについては8回開催した。 • グローバルリーダー候補者の選出と教育を開始した。 • グローバルタレントマネジメントシステムについて、導入に向けた準備などを所期方針に基づき積極的に進めている。 › 人事制度 / 人材育成 / 労使関係 | グローバルな人材マネジメント（P89）

第三者（藤井敏彦氏）よりいただいたご意見		対応策
サプライチェーンのCSR活動推進	1）調達パートナーとの基本取引契約に訪問確認とCSR要請の事項を含めること、2）問題が発生した場合の手続きを事前に決めておくこと、3）とりわけ海外のサプライチェーンについてはそれらの対応の喫緊性が高いこと、を昨年指摘した。ニコングループが主体性をもって方針を決め実施に移すべきである。	● 国内はCSR調査、訪問確認を通じて、CSRリスク判断、是正対応をCSR調査票を使用して実施することが有効であることが確認できた。今後はガイドラインを基準化し、調査票を改善することでより精度の高い、CSRリスクの特定をめざし、リスク回避を行っていく。 ● 海外は、Nikon Holdings Hong Kong Limitedと連携して海外でのモニタリング実施に向け準備を進めた。モニタリング実施後は、その結果を踏まえ、海外における適切なリスク回避の施策を検討する。 › CSR調達の推進（P106）
NGOとの対話	多様な価値観をもったステークホルダーと普段の対話を続けていくことの重要性を昨年度に続き強調したい。	● 生物多様性については公益財団法人 世界自然保護基金ジ（WWF）ジャパンと継続的なコミュニケーションをとるなど、テーマに応じて外部専門家やNGOなどと対話を続けている。また、業界団体をはじめとした複数の組織を通じて、多様なステークホルダーとの対話に努めている。

ガイドライン対照表

以下の対象表は、ニコンウェブサイトおよび「CSR報告2014」（本報告書）において、GRIサステナビリティ リポーティングガイドライン第3.1版の開示要求項目に関する内容を記述したページを記載したものです。国連グローバル・コンパクトの10原則、ISO26000についても併せて対象表に記載しています。

1. 戦略および分析

指標		GC原則	ISO 26000	該当ページ	
				一括印刷用PDF	CSRサイト
1.1	組織にとっての持続可能性の適合性と、その戦略に関する組織の最高意思決定者（CEO、会長またはそれに相当する上級幹部）の声明	－	6.2	P3	トップメッセージ
1.2	主要な影響、リスクおよび機会の説明	－	6.2	P3 P11 P19	トップメッセージ CSR中期計画における重点課題 CSR重点課題における目標と実績

2. 組織のプロフィール

指標		GC原則	ISO 26000	該当ページ	
				一括印刷用PDF	CSRサイト
2.1	組織の名称	－	－	P2	会社概要
2.2	主要なブランド、製品および／またはサービス	－	－	P2	事業内容
2.3	主要部署、事業会社、子会社および共同事業などの組織の経営構造	－	6.2	P2	有価証券報告書
2.4	組織の本社の所在地	－	－	P2	会社概要
2.5	組織が事業展開している国の数および大規模な事業展開を行っている、あるいは報告書中に掲載されているサステナビリティの課題に特に関連のある国名	－	－	P2	会社概要
2.6	所有形態の性質および法的形式	－	－	P2	有価証券報告書
2.7	参入市場（地理的内訳、参入セクター、顧客/受益者の種類を含む）	－	－	P2	有価証券報告書
2.8	以下の項目を含む報告組織の規模 • 従業員数 • 事業（所）数 • 純売上高（民間組織について）あるいは純収入（公的組織について） • 負債および株主資本に区分した総資本（民間組織について） • 提供する製品またはサービスの量	－	－	P2	会社概要 有価証券報告書
2.9	以下の項目を含む、規模、構造または所有形態に関して報告期間中に生じた大幅な変更 • 施設のオープン、閉鎖および拡張などを含む所在地または運営の変更 • 株式資本構造およびその資本形成における維持および変更業務（民間組織の場合）	－	－	－	組織改編に関する件 （※報告対象期間外ではあるが、2014年6月27日より組織改編を実施）
2.10	報告期間中の受賞歴	－	－	P17	社外からの評価

3. 報告要素

指標		GC 原則	ISO 26000	該当ページ	
				一括印刷用PDF	CSRサイト
報告書のプロフィール					
3.1	提供する情報の報告期間（会計年度／暦年など）	ー	ー	P2	› CSR報告2014
3.2	前回の報告書発行日（該当する場合）	ー	ー	P2	› CSR報告2014
3.3	報告サイクル（年次、半年ごとなど）	ー	ー	P2	› CSR報告2014
3.4	報告書またはその内容に関する質問の窓口	ー	ー	P2	› CSR報告2014
報告書のスコープおよびバウンダリー					
3.5	以下を含め、報告書の内容を確定するためのプロセス • 重要性の判断 • 報告書内のおよびテーマの優先順位付け • 組織が報告書の利用を期待するステークホルダーの特定	ー	ー	P9 P11 P12	› CSRの方針 › CSR中期計画における重点課題 › ステークホルダーとの対話
3.6	報告書のバウンダリー（国、部署、子会社、リース施設、共同事業、サプライヤー（供給者）など）	ー	ー	P2 P41-42	› CSR報告2014 › 環境マネジメントシステム
3.7	報告書のスコープまたはバウンダリーに関する具体的な制限事項を明記する	ー	ー	P2 P41-42	› CSR報告2014 › 環境マネジメントシステム
3.8	共同事業、子会社、リース施設、アウトソーシングしている業務および時系列でのおよび／または報告組織間の比較可能性に大幅な影響を与える可能性があるその他の事業体に関する報告の理由	ー	ー	ー	ー
3.9	報告書内の指標およびその他の情報を編集するために適用された推計の基となる前提条件および技法を含む、データ測定技法および計算の基盤	ー	ー	P2 P43 P63, 65-66	› CSR報告2014 › 環境会計 › CO_2削減への取り組み
GRI内容索引					
3.12	報告書内の標準開示の所在場所を示す表	ー	ー	P118-126	› 本対照表
保証					
3.13	報告書の外部保証添付に関する方針および現在の実務慣行。サステナビリティ報告書に添付された保証報告書内に記載がない場合は、外部保証の範囲および基盤を説明する。また、報告組織と保証の提供者との関係を説明する	ー	ー	P114	› 第三者保証／第三者意見への対応

4. ガバナンス、コミットメントおよび参画

指標		GC 原則	ISO 26000	該当ページ	
				一括印刷用PDF	CSRサイト
ガバナンス					
4.1	戦略の設定または全組織的監督など、特別な業務を担当する最高統治機関の下にある委員会を含む統治構造（ガバナンスの構造）	1-10	6.2	P24-25	› コーポレート・ガバナンス体制
4.2	最高統治機関の長が執行役員を兼ねているかどうかを示す（兼ねている場合は、組織の経営におけるその役割と、このような人事になっている理由も示す）	1-10		P24-25	› コーポレート・ガバナンス体制

指標		GC原則	ISO 26000	該当ページ	
				一括印刷用PDF	CSRサイト
4.3	単一の理事会構造を有する組織の場合は、最高統治機関における社外メンバーおよび／または非執行メンバーの人数と性別を明記する	1-10	6.2	P24-25	コーポレート・ガバナンス体制
4.4	株主および従業員が最高統治機関に対して提案または指示を提供するためのメカニズム	1-10		P24	コーポレート・ガバナンス体制
4.5	最高統治機関メンバー、上級管理職および執行役についての報酬（退任の取り決めを含む）と組織のパフォーマンス（社会的および環境的パフォーマンスを含む）との関係	1-10		P25	コーポレート・ガバナンス体制
4.6	最高統治機関が利害相反問題の回避を確保するために実施されているプロセス	1-10		P24-25	コーポレート・ガバナンス体制
4.7	最高統治機関およびその委員会メンバーの性別その他多様性を示す指標についての配慮を含む、構成、適性および専門性を決定するためのプロセス	1-10		P24-25	コーポレート・ガバナンス体制
4.8	経済的、環境的、社会的パフォーマンス、さらにその実践状況に関して、組織内で開発したミッション（使命）およびバリュー（価値）についての声明、行動規範および原則	1-10		P9-10 P16 P36 P88 P107 P111	CSRの方針 国連グローバル・コンパクトへの取り組み ニコン環境管理基本方針 ニコングループ人事ビジョン CSR調達の推進 紛争鉱物問題への対応
4.9	組織が経済的、環境的、社会的パフォーマンスを特定し、マネジメントしていることを最高統治機関が監督するためのプロセス。関連のあるリスクと機会および国際的に合意された基準、行動規範および原則への支持または遵守を含む	1-10		P16 P24 P40	国連グローバル・コンパクトへの取り組み コーポレート・ガバナンス体制 環境マネジメントシステム
4.10	最高統治機関のパフォーマンスを、特に経済的、環境的、社会的パフォーマンスという観点で評価するためのプロセス	1-10		P24-25	コーポレート・ガバナンス体制
外部のイニシアティブへのコミットメント					
4.11	組織が予防的アプローチまたは原則に取り組んでいるかどうか、およびその方法はどのようなものかについての説明	7	6.2	P27-28 P32-79 P86-87 P99-101 P106-113	内部統制システム リスク管理活動 環境活動 コンプライアンス活動 社員の安全と健康 CSR調達活動 紛争鉱物問題への対応
4.12	外部で開発された、経済的、環境的、社会的憲章、原則あるいは組織が同意または受諾するその他のイニシアティブ	1-10		P9-10 P40 P44-46	CSRの方針 環境マネジメントシステム 環境アクションプラン
4.13	組織が以下の項目に該当するような、（企業団体などの）団体および／または国内外の提言機関における会員資格 • 統治機関内に役職を持っている • プロジェクトまたは委員会に参加している • 通常の会員資格の義務を越える実質的な資金提供を行っている • 会員資格を戦略的なものとして捉えている	1-10		P13 P113	ステークホルダーとの対話 紛争鉱物問題への対応
ステークホルダー参画					
4.14	組織に参画したステークホルダー・グループのリスト	–	6.2 組織統治	P11 P12	CSR中期計画における重点課題 ステークホルダーとの対話
4.15	参画してもらうステークホルダーの特定および選定の基準	–		P12	ステークホルダーとの対話
4.16	種類ごとのおよびステークホルダー・グループごとの参画の頻度など、ステークホルダー参画へのアプローチ	–		P12 P116-117	ステークホルダーとの対話 第三者保証／第三者意見への対応

指標		GC原則	ISO 26000	該当ページ	
				一括印刷用PDF	CSRサイト
4.17	その報告を通じた場合も含め、ステークホルダー参画を通じて浮かび上がった主要なテーマおよび懸案事項と、それらに対して組織がどのように対応したか	－	6.2 組織統治	P19-21 P116-117	CSR重点課題における目標と実績 第三者保証／第三者意見への対応

5. マネジメント・アプローチおよびパフォーマンス指標

指標		GC原則	ISO 26000	該当ページ	
				一括印刷用PDF	CSRサイト
経済					
	マネジメント・アプローチの開示	1、4、6、7	6.2 6.8	P2	有価証券報告書
経済パフォーマンス指標					
側面：経済的パフォーマンス					
中核 EC1.	収入、事業コスト、従業員の給与、寄付およびその他のコミュニティへの投資、内部留保および資本提供者や政府に対する支払いなど、創出および分配した直接的な経済的価値	－	6.8 6.8.3 6.8.7 6.8.9	－	有価証券報告書
中核 EC2.	気候変動による組織の活動に対する財務上の影響およびその他のリスクと機会	7	6.5.5	P43	環境会計
中核 EC3.	確定給付型年金制度の組織負担の範囲	－	－	－	有価証券報告書
中核 EC4.	政府から受けた相当の財務的支援	－	－	－	－
側面：市場での存在感					
追加 EC5.	主要事業拠点について、現地の最低賃金と比較した性別ごとの標準的新入社員賃金の比率の幅	1	6.3.7 6.4.4 6.8	－	－
中核 EC6.	主要事業拠点での地元のサプライヤー（供給者）についての方針、業務慣行および支出の割合	－	6.6.6 6.8 6.8.5 6.8.7	P106-107	CSR調達の推進
中核 EC7.	現地採用の手順、主要事業拠点で現地のコミュニティから上級管理職となった従業員の割合	6	6.8 6.8.5 6.8.7	－	－
側面：間接的な経済的影響					
中核 EC8.	商業活動、現物支給、または無料奉仕を通じて、主に公共の利益のために提供されるインフラ投資およびサービスの展開図と影響	－	6.3.9 6.8 6.8.3 6.8.4 6.8.5 6.8.6 6.8.7 6.8.9	－	社会貢献活動
追加 EC9.	影響の程度など、著しい間接的な経済的影響の把握と記述	－	6.3.9 6.6.6 6.6.7 6.7.8 6.8 6.8.5 6.8.6 6.8.7 6.8.9	－	－

指標		GC原則	ISO 26000	該当ページ	
				一括印刷用PDF	CSRサイト
環境					
	マネジメント・アプローチの開示	7、8、9	6.2 6.5	P9-10 P16 P36-51 P62	CSRの方針 国連グローバル・コンパクトへの取り組み 環境推進体制 CO_2削減への取り組み
環境パフォーマンス指標					
側面：原材料					
中核 EN1.	使用原材料の重量または量	8	6.5 6.5.4	P37-39 P74-75	事業活動における環境とのかかわり 事業所における化学物質の管理・削減
中核 EN2.	リサイクル由来の使用原材料の割合	8、9	6.5 6.5.4	－	－
側面：エネルギー					
中核 EN3.	一次エネルギー源ごとの直接的エネルギー消費量	8	6.5 6.5.4	P37-39 P63-66	事業活動における環境とのかかわり CO_2削減への取り組み
中核 EN4.	一次エネルギー源ごとの間接的エネルギー消費量	8	6.5 6.5.4	P37-39 P63-66	事業活動における環境とのかかわり CO_2削減への取り組み
追加 EN5.	省エネルギーおよび効率改善によって節約されたエネルギー量	8、9	6.5 6.5.4	P44-46 P63-66	環境アクションプラン CO_2削減への取り組み
追加 EN6.	エネルギー効率の高いあるいは再生可能エネルギーに基づく製品およびサービスを提供するための率先取り組み、およびこれらの率先取り組みの成果としてのエネルギー必要量の削減量	8、9	6.5 6.5.4	P44-46 P52 P60-61 P63-66	環境アクションプラン 環境に配慮した製品開発 主な製品の環境配慮事例 CO_2削減への取り組み
追加 EN7.	間接的エネルギー消費量削減のための率先取り組みと達成された削減量	8、9	6.5 6.5.4	P52 P67-68	環境に配慮した製品開発 非生産系事業所の取り組み
側面：水					
中核 EN8.	水源からの総取水量	8	6.5 6.5.4	P69	大気・水質汚染防止と水資源の保護
追加 EN10.	水のリサイクルおよび再利用量が総使用水量に占める割合	8、9	6.5 6.5.4	P69	大気・水質汚染防止と水資源の保護
側面：生物多様性					
中核 EN12.	保護地域および保護地域外で、生物多様性の価値が高い地域での生物多様性に対する活動、製品およびサービスの著しい影響の説明	8	6.5 5.5.6	P49-50	生物多様性の保全
追加 EN13.	保護または復元されている生息地	8	6.5 6.5.6	P102	「富士山の森づくり」プロジェクトへの参画 「赤谷プロジェクト」への支援 タイの「子供の森」計画への支援
追加 EN14.	生物多様性への影響をマネジメントするための戦略、現在の措置および今後の計画	8	6.5 6.5.6 6.8.3	P49-51	生物多様性の保全
側面：排出物、廃水および廃棄物					
中核 EN16.	重量で表記する直接および間接的な温室効果ガスの総排出量	8	6.5 6.5.5	P37-39 P44-46	事業活動における環境とのかかわり 環境アクションプラン 物流での取り組み CO_2削減への取り組み 非生産系事業所の取り組み
中核 EN17.	重量で表記するその他の関連ある間接的な温室効果ガス排出量	8	6.5 6.5.5	P58	物流での取り組み
追加 EN18.	温室効果ガス排出量削減のための率先取り組みと達成された削減量	7、8、9	6.5 6.5.5	P44-46 P62-68	環境アクションプラン CO_2削減への取り組み 非生産系事業所の取り組み

指標		GC原則	ISO 26000	該当ページ	
				一括印刷用PDF	CSRサイト
中核 EN19.	重量で表記するオゾン層破壊物質の排出量	8	6.5 6.5.3	−	−
中核 EN20.	種類別および重量で表記するNOx、SOxおよびその他の著しい影響を及ぼす排気物質	8	6.5 6.5.3	−	事業所別環境データ
中核 EN21.	水質および放出先ごとの総排水量	8	6.5 6.5.3	P69	事業所別環境データ 大気・水質汚染防止と水資源の保護
中核 EN22.	種類および廃棄方法ごとの廃棄物の総重量	8	6.5 6.5.3	P37-39 P71	事業活動における環境とのかかわり 廃棄物等削減の取り組み
中核 EN23.	著しい影響を及ぼす漏出の総件数および漏出量	8	6.5 6.5.3	P76-77	事業所における化学物質の管理・削減
側面：製品およびサービス					
中核 EN26.	製品およびサービスの環境影響を緩和する率先取り組みと影響削減の程度	7、8、9	6.5 6.5.4 6.6.6 6.7.5	P44-46 P53-54 P60-61	環境アクションプラン 製品の有害物質削減 主な製品の環境配慮事例
中核 EN27.	カテゴリー別の再生利用される販売製品およびその梱包材の割合	8、9	6.5 6.5.3 6.5.4 6.7.5	P55-56	製品リユース・リサイクル
側面：遵守					
中核 EN28.	環境規制への違反に対する相当な罰金の金額および罰金以外の制裁措置の件数	8	6.5	P69	大気・水質汚染防止と水資源の保護
側面：輸送					
追加 EN29.	組織の業務に使用される製品、その他物品、原材料の輸送および従業員の移動からもたらされる著しい環境影響	8	6.5 6.5.4 6.6.6	P58-59 P67-68	物流での取り組み 非生産系事業所の取り組み
側面：総合					
追加 EN30.	種類別の環境保護目的の総支出および投資	7、8、9	6.5	P43	環境会計
社会					
労働慣行とディーセント・ワーク（公正な労働条件）					
	マネジメント・アプローチの開示	1、3、6	6.2 6.4 6.3.10	P9-10 P16 P19-21 P92-101 P106-107 P111-113	CSRの方針 国連グローバル・コンパクトへの取り組み CSR重点課題における目標と実績 労働環境 CSR調達の推進 紛争鉱物問題への対応
労働慣行とディーセント・ワーク（公正な労働条件）パフォーマンス指標					
側面：雇用					
中核 LA1.	性別ごとの雇用の種類、雇用契約および地域別の総労働力	−	6.4 6.4.3	P92-95	多様な社員の活躍
中核 LA2.	新規従業員の総雇用数および雇用率、従業員の総離職数および離職率の年齢、性別および地域による内訳	6	6.4 6.4.3	P92-95	多様な社員の活躍
追加 LA3.	主要事業拠点についての、主要な業務ごとの派遣社員またはアルバイト従業員には提供されないが、正社員には提供される福利	−	6.4 6.4.3 6.4.4	P90	人事制度 / 人材育成 / 労使関係
中核 LA15.	性別ごとの育児休暇後の復職および定着率	−	6.4 6.4.4	−	−
側面：労使関係					
中核 LA4.	団体交渉協定の対象となる従業員の割合	1、3	6.3.10 6.4 6.4.3 6.4.4 6.4.5	P90	人事制度 / 人材育成 / 労使関係

指標		GC原則	ISO 26000	該当ページ	
				一括印刷用PDF	CSRサイト
中核 LA5.	労働協約に定められているかどうかも含め、著しい業務変更に関する最低通知期間	3	6.4 6.4.3 6.4.4 6.4.5	P90	人事制度 / 人材育成 / 労使関係
側面：労働安全衛生					
追加 LA6.	労働安全衛生プログラムについての監視および助言を行う、公式の労使合同安全衛生委員会の対象となる総従業員の割合	1	6.4 6.4.6	P90	人事制度 / 人材育成 / 労使関係
中核 LA7.	地域別および性別ごとの、傷害、業務上疾病、損失日数、欠勤の割合および業務上の総死亡者数	1	6.4 6.4.6	P99-100	社員の安全と健康
中核 LA8.	深刻な疾病に関して、労働者、その家族またはコミュニティのメンバーを支援するために設けられている教育、研修、カウンセリング、予防および危機管理プログラム	1	6.4 6.4.6 6.8 6.8.3 6.8.4 6.8.8	P100-101	社員の安全と健康
追加 LA9.	労働組合との正式合意に盛り込まれている安全衛生のテーマ	1	6.4 6.4.6	P99	社員の安全と健康
側面：研修および教育					
中核 LA10.	従業員のカテゴリー別および性別ごとの、従業員あたりの年間平均研修時間	—	6.4 6.4.7	P90	人事制度 / 人材育成 / 労使関係
追加 LA11.	従業員の継続的な雇用適性を支え、キャリアの終了計画を支援する技能管理および生涯学習のためのプログラム	—	6.4 6.4.7 6.8.5	P95	多様な社員の活躍
追加 LA12.	定常的にパフォーマンスおよびキャリア開発のレビューを受けている性別ごとの従業員の割合	—	6.4 6.4.7	P90	人事制度 / 人材育成 / 労使関係
側面：多様性と機会均等					
中核 LA13.	性別、年齢、マイノリティーグループおよびその他の多様性の指標に従った、統治体（経営管理職）の構成およびカテゴリー別の従業員の内訳	1,6	6.3.7 6.3.10 6.4 6.4.3	P93-94	多様な社員の活躍
側面：女性・男性の平均報酬					
中核 LA14.	従業員のカテゴリー別および主要事業所別の、基本給与と報酬の男女比	1.6	6.3.7 6.3.10 6.4 6.4.3 6.4.4	—	—
人権					
	マネジメント・アプローチの開示	1、2、3、4、5、6	6.2 6.3 6.3.3 6.3.4 6.3.6 6.6.6	P9-10 P16 P19-21 P92-101 P106-107 P111-113	CSRの方針 国連グローバル・コンパクトへの取り組み CSR重点課題における目標と実績 コンプライアンス推進活動 労働環境 CSR調達の推進 紛争鉱物問題への対応
人権パフォーマンス指標					
側面：投資および調達の慣行					
中核 HR2.	人権に関する適正審査を受けた主なサプライヤー（供給者）および請負業者およびその他のビジネス・パートナーの割合と取られた措置	1、2、3、4、5、6	6.3 6.3.3 6.3.5 6.4.3 6.6.6	P106-107	CSR調達の推進
追加 HR3.	研修を受けた従業員の割合を含め、業務に関連する人権的側面に関わる方針および手順に関する従業員研修の総時間	1、2、3、4、5、6	6.3 6.3.5	P16 P86-87 P89-90	国連グローバル・コンパクトへの取り組み コンプライアンス推進活動 人事制度 / 人材育成 / 労使関係

指標		GC原則	ISO 26000	該当ページ	
				一括印刷用PDF	CSRサイト
側面：児童労働					
中核 HR6.	児童労働の事例に関して著しいリスクがあると判断された業務および主なサプライヤー（供給者）と、児童労働の効果的廃絶に貢献するための対策	1、2、5	6.3 6.3.3 6.3.4 6.3.5 6.3.7 6.3.10 6.6.6	P89-90 P106-107 P111-113	人事制度 / 人材育成 / 労使関係 CSR調達の推進 紛争鉱物問題への対応
側面：強制労働					
中核 HR7.	強制労働の事例に関して侵害されるか、もしくは著しいリスクがあると判断された業務および主なサプライヤー（供給者）と、あらゆる形態の強制労働の防止に貢献するための対策	1、2、4	6.3 6.3.3 6.3.4 6.3.5 6.3.7 6.3.10 6.6.6	P89-90 P106-107 P111-113	人事制度 / 人材育成 / 労使関係 CSR調達の推進 紛争鉱物問題への対応
側面：保安慣行					
追加 HR8.	業務に関連する人権の側面に関する組織の方針もしくは手順の研修を受けた保安要員の割合	1、2	6.3 6.3.5 6.4.3 6.6.6	−	−
側面：評価					
中核 HR10.	人権の調査および／もしくは影響の評価を必要とする業務の比率と総数	−	6.3 6.3.3 6.3.4 6.3.5	P89-90 P106-107 P111-113	人事制度 / 人材育成 / 労使関係 CSR調達の推進 紛争鉱物問題への対応
側面：改善					
中核 HR11.	人権に関する苦情申し立ての数および、正式な苦情対応システムを通じて対処・解決された苦情の数	−	6.3 6.3.6	P86	コンプライアンス推進活動
社会					
	マネジメント・アプローチの開示	10	6.2 6.6 6.8	P9-10 P19-21 P102-105	CSRの方針 CSR重点課題における目標と実績 社会貢献活動
社会パフォーマンス指標					
側面：地域コミュニティ					
中核 SO1.	地域コミュニティとの取り決め、影響評価、開発計画などの履行をともなう事業（所）の比率	−	6.3.9 6.8 6.8.3 6.8.9	−	−
中核 SO9.	地域コミュニティに及ぼす可能性の高い、または実際に及ぼしているネガティブな影響のある事業（所）	−	6.3.9 6.5.3 6.5.6 6.8	P76-77	事業所における化学物質の管理・削減
中核 SO10.	地域コミュニティにネガティブな影響を及ぼす可能性の高い、または実際に及ぼしている事業（所）で実施されている防止策や軽減策	−	6.3.9 6.5.3 6.5.6 6.8	P76-77	事業所における化学物質の管理・削減
側面：不正行為					
中核 SO2.	不正行為に関連するリスクの分析を行った事業単位の割合と総数	10	6.6 6.6.3	P32 P86-87 P106-107	リスク管理活動 コンプライアンス推進活動 CSR調達の推進
中核 SO3.	組織の不正行為対策の方針および手順に関する研修を受けた従業員の割合	10	6.6 6.6.3	P85	コンプライアンス推進活動
中核 SO4.	不正行為事例に対応して取られた措置	10	6.6 6.6.3	P87	コンプライアンス推進活動

指標		GC原則	ISO 26000	該当ページ	
				一括印刷用PDF	CSRサイト
側面：公共政策					
中核 SO5.	公共政策の位置づけおよび公共政策立案への参加およびロビー活動	1-10	6.6 6.6.4 6.8.3	–	–
製品責任					
	マネジメント・アプローチの開示	1、8	6.2 6.6 6.7	P12 P9-10 P22-23	ステークホルダーとの対話 CSRの方針 製品の品質管理
製品責任のパフォーマンス指標					
側面：顧客の安全衛生					
中核 PR1.	製品およびサービスの安全衛生の影響について、改善のために評価が行われているライフサイクルのステージ、ならびにそのような手順の対象となる主要な製品およびサービスのカテゴリーの割合	1	6.3.9 6.6.6 6.7 6.7.4 6.7.5	P12 P22-23	ステークホルダーとの対話 製品の品質管理
追加 PR2.	製品およびサービスの安全衛生の影響に関する規制および自主規範に対する違反の件数を結果別に記載	1	6.3.9 6.6.6 6.7 6.7.4 6.7.5	P23	製品の品質管理
側面：製品およびサービスのラベリング					
中核 PR3.	各種手順により必要とされている製品およびサービス情報の種類と、このような情報要件の対象となる主要な製品およびサービスの割合	8	6.7 6.7.3 6.7.4 6.7.5 6.7.6 6.7.9	–	–
追加 PR4.	製品およびサービスの情報、ならびにラベリングに関する規制および自主規範に対する違反の件数を結果別に記載	8	6.7 6.7.3 6.7.4 6.7.5 6.7.6 6.7.9	–	–
追加 PR5.	顧客満足度を測る調査結果を含む、顧客満足に関する実務慣行	–	6.7 6.7.4 6.7.5 6.7.6 6.7.8 6.7.9	P12, 14 P17-18	ステークホルダーとの対話 社外からの評価
側面：マーケティング・コミュニケーション					
中核 PR6.	広告、宣伝および支援行為を含むマーケティング・コミュニケーションに関する法律、基準および自主規範の遵守のためのプログラム	–	6.7 6.7.3 6.7.6 6.7.9	–	–

※ 「該当なし」の項目については含まない。

表紙の絵画

国連環境計画(UNEP)、地球環境平和財団(FGPE)などと共催した「第22回国連子供環境ポスター原画コンテスト」の入賞作品です。
[テーマ:生命の源『水』それはどこからくるの?〜]

Web 「国連子供環境ポスター原画コンテスト」の共催
http://www.nikon.co.jp/csr/society/earth/icpc/

ラテンアメリカ・カリブ部門最優秀作品/グローバル部門5位作品
作者:Juan David Diaz Monique さん(12歳・コロンビア)

ヨーロッパ部門最優秀作品/グローバル部門5位作品
作者:Yevgeniya Zakharchuck さん(14歳・ウクライナ)

グローバル部門2位作品
作者:Wesley Gong さん(14歳・アメリカ)

グローバル部門1位作品
作者:Chiratchaya Kaeokamkong さん(12歳・タイ)

ニコンは、SRI評価機関より評価をいただき、「FTSE4 Good Index Series」、「モーニングスター社会的責任投資株価指数(MS-SRI)」、「ECPI Ethical Index Global」、「Ethibel Investment Register の「Ethibel EXCELLENCE」」のインデックスに組み入れられています。
また、経済産業省と(株)東京証券取引所の「なでしこ銘柄」に2年連続で選定されました。

Nikon
株式会社ニコン
100-8331 東京都千代田区有楽町1-12-1 新有楽町ビル
www.nikon.co.jp

発行:2014年8月